

’96 アジア女性基金国際フォーラム

「女性の人权とは」

報 告 書

1996年8月5日～6日

共催：国連アジア太平洋経済社会委員会
女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

はじめに

1993年の世界人権会議（ウィーン）で女性の権利は人権であり、夫婦間の暴力は単に私的な問題ではなく、社会的な問題と確認されました。さらに女性のリプロダクティブ・ライツについても、1994年の世界人口会議（カイロ）で女性の権利との認識が生まれました。そして1995年9月、アジアではじめて開催された第4回世界女性会議（北京）で採択された行動綱領には、これまでの女性の人権に関する政府や市民団体の活動が集約され、「女性の人権」および「女性に対する暴力」が直ちに行動を即す12の重点項目に入り、全体的に女性の人権を強調した内容になりました。

現在各国政府、国際機関および市民団体では、行動綱領の実施を進めており、その一環として国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）の「開発と女性」課は、アジア太平洋地域における女性の人権振興をテーマに専門家会議を1996年8月7－9日、日本の国立婦人教育会館において開催しました。

アジア女性基金では、このE S C A P会議のために女性の人権に関する専門家が来日されたのを機会に、E S C A Pのご協力により国際フォーラムを国連大学の国際会議場を会場として1996年8月5－6日開催いたしました。

本報告書は国際フォーラムでの発表並びに討議をとりまとめたものです。本報告書において、さらに皆様の女性の人権についての理解が進み、女性にたいする人権侵害である人身売買、家庭内暴力あるいは女性のリプロダクティブ・ライツなどについて、実りある議論が進むことを期待しています。

1997年3月

女性のためのアジア平和国民基金

プロ グ ラ ム

8月5日(月)

6:00~9:30 開会挨拶 金平輝子氏

前東京都副知事
(財)女性のためのアジア平和国民基金理事

来賓挨拶 名取はにわ氏

総理府大臣官房男女共同参画室長

9:30~10:00 ビデオ上映 「女性の権利は人権である」

10:00~11:00 1) 「女性の人権とは—アジアからの視点・問い合わせ」

サビットリィ・グナセケラ氏(コロンボ大学)

2) 「女性の人権とは—人道支援の視点から」

ラシム・アルワリア氏(国際赤十字・赤新月社連盟)

11:00~11:30 休憩

11:30~12:30 3) 「女性の人権とは—イスラム世界の女性達」

サルマ・ソバーン氏

(バングラデシュ人権と法律扶助センターA S K)

4) 「女性の人権とは—日本の女性達」

山下泰子氏(文京女子大学)

12:30~14:00 昼食・休憩

14:00~17:00 パネルフォーラム(1) 「女性のリプロダクティブライトについて」

パネリスト

ラシム・アルワリア氏(国際赤十字・赤新月社連盟)

ミーラ・コサンビイ氏(S N D T女子大学女性学研究センター)

(15:00~15:30 休憩)

8月6日(火)

9:00~12:00 パネルフォーラム(2) 「女性および女児の国際人身売買」

パネリスト

キエン・セレイ・ファル氏 (カンボジア女性開発協会)

オーロラ・デ・ディオス氏 (国際女性差別撤廃委員会委員)

(10:00~10:30 休憩)

12:00~13:30 昼食・休憩

13:30~16:00 パネルフォーラム(3) 「家庭内暴力について」

パネリスト

ミーラー・コサンビィ氏 (SNDT女子大学女性学研究センター)

イムラナ・ジャラール氏 (太平洋地域人権教育専門家)

林 陽子 氏 (弁護士)

16:00~16:30 閉会挨拶

竹村泰子氏

(参議院議員、党内戦後50年問題特別委員会副委員長)



開会挨拶

金平輝子氏

前東京都副知事

財女性のためのアジア平和国民基金理事



本日は「女性の人権とは」というテーマで国際フォーラムを開催しました。女性の人権について考えてみると、1993年、ウィーンで開催された「国際人権会議」において、いわゆる女性の権利は人権であること、そしてそれまでは私的な領域となされていた夫婦間の暴力などにつきましても社会的な問題として確認されました。更に翌年、1994年、カイロにおいて開催された「世界人口会議」において、女性の reproductive rights (リプロダクティブ・ライツ) が初めて、女性の権利という認識を生みました。更に1995年9月アジアで初めて「世界女性会議」が北京において開催されました。ここで採択された行動綱領には、これまでの女性の人権に関する各国政府や市民団体の活動が集約されており、"女性の人権" また "女性に対する暴力" が、直ちにその行動を促す12の重点項目に入りまして、全体的に女性の人権を強調した内容になったと思います。更に1979年に「女性の差別撤廃条約」が国連で採択されましたが、その批准の状況を見ますと、特に、アジア太平洋地域においてはかばかしくないと言わせてきました。しかし、1995年以降、シンガポール、マレーシア、パキスタン等で相次いで批准されましたし、未批准国はアジアではブルネイと北朝鮮の二国を残すのみとなりました。各国で女性の権利、人権を尊重しようという様々な体制が整備されつつあると思います。

現在、各国の政府、国際機関、市民団体等で、北京において採択された行動綱領の実施をどう進めているかについても、後程、総理府大臣官房男女共同参画室の名取室長からお話しいただけると思います。

アジア太平洋地域レベルでの実施主体としてフォーカルポイントであるE S C A P (国連アジア太平洋経済社会委員会) におきましては、来たる8月7日から9日まで "女性の権利、人権を推進する専門家会議" が開催されます。今回このE S C A Pの会議のために、女性の人権に関する専門家が多数来日しました。それを機会に、私どもアジア女性基金ではE S C A Pのご協力のもとに、今回のこの国際フォーラムを開催することになりました。

ここで「女性のためのアジア平和国民基金」について一言、説明いたします。1995年7月19日、村山前内閣の下で、この基金は設立されました。この基金は、一つには、日本軍によ

って性的な奴隸とされたいわゆる元「慰安婦」の方々に対する道義的責任を果すための事業を行うこと、もう一つには、女性に対するその他の人権侵害を防ぎ、女性の尊厳を守るために事業を行うことの二本柱の下に現在活動を行っています。今回の国際フォーラムは私ども基金の女性の尊厳を守る事業の部分に関するもので、第1回の事業として開催いたしました。今後も、私どもは女性の尊厳を守る事業を極めて重く受けとめ、これからも様々な事業を行っていきたいと考えています。

本日は、女性の人権につきまして、アジア各国の法制度の視点、人道支援の立場から、またイスラム世界の女性、日本の女性の立場等から、専門家のお話をうかがいます。それに先立ちます基調講演として、女性の人権全般についてお話をいただこうと思います。その後、パネルフォーラムを3つ用意しております。基調講演やパネルフォーラムを通して、ご一緒に人権の問題を学び、考え、そして理解を深めていきたいと思います。実りある議論が最後まで出来ますようよろしくご協力をお願いします。

海外からお越しいただきました専門家の皆様、本当にようこと日本に、そしてこの国際フォーラムにご参加いただきまして、心からお礼申し上げます。もちろん、日本の専門家の皆様にもお礼を申し上げると共に、フロアでご参加くださいました方々にお礼を申し上げ、開会の挨拶といたします。

来賓挨拶

名取はにわ氏

総理大臣官房男女共同参画室長

男女が肩を並べてあらゆる分野に参画し、共に利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することは政府にとりまして大きな政策課題です。そのため、内閣総理大臣を本部長、女性問題担当大臣である内閣官房長官を副本部長、全閣僚を本部員とする男女共同参画推進本部が中心となって努力しているところです。

先ず、昨年は北京で「世界女性会議」が開催され、世界から4万8千人が集いました。日本からは5千人が参加しました。この北京宣言でも高らかに唱われた「女性の権利は人権である」という言葉は今や私達共通のキーワードとなっています。又今年は日本におきまして女性が参政権を行使してから50年目になります。婦人参政権を獲得するまでの先人達の苦労を偲ぶと共に、これを機に男女共同参画社会の実現に向けて一層のはずみをつけたいと思います。去る7月30日、内閣総理大臣の諮問機関である“男女共同参画審議会”が「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造」を答申しました。これは1994年8月に“男女共同参画審議会”が内閣総理大臣から男女共同参画社会の形成に向けて21世紀を展望した総合的ビジョンについて諮問を受けたことに対する答申です。審議会では、昨年の世界女性会議を視野に入れつつ、審議が進められました。昨年12月には、それまでの論点を整理して、公表し、これに対する意見、要望が広く集められました。その結果500以上の意見が寄せられ、審査委員はその意見、要望を座右に置きながら、審議が進められました。この答申はこの様に国際的動向や広く各界の意見も踏まえて、まとめられたものです。

答申の一部を紹介しますと、男女共同参画は人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、眞の男女平等社会の達成を目指すものです。男女共同参画社会は、女性のみならず、男性にとっても望ましい社会であるとした上で、我国の経済社会の変化を踏まえつつ、目指すべき方向とそれに至る道を定義しています。男女共同参画社会の目標として、第一に、人権の確立、第二に政策方針決定過程への参画による民主主義の成熟、第三に社会的文化的に形成された性別、これを gender(ジェンダー) と言いますが、それに敏感な視点の定着と進化、第四に新たな価値の創造、第五に地球社会への貢献をかかげています。その上で、男女共同参画社会への取組みについての提言が述べられておりますが、ここでも女性の人権を重視しております。女性に対する暴力の撤廃、メディアにおける人権の推進用語、reproductive health-

rights（リプロダクティブヘルスライツ）の確立、人権教育の充実を提言しています。更に男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備、強化の必要性を強調しています。今後、政府はこの答申を踏まえて、世界女性会議で採択された行動綱領により要請されている国内行動計画を出来るだけ早く見直すことにしています。

まさにこの様な時に、開催されるこの国際フォーラムは、女性の人権をテーマとした誠に意義深いものです。この国際フォーラムにおいて実り多い討論が行われ、女性の人権が推進、擁護されることを期待して私の挨拶と致します。



基 調 報 告

「女性の人権とは—アジアからの視点・問い合わせ」

サビットリイ・グナセケラ 氏
コロンボ大学法学部教授

この度はE S C A Pの招請で、専門家委員会に出席するために参りました。“アジア太平洋地域の人権の擁護、推進”をテーマとする専門家会議です。今のビデオでも表されているように人間の苦しみ、経験、喜び、これらは普遍的、万国共通のものであり、そして人々の連帯につながるものであります。ですから、世界の女性は同じ気持で人権を擁護、推進することができると、確信しています。

アジア太平洋地域における女性の人権をどう進めていったらよいか述べたいと思います。人権(human rights)は本来、ヨーロッパ中心の西洋の思想であると、しばしば言われています。しかし、私どもが住むこの大陸は偉大なる宗教の発生地域です。イスラムについてよく誤解がありますが、イスラム教徒の世界では女性に対して尊厳、権利を与えました。それ以前の慣習法では認められない新しい革新的なアイデアを提唱したのはまさにイスラムがありました。アジアで最初に活動をおこしたのは仏教の尼さんでした。頭を剃り、裸足で、女性は南インドから旅をしました。そして仏様に尼になること、つまり得度することを認めていただいたのです。認められたことによって女性も等しく高い次元に高められたのです。日本でも観音様、女性の仏様、神様がいらっしゃるように、人権がヨーロッパ中心の考え方というはとんでもないことで、私どもにとっても等しく重要で、馴染みのある考え方です。

人権に関する様々な国際的文書があります。1948年に“国際人権宣言”がなされ、1966年に“国際規約”がまとめられ、1979年に“女性差別撤廃条約”が採択されました。実は、1993年になって、ウィーンにおける“国際人権会議”において初めて、女性の人権が提唱されました。女性に対する暴力撤廃宣言で初めて人権と女性の権利が結びつけられました。1995年の北京における“世界女性会議”を経て、その考え方は明確になりました。各国の政府そして国民一人ひとりに分って欲しいのは、女性の権利、それは人権、即ち女性を人間として認知することです。これは当然のことと思われるでしょうが、いつもそのことがないがしろにされています。多くの国々では、この人間としての権利を認知するということまだなされていません。人権としての女性の権利を考えることが重要です。国際社会のもとでは、政府は国民に対して責任をもちます。世界共通に認識されている規範に則って、政

府は責任をもちます。国際法としての人権はその規範なくしては不毛のものになります。内在化されなければ、机上の空論になります。男女に差別なしの平等のビジョンを提供し、女性に対して男性と同じ生きるチャンスを与えなければ空文化してしまいます。女性の人間としての尊厳、人間としての価値を認めることが重要です。“女性の権利は人権である”という考え方が、国際的にもこの10年余間高まってきました。しかし、それを内在化、即ち、自分のものにするにはまだまだ様々な問題をそれぞれの国でかかえています。人権が本当にはぐくまれなければならないのは、国内においてです。各国において、内在化するにあたり、様々な問題があるのです。“条約”という形と“国際慣習法”という形で、人権が様々に規定されています。条約、国際文書となりますと、調印して当事国となりますが、そのような法律文書は、女性の経験、あるいは女性特有の問題を必ずしも十分に紹介していません。sensitive ではなかった気が致します。国際条約は批准されなければなりません。政府が調印しても批准しなければ、国際規範に準ずる責任が政府に生じません。人権規約、拷問禁止条約、その他の国際条約を批准することが大事なのです。女性差別撤廃条約（CEDAW）だけでなく、その他の人権条約を批准していただくことも大事です。1995年になって、女性差別撤廃条約の批准をする国々が多くなりました。アジア太平洋地域の大半の国々が批准したことは嬉しいことですが、批准したからと言って直ちに国内法として整備されているわけではありません。フィリピンは例外かもしれません。フィリピンでは条約を批准すると、その条約が、そのまま国内法になるという、極めて例外的な国です。しかし、植民地主義、植民地政策の下にあったアジアの国々では、単に批准するだけでは足りなく、国内法を整備することが大事なのです。国内法が充分に整備されていないのが女性にとって問題なのです。政府は批准するだけで、実現に向けて何もしません。そこにギャップがあります。そこに女性が平等を実現出来ない障害があります。

その他に国際慣習法があります。これは、条約、特定の規範がなくても、国際的に重要な基準として認めなければならないことです。そのためには、普遍的な万国共通の実践がなければなりません。そうなりますと、国際慣習法として認められる範囲は限られてしまいます。しかし国際慣習法は全ての国々に対して拘束力があります。ジェノサイド（大量虐殺）、拷問、人道に対する犯罪、奴隸、これらは慣習法の下で犯罪と言われています。しかし、灰色、つまりはっきりしない部分もあります。人身売買は慣習法では当然犯罪と思われますが、しかし、政府はそのように言いません。地域会合で、人身売買を二国間のテーマとして提起できない、政治的に微妙であると、政府は言います。人身売買は女性にとって特に大きな問題

ですが、国際慣習法において確立していないとなりますと、条約に頼むしかありません。しかし、条約は、批准、そして国内法の整備と言った障害があります。国際慣習法であっても国内レベルでの実践、取組みが必要です。それがうまくなされないと遊離してしまいます。国際法にはその他にいくつかの概念があります。国際人権規約も色々な問題があります。

“政府”が批准します。批准した条約に拘束されるのは政府です。政府は責任をもたなければなりません。しかしその責任の対象は“国家としての行為”で、“民間による行為”は規定されていません。しかし实际上、“民間”がしばしば人身売買の扱い手です。民間が人権、法、規約、規準を雇用において侵害している場合、政府は国際法の下では責任を負わなくてよいことになります。国際法は、あくまでも政府、国家に主眼を置いており、民間について規定していません。しかし女性の人権では政府と同様に民間レベルでの規定が重要です。国家の行為には、積極的にやる行為とやらざる行為、いわゆる懈怠、怠慢も入ると言われるようになりました。即ち、やらないということも又、その責任を問われることになりました。法律上の概念になりますが、積極的に何か行為をしたことだけではなく、やらないということも対象になるのです。民間が悪いことをした場合、政府がそれに対し何も対処しないと、法の網にかかります。この様な、法律上の概念を考えますと、国際法がいかに不十分であるかわかります。だからこそ、国家の積極的行為、そして何もしないことの両方を取り上げることになりました。私の国スリランカおよび他の南アジアの国々では、今、新しい考え方方が生まれています。基本的な権利を新解釈する政府の行為の中には“inaction”（しないこと）も入ります。レイプがあり、警察が何も行動をとらなかった場合、それがとがめられます。インドの最高裁判所は腕をこまねいて何もしなかった警察を告発しております。この様な考え方方が国際的に普及されなければなりません。何もしない、怠惰であるということで、政府が責任を回避しないような方向で、国際法においても法理をまとめていかなければなりません。国際法には、条約を批准する国家の権利として条約の条項を留保する権利が認められています。南アジアを中心として留保をつけることがしばしば行われています。批准したもの、留保をすることで、まさに基本となっている義務を回避しています。女性差別撤廃条約（CEDAW）は女性の平等をうたっていますが、自分達の慣習法（宗教法）で異なった考え方方が“equality”（平等）にはあるということで留保する国々があります。うちには独自の考え方がある。一つの文化の平等は他の文化の平等とは異なると主張します。しかし国際的に見れば、人間に係わる中核的な基準があるべきです。暴力、機会均等、生命、人間の尊厳など、文化が異なるからといって、変わるものではありません。しかし文化的相互主義が

依然として見られて、留保という形で、実践されています。国際法はこのような留保の是非について問い合わせられています。この様な点からもCEDAWは大変有益だったと思います。女性差別撤廃条約をモニターするCEDAWの委員会がある提言をしました。条約を批准した国が留保する場合、その留保の理由を説明すべきであり、そしてその留保した国は何をしているのか、何故その留保が依然として続いているのか等の説明を求めるべきである、と提言し、CEDAWの委員会としても批准国のaccountability（自己責任）を強化しようとしています。このことは国際法における人権主義を強化するものであり、人権に対する相対主義的な考え方をする人々に譴責を与えることになるであろうと思います。今まででは人権と言っても、市民・政治的権利ばかりが注目されてきました。社会・経済的権利を人権として取り上げることはなかなかありませんでした。ヨーロッパの人権の伝統ではいわゆる第一世代の人権、権利が言られてきました。それから、社会・経済的権利、拷問からの自由、逮捕されない権利、言論の自由が言られてきました。長い間これらが権利と見られてきました。食品に対する健康、栄養面、教育に対する権利は権利ではないと言われてきましたが、今や違っています。南アジア、大陸を中心として、政府は、独立した後、GNPの最低2～3%を社会開発にあててきました。特に女性にとって平等の問題を解消しようとするならば、生きるチャンスを高めなければなりません。女性に対して教育、医療など様々なアクセスを提供しなければなりません。健康であること、よい食事を得られること、よい教育を得られること、これらは市民の権利です。これらの権利はまさに基本的な、必須のニーズです。生存権にかかわるニーズです。かつてこれらがないがしろにされていた南アジアでは、この基本的ニーズへの認識が今、高まってきたことは、嬉しいことです。基本的ニーズを基本的権利に高めたことは、アジアの貢献であったと思います。従来、市民・政治的な権利ばかりが注目され、人権としての基本的ニーズが忘れられていましたが、基本的ニーズも人権として認知されなければならない、という動きが出てきました。1993年の女性に対する暴力撤廃宣言にもそれが表れています。又、児童権利条約にもうたわれています。幸いなことに、“基本的ニーズ”が“基本的権利”であると広く言われるようになりました。このことはまた、女性の権利にもつながります。政府が予算を、生存権や教育の権利の行使のために割当なければ、現実のギャップは埋りません。国際的人権の内容を更に豊かにすることによって、人権としての女性の権利を高めることができるものでしょうし、社会・経済的権利、即ち基本的ニーズと市民・政治的権利は等しく重要であって、一方が他方によって排除されなければならないことが確認されていると思います。

国際法の不備をもう二点お話ししたいと思います。と言いますのは、もっと前向きに動いて欲しいからです。一つは、女性に対する暴力についてです。多くの国々で女性に対する暴力が行われています。それは刑法によって禁止されていますが、しかし、性的犯罪は非常に些細な犯罪として過少評価されています。ですから、その被害者はそのような犯罪が行われたとして訴えたり、立証したりすることが容易に出来ません。性的犯罪は、殺人あるいは身体的傷害罪のように確立せずに、些細な犯罪にとどめられています。法が介入する場合、あくまでも保護という視点からになっています。しかし、個人の尊厳、人間としての安全確保(security)を認めるならば、性的犯罪であっても、他の犯罪とは違わないはずです。人に對しての暴力、怪我をさせた場合と、全く違わないはずです。CEDAWではこのことをうたっています。しかし他の国際人権規約では、女性に対する暴力を女性の人権を侵害するものとしてうたっていません。このことが取り上げられたのは、1993年のウィーンにおける「国際人権会議」が初めてです。女性に対する暴力の撤廃宣言が、1993年に国連によってなされました。そこで初めて、明確にうたわれました。暴力は保護の問題ではなく、権利の問題です。女性に対する暴力は、基本的自由、基本的人権を侵害するものであることを確認致しました。これはまた、広く主張されなければなりません。国境を越えた人身売買、売買春、これも権利の侵害です。であるとするならば、人身売買に関する国際的規準である1949年の条約を見直さなければなりません。強制された売春は、権利の侵害です。これは妥協を許さない規範です。政府は、二国間の問題で、このような国境を越えた人身売買を提起すると、政治的に問題であるということを隠れ蓑にして、この問題を放置しています。この様なことは許されません。人身売買は妥協を許さない問題なのです。司法の分野でもレイプに対する意識を高めなければなりません。戦争行為としてレイプが行われる場合があります。人権の国際法理でも戦争におけるレイプは人道に対する犯罪である、と言わなければなりません。将来、このことについても法理が確立されなければなりません。今でも、例えば、戦争犯罪やジェノサイド(大量虐殺)に対する考え方と、軍事衝突、紛争がある時のレイプに対する考え方方が違いますが、レイプも等しく人道に対する罪であると考えなければならないでしょう。

また、国際法理では、もう一つのギャップがあります。人々の地位の問題です。政府が条約を批准します。しかし、一人の女性、一つのNGOの機関が、その権利が侵害されたと、国際的な場で主張できるでしょうか。自分の国で権利が侵害されたことを、個人、あるいは一つの機関レベルで訴えることは、現在の国際法では許されません。国家が自主的に主権を

放棄しない限り、即ち、議定書を調印しない限り、このような個人が国際的に苦情を申し立てすることが出来ません。オプションである議定書が批准されて、それをもって国家は自主的に、その問題に関して、その主権を放棄し、自国の市民あるいは他国の市民が、国際法廷の場でその問題を取り上げることが許されたとしても、それは女性が個人の資格でなされなければなりません。しかし女性が訴えるにしても、権限化がすすんでいないということで、国内の裁判所に訴える手段もありません。このような状況下で、どのようにして国際法廷に行けるでしょうか。N G Oが支援してくれなければ女性は気持があっても立ち上がりません。法律では被害者がいなければなりません。議定書に署名しても、被害者がいなければ、何も行動できません。議定書には、女性の権利が侵害された場合、個人の苦情申し立てだけではなく、関係するN G O機関も訴えることができるようにならなければなりません。この様な議定書がC E D A Wにも必要だと思います。この様な議定書が今、一部起草されています。C E D A Wの委員会にも提出されています。C E D A Wも一部このような考え方を採用して、国連で政府間のコンセンサスを得て、この様な議定書が調印されるよう努力しています。女性に対する暴力は各国で見られています。戦争の道具、武器として使われるレイプをはじめ、女性は多くの問題に直面しています。この様な問題に有効に取組むには議定書が必要です。様々な事例を引用して、種々の情報を集めて、先程上映されたビデオで見られたような事実を訴えることによって、女性の権利の分野でも、このC E D A Wの分野でも、国家が主権を放棄する議定書を受け入れるよう訴えたいと思います。議定書を調印することによって国際的な論議、審査の対象となります。私ども、市民が国内だけでなく、国際法の分野でも主体者として訴えることが出来るようにしたいと思います。国際法を更に整備する上で、女性の果たし得る一つの役割であろうと思います。

最後にこの話をして終わりにしたいと思います。国際的基準を国内のレベルに持っていくには、憲法を生かすことが大事でしょう。多くの国々には明文化された憲法があります。その憲法をもってして、国際規準を国内法の下に置いています。男女は平等である、男女の性差による差別があってはならないと憲法でうたっています。しかし、女性の問題を吟味してみると、平等が実現されていません。違いが無くなったからと言って、女性の問題が解消されるものではありません。法の下では不必要に男女を異なる存在として扱っています。確かに必要な場合もあります。例えば、出産、産休、育児休暇といった母親としての役割と職業婦人としての役割を融合させるためには、確かに違いがあって、男女の法の処遇を違えることは正当化されます。女性差別撤廃条約（C E D A W）の第6条で、違いを認識すること

は良いことでもある、しかしそれは平等を実現するための違いの認知でなければならない、と言っています。そこで問題は正の積極的措置を考えなければなりません。違いを解消するためだけのものではなく、実質的平等を考えなければなりません。単に違いに着目するだけでなく、女性として不利益を解消しなければなりません。機会均等、男女平等のアクセスを実現するにはこの不利益を解消しなければなりません。カナダの最高裁判所は、単なる違いを越えて、平等の概念に “disadvantage”（不利益）という概念を導入しました。一見平等でありながら、女性のアクセスが不十分である場合には、差別であるという解釈がなされました。“affirmative action”（積極的正行動）では、女性に男性とは異なる政策を実施することあります。例えば、それは数量割当という形で具現化される場合もあります。シンガポールがよく例として上げられますが、この地域の国々でも中等教育を終了する女性が多い国があります。公務員になる女性が多くても、政府の本当のトップに女性がいるかと言えば、そうではありません。私どもの国では法学部を卒業する女性は多くいますが、最高裁の判事に女性は不在です。つまりガラスでできた見えない天井、壁があります。憲法を生かし、その平等の概念を単に違いを解消することに限定するだけでなく、実体的な平等を実現する手段と位置づけなければなりません。そのためには、当面の措置としては、少なくとも男性と同じアクセスを女性が確保するまでは、積極的正行動、数量割当が必要でしょう。この問題について議論が分かれていることも知っています。これによって反発が出てくるのではないか、本来力がない人間が無理矢理に押し上げられているような言い方をする人もいます。しかし私はそのように思いません。教育にしても、雇用にしても、男女が同じ概念に到達するための facility(便宜) を女性に与えている、と私は思います。インド、アジア大陸では、このような積極的正行動がとられて、立法府議会や様々な分野で、過渡的にでも女性が浮かび上げられるように、現存する不利益を解消するために措置がとられています。平等の実体的概念を守っていくべきだと思います。憲法における法の執行も重要な手段として、女性の権利を国内で高めることができるでしょう。例えば、インドでは大変有益な経験があります。公益あるいは社会行動の訴訟がなされます。具体的に説明しますと、権利が侵害された女性が名乗ることが出来ない場合、その女性に代わって N G O が最高裁に訴えて、その侵害の内容を主張します。裁判所に請願して、救済措置を求めます。女性の権利の侵害は公共の利益に反するものであり、社会的行動であるという考え方です。女性が犠牲者であるという考え方ではありません。東アジアの他の国々でも政府の責任を追及し、政府の accountability（自己責任）を高めて、平等の実現をはかっています。

多くの国々の国籍法を見ますと、男女違って処遇しています。既婚女性はその国の国籍をもっていても、外国人と結婚した場合、自分の子供にその国籍を付与することが出来ません。しかし男性は外国人と結婚しても、自分の子供に自分と同じ国籍を与えることが出来ます。これはCEDAWの第9条に違反しているのみならず、その他の人権規約をも侵害しています。私どもの国々では依然としてその様な国籍法があり、憲法違反ともされてしまいます。バングラデシュではこれを何とか是正しようという動きがあります。バングラデシュで、今係争中の裁判がありますが、まだ明確な策が打たれていません。憲法の解釈からすれば、その様な国籍法の異議申し立てをすることができます。国際規準に照らしても異議を申し立てることが出来ます、批准した条約の趣旨にも反するではありませんか、とも言えます。国内法の一つである国籍法がこれらの趣旨に反しているのは問題であり、公共の利益に視点をえて、最高裁に訴えることは出来ると思います。それによって世論を喚起することも出来ると思います。

その他いくつかの具体的な国内法の分野でもまだ問題があります。他の国内法を見ても人権の機会を一般法に導入する余地は十分あります。例えば“identity”的問題を考えてみましょう。人権にかかわる国際法、憲法を見てみると、全て identityに基づいています。identityは本来差別があってはならない、non-discrimination(非差別)が基本です。しかし国籍をみても差別があります。例えば日本でも子供の出生届では、夫婦別姓で今後登録する場合にも、国際法とは相容れないものがあります。国籍は恣意的にプログラミングされていて平等という国際的規範から逸脱しているような気がします。だからこそ、国際的な規範に準じなければならないという主張をもっとすべきであり、identity、戸籍、姓の登録などでは正を求めていくことが重要です。又刑法を見ますと、英國の植民地下にあった旧体制、旧法理が残っています。私どもの国では100年前に出来た刑法典を改正しました。どのような性犯罪が行われ、又どの様な性暴力にさらされているかという現実に則って法の改正を進めてきました。経験を国々の間で分かちあうことが大事だと思います。国内法において国際的規範を実現することであり、積極的ないい経験を普及させることにもなるでしょう。私どもは、性犯罪、女性に対する暴力に関してフィリピンの法律を参考にして刑法の改正をはかっています。そこに私達の協力出来る場があると思います。

もう二点お話したいと思います。家族における女性そしてその経済的権利です。様々な国で次の様な考え方があります。世帯主は男性であり、男性こそがパンの稼ぎ手であるという考え方方が根強くて、政策もこのことを投影しています。しかし社会の現実を見れば、女性が

家長である場合もしばしばあります。私の国では1981年に19%が女性の家長ありました。今はその割合が更に高まっていると思います。それにもかかわらず私どもの扶養義務はあくまでも男性であり、主たる稼ぎ手として認知されているのは男性です。それが最低賃金法等様々な法にも色濃く表れています。何よりも大切なのは、職場における女性に対する考え方です。雇用主も、女性は二流の稼ぎ手、労働者であると、一段下に見ています。CEDAWの第11条の育児休暇の付与、経済における機会均等、相続権の平等などによって、私達の中に一つの“ethos”（思潮）を育くもうとしています。第11条は、女性の経済的貢献、権利も認めなければならない、アクセスも平等でなければならない、女性達を稼ぎ手である、そしてそれが政策に、法に投影されなければならない、と言っています。特に育児休暇、出産休暇についても各国は国際規準を導入すべきです。出産、育児休暇は benefit（給付）ではなく、社会、国家、家族における責任を全うするのに必要なものです。子どもは母だけでは生まれてきません。父がいるからこそ、家族があるからこそ、社会があるからこそ生まれてくるのです。ですから出産手当と出産休暇を分けて考えなければなりません。出産休暇は給付ではなく、権利です。母になる権利と同じように働く権利もあります。女性が役割を全うする上で、国家の資源を配分しなければなりません。女性が役割を全うするために、社会が協力しなければなりません。又、結婚法、離婚法も変えていかなければなりません。男女のパートナーシップが結婚においても認められなければならない。パートナーシップと責任は万一離婚に至った場合にも主張されなければならない。そこで、離婚に係わる法律も国際的規準に則ったものである必要があります。男女等しく尊厳が認められるように、万一にも結婚が破綻した場合、子どもに対する責任を父と母が平等に担うことです。離婚して、片親になって、女性が独りで子どもを育てなければならないような状況はいけません。そのためには複数の国際法、まさに人権という思想を普及しなければなりません。それは共同の責任です。社会的責任です。尊厳を否定するような、また、何か誤ちである、といった考え方を解消しなければなりません。家庭は愛の泉で素晴らしいところです。しかし、家庭が憎しみ、暴力、反感の場となった時、その家庭がまた、抑圧の場であることも十分に認知し、それを是正し、解消することが大事です。そのためには当事者の苦痛を最小限にして、サポートを最大限にしなければなりません。これも人権の問題です。これはCEDAWや、いわゆる国際人権規約にも書いてあることです。それを国内法として取り入れることが必要であろうと思います。

最後に、人間の権利、人権、これはまた男性の権利でもあります。女性と男性と子どもの

権利です。長年、ジェンダー（gender）の綱領において女性の権利のみをうたってきました。しかし、人権のシンデレラになってはなりません。男女双方が欠くことの出来ない存在です。女性の人権を言う時、男性のサポートも必要です。ですから男女が協力し合って、本当の意味で sensitiveなジェンダーの関係を、平等、正義を実現しなければならないと思います。その過程にあっては、女性の権利と子どもの権利を一緒にすることは避けるべきだと思います。家父長制度の下では、隸属する立場として女性と子どもが一緒にされておりましたが、それをはっきり分けて、女子と男子の子どもの権利も認める必要があります。特にアジアにおいて、性の平等を考える時に、男子と女子の権利、子どもの権利を考えることも大切です。皆それぞれが、コミュニティにおけるパートナーです。そのような考え方を国内において、内在化していくことが重要でしょう。私どもの経験を国際レベルで共有することにより得られるものは多いと思います。ありがとうございました。

講演者紹介

Gooneseker, Savitri (SRI LANKA)

サビットリ・グナセケラ、コロンボ大学法学部教授、前オープン大学人道社会学部長、英國国際法協会フェミニズム委員会委員長、スリランカ女性国内委員会委員、スリランカ外務省調査審議会および大学グラント委員会委員、国内外に人権および女性問題に関して出版、ジェンダーや子どもの権利に関してユニセフ、ILO、ESCAP等のコンサルタント。

司会者：国際的な人権の水準をいかに国内レベルで実行させるかということのためのネットワークが必要であるということを、サビットリさんは言されました。このフォーラムはその意味で、ネットワーク情報交換の場だと思いますので、これから、今日、明日と、このフォーラムで、ネットワーク、情報交換の場を皆様の中で進めていただければと思います。

「女性の人権とは——人道支援の視点から」

ラシム・アルワリア 氏
国際赤十字・赤新月社連盟

この重要な国際フォーラムにお招きいただき嬉しく思っております。グナセケラ教授が言われましたように、いろいろな視点から、人権に関心をもっている人が集まって話し合うことにより、新しい次元を開き、推進することが出来ると考えています。既存の枠組を強化し、新しい枠組を作ることです。本日は、女性の人権に関してグローバルな視点から取り上げてみたいと思います。既に女性の権利が進化的に進んできたことについて発言がありました。私の方からも少し触れることになりますが、あまり繰り返しにならないように、細かい事は省かせていただきます。要するに私が問題としたいのは法律的権利と実際的な権利とのギャップです。そのギャップはどういうものであるか、またそのギャップに対してどういう措置をとったらよいかということです。非常に傍流に押しやられた、不利な立場におかれている人達の立場に焦点を合わせてお話をしたいと思います。

既にこの50年で、かなりの進歩、発展が見られてきました。とりわけ、国際的レベルにおきましては、国際規約や条約が制定されて、規準、規範が制定されてきました。女性も男性も同様の権利が享受できるようにということです。しかし大きなギャップがあることは明らかです。本日、ここに私達が集まっているということ一つをとってみても、まだまだやるべきことが多くあるということを意味しています。状況が新しくなればその都度追加的な措置をとって、全ての人達の人権を擁護していく必要があります。同時に既存の法的なものは実践していく必要があります。グナセケラ教授が言わされたように、国内においてもギャップが見られます。国際規約を国内的に翻訳する上でギャップがあります。もう一つの問題ですが、既に知識をもっている人達に、これは正しいと確信している人達に釈迦に説法するように、話をするわけですが、実際に最も知識が欠けているために、生活自体がおびやかされている人達に、情報に欠けている人達に話をすることが足りないのではないかと思います。個人が国の司法制度に訴えることは難しいと、ましてや国際的な制度に訴えることは出来ないという観点を忘れてはならないと思います。非常に大きく、包括的なトピックスで、限られた時間でなかなか網羅することは出来ません。そこで私は4つの部分に分けて話を進めたいと思います。第一に、簡単に、歴史的な経緯、第二に、今日女性の権利は人権であるということ、第三に、グローバルな状況でどうなっているか、第三に、グローバルな枠組に関連する主要な

要素は何か、第四に、私が国際赤十字・赤新月社連盟において日常作業をしていることの経験、等をお話していきたいと思います。

まず第一についてですが、国連憲章自体が前文において、1945年に、歴史的に初めて、明快な形で男女の平等をうたいました。第一章の第一条に、国際的協力により、国際的な社会、経済、文化、人道上の問題を解消し、人権及び基本的自由を尊重し、促進すること奨励する。人権、性、言語、宗教の違いを問わないと、掲げられています。これは出発点として非常に重要なことです。同様に1948年に世界人権宣言が採択されました。その人権宣言の第二条において、全ての者は、この宣言にうたわれているすべての権利と自由を享受する権利を持っている、人権、皮膚の色、性、言語、宗教、政治、思想、国籍、社会的地位、財産、出生、その他の地位を問わない、ということが書いてあります。しかしこの様なことがうたわれていても、女性に対する区別、差別というのは、今日に至るまで世界のあらゆる地域で残っています。1945年以前において、50ヶ国未満でしか女性が選挙権をもっていなかったという現実があります。私が住み、働いているスイスでも、この10年でようやく一つの州において女性に参政権を与えました。ナミビアという新しい独立国においても、ようやく女性は参政権を得ました。参政権は当然あるであろうと私達は思いがちですが、必ずしも現実はそうではありません。闘争を経て手にしたものですが、それを十分に活用していないというのが現実です。世界の舞台あるいは国内において問題を取り上げようとしているのが現実であります。その様な制度があるということは嬉しいことですが、もっと活用する努力をする必要があると思います。プレゼンテーションを通して、法律の下で与えられている仕組と、それをどこまで実際に活用し、実施しているかとの間のギャップについて話を進めていきます。国連制度の中でも、女性に関して色々押し進められていますし、“女性の権利は人権である”ということに関しても強調されて来ています。特に1970年代以降推進が更に高まってきています。1940年代に国連憲章が出来、1975年に“国連婦人年”がうたわれて、初めて世界的に注視されました。女性に関する最初の世界会議が同じ1975年にメキシコで開催され、133ヶ国が出席しました。その後国連は、1976年～1985年を“国連婦人の10年”とうたって、平等と平和と発展をスローガンに掲げました。その頃になりまして、女性問題に関して包括的な次元でしか取り上げるべきでないということが理解されるようになりました。又、重要な二つの制度が出来ました。一つは、U N I F E M（国連婦人開発基金）で、もう一つは、I N S T R A W（女性向上のための国際研究研修所）です。先程お話しがありましたように、1979年になっていわゆる“女性の条約”と言われている、あらゆる形態の差別を撤廃するという

“女性差別撤廃条約”が採択され、大方の国々が既に批准しています。それを国内法に翻訳して実践するにはまだギャップがあります。少くとも、政府をして必要な措置を執って、完全に女性の地位向上を果す責任を問うています。人権と基本的自由を男性と平等に女性が享受できるように保護するというのが目的です。第二回の女性会議は1980年にデンマークのコペンハーゲンで開催されました。その後、1985年にケニアのナイロビで会議が開催され、重要な行動計画がとられることになりました。2000年に向けて女性の地位向上のための長期戦略です。続いて国連は5ヶ年毎の評価をします。1985年に採択された行動計画から5ヶ年を経てどのような成果があったかということを1990年に見直し作業をしました。その結論は、女性の地位が向上したどころか、下がったということです。教育、雇用、健康の3つの分野において女性の地位は落ちてしまったということです。現実的には先順位が低かったということです。1995年の第4回女性会議は中国の北京で開催され、皆様にはまだ記憶の新しいことだと思います。その会議でも行動計画が採択されました。ナイロビで採択された長期計画の目標を達成するためです。人権を含めてジェンダーの問題について様々な世界会議が開催されています。1993年のウィーンの人権会議、1994年の人口と開発に関するカイロでの会議、1995年のコペンハーゲンでの社会開発サミット、そして1996年のトルコのイスタンブールにおけるHABITATの会議です。私自身これらの世界会議にすべて出席しまして、ジェンダーの問題を取り上げてきました。先程グナセケラ教授の話にもありましたように、男女のパートナーシップということは、コミュニティのレベルでも、国のレベルでも、国際レベルでも非常に重要な要素です。これらの世界会議において男女パートナーシップの力関係というのは、世界会議と平行して進められてきたいわゆるNGO（非政府間機構）においては、非常に活気があり、勢いが見られました。多くの女性が地道に実践していることに印象を深くしました。女性のみならず男性も含めてこれらのイベントに自費で参加している人が多いことも印象的でした。このようなことにより、確かに変化がおきた部分もありますが、まだまだやらなければならないことは残っています。以上は簡単ですが、今までの歴史的経緯です。

理論と法律と実践とのギャップがまだあることはお分かりいただけたと思います。今までの経緯とは別に、今日の世界におかれている女性の立場はどうなのでしょうか。1993年に、国連開発計画は、実に13億人が絶対貧困の生活を余儀なくされていると言っています。アフリカ、ヨーロッパ、その他の地域の60ヶ国において紛争対立が起きています。そのため経済が崩壊された国も出てきていますし、政府の公共支出が落ち込み、基本的な教育、健康、

社会システムなどの公共予算が減少しています。また、構造調整、改革が強いられ、1980年代の経済の立て直しが行なわれていることでも、予算が減っているわけで、社会安全ネットが壊滅てしまい、失業が増え、人権侵害というのはこうした経済不振の状況では一層増えています。そうなりますと、不利な立場におかれた、あるいは弱い立場にいる人達や犠牲者の数が増えています。その増えている中でも女性とその扶養されている子ども達が一番の犠牲者になっています。“dependent”という呼び方をしますが、それは女性と子ども達を意味しますが、もちろん犠牲者は女性だけではありません。女性は育児、子ども、家族そして社会のめんどうを見ているわけです。ですから犠牲者が“女性と子ども”と言うだけではその様な側面を表わすことができないので“dependent”と言った方が広義に女性が扶助している人達を含むのではないかと思います。もう一つ私が指摘したいのは、経済制裁など様々な制裁が課せられていることです。戦争より制裁の方がましかも知れません。しかし、制裁を行うに当り、人道的なマイナス面を無くす方法がとられるべきだと思います。民間人への制裁の影響は非常に厳しいもので、既に弱い立場におかれている女性とその家族が特に打撃を受けることになります。国連人口基金は、2025年までに世界人口が85億人に伸びる、といっています。移住、移民をする人達が国の内外で増えていることも大きな問題で、この面でも女性のリスクは増えています。この世界的な現象は様々な問題を伴います。労働市場における人の搾取、売買春、STD（エイズを含む性的に伝染する病気）の増大、その他の伝染病の増大、緊張の高まりからくる暴力への進行などの問題が生じてきます。世界の移民の半分は女性であると言われています。多くの女性がおかれている立場、そして家族の経済的な状況を改善するために、更に女性が移動することになるでしょう。1993年には1億人位の国際的な移民があり、1800万人の難民が、また2400万人は国内において暴力や地域の干ばつや環境の劣化、経済的状況の劣化によって流民となっています。国のレベルでは、世界の最貧層が2000～3000万人農村から都市部へ移動すると言われています。これはまた別の意味での問題を引き起こしています。移動した本人が一番その結果の犠牲になります。女性が難民や流民の80%を占めていると言われます、しかもその女性達の多くは、家族の男性を失ったなどの理由で、家族を養っている家長でもあります。

もう一つの重要な指標は、相変わらず、母性の死亡率が高いということです。毎年50万人以上の人人が予防することができる出産関連で命を落としています。まず情報がないと、効果的な選択ができないこと、自らの reproductive healthに関して管理できていないということです。この生産的な役割と生殖的な役割のバランスが欠けていることです。途上国における

る死亡率の高さは、非識字であるとか、金銭的な問題、雇用へのアクセスのなさ、十分な栄養が与えられていない、基本的な医療サービスが適用されていないことが原因となっています。中・東欧諸国や新興国では識字率は高いのですが、西側諸国と比べて母性の死亡率が10倍であると言われています。これは妊娠中絶での死亡が多いことによります。避妊具がないので、中絶を選んで命を落とすのです。例えばロシアでは、100の出産に対し、224の中絶があるということです。WHOによると、今世紀末までに1300万人の女性がHIVウィルスに感染しているであろう、と言われています。10代の妊娠率が世界的に増えています。一番高いのはアメリカです。アメリカでは妊娠による高校からの落ちこぼれが増えています。若い女性の将来にとって由々しきことです。10代の妊娠に平行して、売買春、HIV感染の発覚、STD（性的に伝染する病気）の増大があります。国によっては若い女性を対象にタバコの販売・喫煙のキャンペーンがあります。

もう一つの問題は、多くの国において、家庭内暴力も含めて、女性が暴力の犠牲者になっていることです。特に武装対立において、旧ユーゴスラビア、ルワンダ等では、女性が特別なターゲットになっています。地雷などの犠牲になる女性、子ども達は少なくありません。これは女性の権利、人権と無関係のように思えますが、無関係ではありません。農村で働く女性が非常に多く、また強制的に住んでいるところから立ち退かなければならない女性達は、子どもを連れて、食物や水を探しに行き、畑に踏み込んで、地雷に飛ばされ、足を失うことがあります。自らが障害者になるばかりでなく、障害を負った人達を介護するのは女性達です。

もう少し統計上のデータをお話しますと、世界の非識字の3分の2が女性だと言われています。毎年50万人の女性が出産関連で命を失っている、と既に申しました。そのうちの99%が途上国です。世界の世帯の3分の1が女性の家長です。アジアにおいては、3億6,300万人が恒常的に貧困生活を送っています。ILO（国際労働機構）が先週出した報告によると、男女の格差は引き続き雇用と賃金そして労働時間において残っているということです。平均的に言って、女性は週に2～10時間男性より長く働いている一方、女性は男性より解雇される可能性は二倍あります。貧困を経験する確率も男性と比べると女性は二倍あると言われます。いかなる要素が原因となっているか、もう一度明らかにしておきたいと思います。女性と扶養家族が、最も弱い、不利な立場におかれている人達であり、被害者です。これは自然災害、紛争対立時、対立後、平時においても同じことが言えます。この弱く不利な立場と言うのは、例えば、貧困、差別、人権の侵害、不健康、非識字、情報の欠如、家族計画サー

ビスの欠如、環境の悪化、人為的な圧力と暴力などの相互作用です。そして不平等がある上に自然災害や人災によって更に悪化するのが現状です。赤十字から見ますと、犠牲者の数、脆弱な人の数は増えています。その大半は女性です。通常、経済の悪化により、教育、健康、社会面での予算が減少していることで、女性が犠牲になっています。子ども達全員を学校に行かせることの出来ない家庭にとって、どの様な選択をするのか、どの子を行かせて、どの子を行かせないのか、それによって子どもの将来が決まってしまいます。また、紛争対立の性格自体も変わってきており、そのために民間人が犠牲になる確率が増えています。国軍同志の衝突という伝統的な紛争はなくなり、国内の緊張、内乱、派閥闘争といった紛争対立が増えてきており、女性が犠牲のターゲットになっています。暴力の対象とされるのは、紛争時だけではありません。紛争対立が行われている場所だけではありません。その他私達の知らない状況におかれて命を落としている女性は多いのだろうと思います。

様々な国で国勢調査がなされても、女児が何人いるかという把握はされていません。missing(行方不明) ということで片付けられてしまいます。女性と女児の健康が旧ソ連、中東諸国で悪化していることも非常に大きな社会問題になっています。意図的にまた無意識に“不平等”というものが堅持されている、と ILO は報告しています。それは教育システムにおいて引き続き女性が差別されていることに起因していると分析しています。多くの国で、初等教育のレベルでは男女の平等が達成されており、中等教育までは平等であるかもしれない、しかしその後は高等教育に進学できるかということで青年男女の間で格差が生じます。その後の人生の機会においても不平等が始まります。システムの不平等によってその他の人生における不平等が拡大するということです。今お話した現実、動向は各国政府の責任であり、国連、国際機関、そしてNGO や赤十字などの国際機関の責任もあります。北京会議でも行動綱領が採択されました。女性の健康と人権、紛争対立時における女性の擁護等についての勧告がなされました。この勧告に伴って、実施のための交渉が行われることは一つの成果ですが、実現されなければ意味ありません。実施されなければ女性の人権が世界的に侵害されている状況は続いてしまいます。

本日お話した要素というのはジェンダーの格差の原因であり、また、指標とも言えるものです。女性の人権が法律と理論と実施状況において大きなギャップの存在を反映しています。人権を唱え、“女性の権利は人権”であると言いながら、若い女性や女児の多くが、基本的権利である教育、識字、健康（reproductive health も含めて）、十分な食料や住宅の確保、雇用、所得等の保証なくして人権を語ることが出来るでしょうか。“女性の権利は人権”で

あると言ひながら、女性に情報を提供しないでおくことができましょうか。このことを男性にも訴えていく必要があります。しっかりした仕組、制度をコミュニティのレベルでも作っていく必要があります。一般的な脆弱さ、人権における脆弱さの原因についてまとめたところですが、女性の権利の前提条件を満たしていかなければなりません。それは法律によって保証されている女性の平等と実際の社会における女性の地位の間の格差を撤廃することです。政治的意志が必要なのはもちろんですが、十分な予算、資源の配分が欠かせません。男性を巻き込まなければならない、とグナセケラ教授が言わされたところです。国連基金のナスィ・サディック事務局長は、男性の意識、態度が大幅に変わらない限り、女性に関する基本的变化は難しいと言っています。それでは、国際組織がこの格差を埋めるためにどのようなことをやっているのでしょうか。その組織の関心、専門分野によって取り上げる内容は異なってきます。NGO、政府、個人にしても、女性の人権を推進しているところもあります。個人にサービスを提供しているところも、また犠牲者を擁護している組織もあります。一般的な政策立案をしているところもあります。

赤十字は最も脆弱な立場にいる者、犠牲者を対象としてサービスを提供しています。国際赤十字・赤新月社連盟はどの様な作業をしているのでしょうか。それは世界最大の人道組織であると思います。169の国レベルの赤十字社(回教国では赤新月社と呼ぶ)がメンバーになっています。各国において政府と特別な関係をもっており、公共部門としての役割、責任を担っています。赤十字は一つの目的によって統合されています。最も脆弱な人達の状況を改善するのが目的です。そのような人々のサバイバルを、社会・経済の安全保障を、人間の尊厳を最低限享受することが出来ない人達を支えることです。“女性の権利は人権”であると言う以上、一般的な人権という枠内だけでなく、経済・社会そして人間の尊厳ということも含まなくてはなりません。その意味で、どこにいても脆弱な女性を赤十字の対象にしています。赤十字の基本的理念があります。七つありますが、その中には、人道性、中立性、公平性、独立性が含まれています。難民と国内流民が主たる対象です。目標は三つあります。第一に、人間としての尊厳と人道的価値の遵守、第二に、危機管理能力の改善、第三に、脆弱な人達の日常的能力の強化、即ち基本的なヘルス・ケア、水の衛生、家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、AIDS対策、識字対策、研修、所得などです。それから、国際的な人道的役割、つまりジュネーブ条約とその議定書に盛られていることに対するプログラムです。多くの国が締約しています。災害に関する準備も公共部門の役割として行っています。心理的、社会的サポートも、レイプを含めて暴力を受けた女性に対して行われています。1995年

の12月、各国の赤十字社（赤新月社）の国際会議が開催され、ジュネーブ条約を締約している133ヶ国が出席し、重要な決議を採択しました。その中で、武装対立時の民間人の保護があります。とりわけ、女性の保護、女性の状況が取り上げられています。予防措置も含まれています。“女性の権利は人権”であると言うからには、幅広く予防的措置、リハビリ措置、が考慮されねばなりません。人権を擁護し、推進することは、女性の権利です。カナダ政府に勤めていた時に、国際的協議に参加しましたが、一番大事なのは日常的努力です。法律を作成したり、国際的協議をすることだけではありません。女性が当面する問題や障害を撤廃することです。よりよい生活どころか、女性本人、子ども達、家族の生活サバイバルの問題や障害を取り上げることです。赤十字は国内レベルにおいては、人権と言わないまでも、法律と現実とのギャップを埋める努力をしています。ヘルスサービスの提供、基本的ノウハウの教示、社会における女性の参加の推進、生きのびるための最低の食料の提供などです。一番大きく貢献しているのは必ずしも政府ではありません。国際社会でもありません。個人です。特にボランティアです。その意味で、私達の組織は国のレベルでも国際レベルでも、時間や サービスを提供してくれるボランティアのネットワークがあるのはありがたいことです。“人道”ということで動機づけられているボランティアの方々です。同じ人間を人道的に助けようということです。ここで繰り返して強調することになりますが、女性の権利を人権としてみる場合、一番大切なことは、法律的権利と実際の平等とのギャップを埋めることです。何百万人という傍流に押しやられた、不利な立場におかれた、犠牲になった女性が世界中にいます。私どもはこの様に集まって話しをすることができますが、その女性達は話しさえすることが出来ないのです。実際的なレベルにおいて、ジェンダーの格差を撤廃する、また削減するようなプログラムが必要です。これは識字、健康等を含んでいます。そして意志決定、経済活動に女性が参加できるような道を切り開いて行かなければなりません。格差が存在する限り女性が女性の権利を享受することが出来ません。北京で採択された行動綱領はこのような重要な問題の枠組を設定していますが、皆がそれを取り上げていかなければなりません。国際的レベルで国際法を制定するのは結構なことですが、個人のレベルで、また個人が所属している組織のレベルにおいて、“女性の権利を人権”として進めるために何が出来るかと問うことが必要です。私どもの経験から、難民を保護したり、流民を援助する場合、実際的レベルでの援助でなければ、女性の権利を人権として保護することも擁護することも出来ません。そのような行動というのは、“女性は法的にこのような権利がある、人権がある”ということを情報として出す必要がありますし、ギャップを埋めるためには推進し

続けることが大切だと思います。

基本として、各国政府、国際社会の私達一人ひとりがサポート的措置をとっていかなければなりません。法律的な措置や社会的行動で、差別、暴力の原因を取り除いていくことが必要です。世界的に人権の侵害の原因を排除していかねばなりません。女性が自分の権利を享受しているかどうかということをその国の社会経済開発の基準にすべきではないかと思いますし、その國の人権遵守の基準とすべきではないかと思っています。ありがとうございました。

講演者紹介

Ahuwalia, Rashim (CANADA)

ラシム・アルワリア、国連婦人の地位カナダ委員会議長を務めた後、現在は、ジュネーブにある国際赤十字・赤新月社連盟本部の外政局長、それ以前は、同本部の開発に関する上級アドバイザーなどを努めていた。



「女性の人権とは——イスラム世界の女性達」

サルマ・ソバーン 氏
バングラデシュ人権と
法律扶助センター A S K 所長

本日はお招きいただきましたことを大変嬉しく思います。最近、女性の権利とその活動に係わるようになりましたが、それ以前は大学で法学部の教授をしていました。ここは国連大学ということで自分のふるさとに戻ったような気が致します。今日はお二人の素晴らしい講演者がコーヒー・ブレイクの前にお話し下さいました。その後にお話できることは嬉しく思います。お二人が素晴らしい話をして下さったので、私の仕事は大変楽になりました。人権という考え方を国際的視点で、議題を見事に描写して下さった気がします。この議題（アジェンダ）に“女性”を入れることはなかなか難しいのです。もともとこの“女性”を入れるのが主旨であったわけですが、実際難しいのが現実です。女性はいつも傍流におかれ、本流ではありませんでした。というわけで女性自らキャンペーンする以外ありませんでした。自ら戦わなければ国際社会も国でも人間としての主張ができなかったのです。

本日は主催者側から「女性の人権とは——イスラム世界の女性達」という命題をいただいています。どうして外の世界の方々は“イスラム”という言葉に関心をお寄せになるのでしょうか。イスラムに対する外的フォーカスがどのようなダイナミックな動きであるかということは必要ではないと思います。1970年代は石油価格が高騰したいわゆるO P E Cの時代、その後ソ連が崩壊した時代、様々な外的要因がイスラムの世界を注目させたわけです。イスラムの世界を注目させたのにはもう一つ、内的要因があろうかと思います。それ故に皆様がイスラムに注目しているのだろうと思います。先程、グナセケラ教授が言われたことでもあるのですが、私達の住むアジア太平洋地域には、様々な理由があったために、“人権”という概念をヨーロッパの主張ということで片付けてきた傾向があります。それは適切ではないということに関しては、教授が見事に論破されました。そのような主張がなされることもあって、皆様はイスラム教徒の世界にあって女性の地位がどのようにになっているのか、非常に関心があるのだと思います。好奇心とでも言うのでしょうか。それに加えて、学者が様々な発言をしています。人権に対する国際的視点と、いま一つ異なった視点、宗教的視点があるという主張が一層この問題に光をあてているのだと思います。どういう言われ方がされているのか、一つご紹介したいと思います。あるイスラム教徒の著作から引用したいと思い

ます。「西とイスラムの違いは、西側の人権は男性を出発点とする。しかしイスラムは違う。」イスラムの神の概念を議論するのではありませんが、もう一人の女性の学者が（本日は、この女性の学者の言葉をしばしば引用することになります）、次のような事を言っています。「西側の見方を一方的に決めつけるのは間違っています。西側は世俗的であると言いつてるのは間違っています。神に直接言及しないまでも、西側から神の概念が必ずしも排除されているとは思いません。」

人権とは何でしょうか。人権とは基本的な複数の権利であり、人間としての尊厳を守ろうとするものです。この様な考え方が宗教と相容れないものであるはずがありません。どんな宗教であっても、人々をして仲間に對して正しく振舞い、貧しき者を思いやり、恵まれない人を思いやる氣持は同じです。ですから、人権の概念が、倫理、道徳的に正当化されるものではない、正当化の自由がないなどというようなことは、その説明自体自己矛盾をおこしていると思います。本日の私の話の後段ではR. ハッサン博士の論文をしばしば引用しようと思います。この女性の学者は、人権、女性の人権、特にイスラム世界における人権についてしばしば書いており、その説明は極めて明快であり、多くの事例を紹介しています。私の言葉で言うより、見識のある学者の話をそのまま紹介する方が有益であろうと思います。しかし、その前に、この問題の意義について少し考えてみたいと思います。一部のイスラム教徒が直面している問題について考えてみたいと思います。私どもが“コーラン”をどうみていくのでしょうか。イスラムについてご存知の方は“聖なる本、聖書”としていかにコーランが大事であるかおわかりかと思います。イスラムを信仰する人間にとってコーランは聖書であるだけでなく、まさに神の直接なる言葉です。ですから、コーランに書かれていること、それは正に宗教であって、その文言通りに受けとり、いい加減な解釈をしてはならないと考えます。そこに色々な問題が出てくるのです。文字通りに解釈しなければなりません。それ以外の任意の解釈をすることは間違っているのであり、それ故、色々な問題を起こしています。それは神を冒とくするものであると考えます。コーランの他にも様々な本があります。コーランの中でも80ほどの詩編（verse）が法に係わるもので、シャリヤ（イスラム法）についての記述がどれだけ厖大であるかご存知かもしれません、コーランを解釈することは大変な作業です。コーランの言う法的枠組というのは、コーランを十分に理解しなければその神髄が分りません。シャリヤから発生した法的な枠組は世界各地で見られますが、その根本はまさにそのテキスト、文章からきています。それをいかに消化し、解釈していくか二つの方法があります。コーランにどういうことが書かれているか少しご紹介したいと思います。

次の様な一つの理論があります。コーランの文章はそれぞれの時代、時間の枠組の中で、何かを教えていっているのです。それぞれの状況に鑑みて、こうすべきである、こうあるべきだと訴えているのです。しかしその内容はその時代だけに限定されるものではありません。コーランを読む者は、コーランに書かれているものの意味合いを十分にその時代的背景を考えながら解釈しなければなりません。その時代の枠組の中でその言葉が何を伝えていたかを十分に理解して、コーランの教えを理解しなければなりません。文化的な相対主義ということが言われていますが、もちろんコーランの内容も相対的に考えなければなりません。コーランが本来の目的を達成し、触媒として機能し、社会の行動、許容を規律するためには、コーランを読む者は、その訴える基本的原則を十分に理解し、考えながら、実践しなければなりません。その文章、あるいは原則が変わるものではなくて、それを理解する側の取りまく環境が違うのであり、一つの社会の現状と合わせて取り入れることが大切であると言っています。より伝統的な考え方の学者は異議を唱えるかもしれません、本来、コーラン、シャリヤの文章というのはそういう書かれ方をしているということになります。今もそうです。ですから、その様なことをお話をした上で、イスラムの世界の女性の人権について述べたいと思います。

ここで一つの記事、人権についての記事をご紹介したいと思います。その一部を紹介することで、皆様により具体的にご理解いただけると思います。昨日は総論的なお話しをしましたが、やはり別の社会の文化に馴じんでいない方々にお話しするには、ただ一般的、理論的、総論的に話すのではなく、少し具体的な例の方がよいのではと思います。

シュトハック（ストハサム）先生が言ってますのは、コーランによると、「神は1つの生命細胞、あるいは spirit(靈) から男女を作り給いました。」一つの生命細胞、spiritから男女が生まれた、従って、男も女もそれぞれ男女両方の要素を備えていて、コーランは男女が神の前で平等であることを教えています。ここに equal (平等) という言葉が出てきました。コーランでも既に人権も取り上げていて、男女が平等であるということは、このような枠組でも大変重要なことです。私の前にグナセケラ教授、アルワリア氏のお二人が指摘された通りです。男女は神の前で平等であります。神は生命の窮極的な源であり、窮極的な価値で、その様な神の前で、男女が不平等ではあり得ないです。しかしその様なコーランの教えにもかかわらず、イスラム教徒の社会では、極めて不平等が生じています。男性が女性よりも優位であることが明らかです。女性も男性がより秀れていると信じこまされているような社会です。コーランが女性に対してバイアスをかけているのではありません。むしろ、コーランは恵まれない人々に対して厚い思いやりを与えており、女性に対して有利に書かれていま

す。しかし実際上、イスラムの世界では、女性はほとんど地位がありませんでした。社会における地位が高い、低い以前の、全くゼロがありました。identity、地位がなく、財産権もなく、また自らの身体の所有者でもありませんでした。しかしながらコーランでは、例えば、イスラムの女性、成人の女性が結婚する時、本人の同意が必要ありました。未成人の女性が結婚を強いられても、成人に達すると、それを解消することが出来ます。イスラムの世界では200年も前から、女性の権利を認めていたのです。コーランはこの様に教えていりますが、男性がコーランを解釈すると違ってきてしまいます。女性はコーランを解釈する権利さえなかったのです。インドネシアで、女性の伝道師がいますが、これは大変新しい、興味深い現象です。今までではイスラムの世界では女性の伝道師さえいませんでした。コーランの解釈は男性によってのみなされ、その解釈が極めて歪められてしまい、女性は心身共に隸属性立場におかれてしまいました。未来コーランは女性の自由をうたっているのです。昔は確かに女性は経済的、社会的に解放されていましたが、いつの日か逆行してしまいました。後退してしまいました。各国の独立・解放運動をみると、国の独立を獲得しようという時代には、女性は最前線で男性と共に戦ったまさに同志でした。しかし、独立を獲得した後、何故か突然、女性は社会の本流から置き去りにされてしまいました。イスラム教徒の世界でも、それが起こったのです。本来、女性がもっていた権利が更に高められるのではなく、むしろ狭く、限定されてしまいました。コーランの原則をどう理解するのか、その精神を見なければなりません。女性の権利も人権として認められていれば問題はなかったのですが、歪められてしまいました。イスラム教徒の大半の女性は、特にイスラム教徒の男性との係わりにおいて、たくさんの問題をかかえているのも現実です。社会の許容、行動をみると、あたかも宗教をもってして、その様な社会の在り方を正当化しているようにみえます。コントロールを持とうとする人間は大変大きな武器をもっていることになります。自らのコントロールに有利なように、男性支配型の社会に有利なような解釈を敢えてした宗教を使っていたのです。この女性学者は様々な差別の例を挙げています。政治的に大変高い立場に立つイスラム教徒の女性もおります。カイロの世界人口開発会議には、イスラム教徒の女性首相が4名出席していました。トルコ、パキスタン、バングラデッシュ、スリランカからの首相です。アジアでは女性で政治的に大変高い地位に就いている方もいます。むしろ国としては、イスラムの女性が男性と同じ権利を享受していないと思われる国でも政治的に高い地位についている人がいます。世界を色々旅して、見てきている方はお分かりだと思いますが、女性の地位を一般論として一つで規定することが出来ません。イスラムはこうであるとか、非イスラム

圈ではこうであるというように一般化出来ません。宗教と文化と歴史が様々に係わってできているのであり、一つに決めつけることはできません。イスラム教徒の女性の人権という視点から見れば、確かに色々な課題があるのも事実だと思います。ありがとうございました。

講演者紹介

Sobhan, Salma (BANGLADESH)

サルマ・ソバーン、ケンブリッジ大学で法律を研究し、1959年に弁護士資格を習得。その後、弁護活動から自由な活動をするため、大学で教える立場となり、現在はダッカにあるA.S.K.（女性の人権と法的扶助のためのセンター）を設立し活動している。またバングラディッシュ最大規模のNGOの活動の中で、法律的知識を読み書き教育の中に取り入れさせ計画実施した。彼女は、WLUML（イスラム法の下における女性の生活、国際連帯ネットワーク）の有力メンバーの一人でもある。

「女性の人権とは——日本の女性達」

山 下 泰 子 氏
文京女子大学教授

大変素晴らしい国際フォーラムがここで開かれておりまして、とりわけアジアの女性達に直接お目にかかり、話を伺う機会は日本ではあまりないことですので、本当はもっと大勢の聴衆がいらしたら、と思います。そのことが一番残念です。

私も、1993年のウィーンで開催された世界人権宣言の45周年を祝った世界人権会議から思いおこしてみたいと思います。この会議で女性の人権問題について一つの大きな、新たな展開をみたと、私は位置づけているからです。それは、本日の金平さんの開会の言葉から、あるいは名取さんの言葉、あるいは私の前の外国からの3の方々がそれぞれ言われた“女性の権利は人権である”(Women's rights is human rights)という言葉がそこで大きな主張として浮かび上がってきました。私はこれを二つの要素から分析しています。一つは人権の内容の深化です。これまでどちらかと言えば、女性の権利の主張というのは、男性の権利との平等ということで行なわれてきたように思います。そこから女性が、女性であるが故に人間の尊厳を踏みにじられるという事態に対抗するための女性個有の人権という発想が“Women's rights is human rights”、の一方にはあるのではないかと思います。この様な人権の認識が何故ここではっきりしたのかと言いますと、これに関しては“国連婦人の10年”を通じて世界の女性達の交流が何度もありました。そのような中で、とかくタブー視されていた習俗の中に潜む女性に対する暴力について、女性達の口からおずおずと語られるようになって、明らかになってきたという背景があろうかと思います。もう一つは、女性の社会感覚がどんどん進むようになり、とりわけ、雇用の場で、セクシュアル・ハラスメントが問題になってきました。その様な現象がここではっきり“女性の権利は人権である”ということを主張することになる原因だと私は見ていました。そのウィーンでは、女性の人権侵害に対する国際法廷が開催されまして、旧ユーゴにおける集団レイプ、日本にもかかわりのある元「慰安婦」の問題、家庭内暴力、女性の政治犯への拷問といったことが白日の下にさらされました。この女性に対する暴力の問題は、その年の暮の国際連合の総会により、女性に対する暴力の撤廃宣言の採択として実りました。また、翌年国連の人権委員会は、女性に対する暴力に関する特別報告者の任命をし、クマラスワミさんが、その任にあたることになりました。女性個有の人権につきましては、更に、1994年9月のカイロの国際人口開発会議での

reproductive health, reproductive rights の主張へと展開しました。これが一つの要素です。人権内容の深化という要素です。

もう一つの要素は制度面に係わることです。ウィーン会議を前にして、国連内部に女性の人権問題を人権一般の問題と区別して扱おうとしていて、人権問題の中に入れることに反対があることが明らかになりました。つまり、1993年のウィーンの世界人権会議の議題（アジェンダ）に女性問題が全く含まれていないことが判明しました。一方では、女性の問題は、婦人の地位委員会や女性差別撤廃委員会に任せておく問題ではないという空気も国連の中にあったと伺いましたが、女性問題を人権の中に取り入れるのはおかしいということで、私達は声を上げはじめました。それで、ウィーン宣言並びに行動計画の中で、女性の人権は国際連合全体の活動の中心に統合されるべきであるという文言が盛り込まれることになりました。またウィーンの行動計画によって、女性差別撤廃条約に個人の通報制度を導入し、そしてそのための検討を開始するということも決定しました。女性差別撤廃条約という包括的な素晴らしい女性のための人権条約があるのに、侵害を受けた女性が自ら国際的な救済機関にアプローチする手続きが現在ありません。これはその条約の実効化にとって非常にマイナスですので、個人が通報する制度を作ろうという気運がこのウィーンの会議から始まりました。これらの問題は昨年の北京会議に持ち込まれ、その行動綱領に受継がれました。20世紀末になってようやく、私達は“女性の権利は人権である”を主張して、女性の人権について新たな発展の禍中に今ちょうどいると位置づけていいのではないかと思います。

本日私に与えられましたタイトルは、“女性の人権とは——日本の女性達”です。アジアの方もいらっしゃいますので、ごく簡単に日本の女性の人権の歴史を述べまして、その次に、女性差別撤廃委員会による日本政府のレポートに対するコメントが出ていますので、それを通して今日の日本の女性達の人権の状況を皆様にお伝えしたいと思います。

第二次世界大戦の敗戦まで、日本に置きましても、戸主とか家長という権力を中心においた家制度が存在していました。その下で日本の女性達は権利の主体とは認められていませんでした。結婚は夫の家の籍に入ることでした。主婦は責任無能力者でした。滅私奉公、家のため、夫のため、子どものため、常に誰かのために犠牲になる生き方が美德として女性達に強要されてきました。それが日本が戦争に負けて、一転して女性の権利を認める方向へ移ってきました。戦後、日本女性の人権の発展には、歴史的にみると二つの大きな契機があったと思います。一つは占領政策がもたらした1940年代後半の一大変革です。二つ目は、それから40年経ちまして、1980年代の後半、女性差別撤廃条約に日本が批准をするその前後に行

われた変革です。本当は、それから更に20年経ちまして、本年1996年に三つ目の重大な変化が現われたと、本日お話したいところでしたが、これについては、しづんでしまい、残念ながら今年の前半には、その事は実現していません。この事も後で触れたいと思います。

先ず、占領政策の面ですが、敗戦と共に、日本は連合軍による占領下に置かれました。

“婦人解放”がマッカーサー元帥の占領政策の一つとされました。マッカーサーは日本の軍国主義を打倒するために、女性の力を利用しようと考えたと言われています。1945年12月17日は、公職選挙法が改正され、女性達に初めて参政権が与えられました。1946年の日本国憲法の公布、1947年の民法改正によって初めて女性達は男性と同等の人権をもつ存在となりました。憲法によって男女は平等とされました。婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦は同等の権利をもつことになりました。家族生活における個人の尊厳と両性の平等について規定してあるのは憲法の24条ですが、その起草をしたのは弱冠22才の女性の民生局員、ベアテ・シロタ・ゴードンだったことはよく知られています。5才から16才までの多感な少女時代を日本で過ごしたベアテは、日本の女性達の置かれた状況を熟知していました。米の作柄の悪い時は、娘は売りに出され、財産権も、相続権もない女性達の暮らしは、物と同じだったと彼女は述懐しています。そこで占領軍の一員としてたまたま日本国憲法の制定に携わることになったベアテは、出来るだけ多くの女性の権利を憲法に書き込んでおこうと決意したそうです。今、問題になっている非嫡出子の差別の問題もその時既にベアテは撤廃するように書こうとしていました。子供の医療、教育、児童の労働、あるいは女性の公職に就く権利、平等賃金の問題、老齢年金などまで、非常に広く範囲の女性の権利に係わる問題を憲法条項に入れようとしたのです。そうすることにより、民法改正作業をするのは日本の官僚達であり、彼達に任せたら、どうなってしまうかわからないというような危機感があったそうですが、その人達の手に届かないところに置こうとしました。しかし、残念ながら、これらの大部分は日本国憲法には書き込まれませんでした。ベアテはその時のことを次の様に述べています、「この時に喪失した女性の権利の部分は非常に大きい。実際、この憲法の制定作業のG H Qのアメリカ人すら、女性への真の理解者ではなかった。その分、私が頑張らなくてはいけないと思ったが、力不足がつけとして今日まで残っている。」昨年発行されました“1945年のクリスマス”という本の中でベアテはその様に述べています。

もう一つの大きな変革が行われましたが、1985年、女性差別撤廃条約に係わる女性の権利の見直しでした。国際結婚の場合、生まれた子供に日本国籍を与える権利が日本の女性（母親）にはなかったのです。そこで国籍法は改正になりました。世界にはアメリカの様に

出生地主義と言って、そこで生まれたらアメリカ国籍を取得できるというタイプの国と、日本のように血統主義と言って、日本人の血が混ざっていないと日本国籍を与えないという国との二つがあります。そこで、例えば出生地主義をとるアメリカ人の男性が沖縄で生ませた日本女性の子供は無国籍者になってしまったという例がありまして、金城清子さん達が報告されて、大きな話題になりました。この部分が先ず一つ改正されました。それから、労働の現場における不平等が最も深刻でした。これを解消するために、男女雇用機会均等法が制定されました。企業側と労働者のギリギリの妥協の産物でしたから、多くの問題点が残りました。とりわけ、募集、採用、配置、昇進という最も肝心な所が、事業主の努力義務とされました。そのため均等法の実効性が欠けて、今日に至っても女子学生の就職難が続き、また昇格差別、あるいは賃金差別が相変わらず後を断ちません。しかし法上の権利として男女の平等が規定されているのとされていないのとでは大違いです。戦前の無権利状態の中で婦人参政権運動をされた市川房枝さんもこのことを非常に強調されていたそうです。法上に男女平等が規定されていれば、いかにそれが努力規定であろうとも、それに反することがあれば合法的な運動として不平等のは正を訴えることができます。しかもしもしそうした背景がなければ、その運動は非合法なものとして取締まりの対象になってしまいます。その違いは大きいのです。均等法が決してこれでいいとは思いませんが、均等法の制定はそういう意味でやはり画期的な出来事であったと思います。

もう一つ問題になったのは、高校の家庭一般というカリキュラムが女子のみに必修であったことです。これは学習指導要領が改訂され、一昨年の1994年から男女平等の選択必修課目になりました。女性差別撤廃条約は、締約国になりますと、最初は一年以内に、その後は4年毎に、条約の実施状況を国連に報告することが義務づけられています。日本は第一次レポートを1987年に提出しまして、その女性差別撤廃委員会による審査を1988年、第七会期の委員会で受けました。その時、同委員から138項目もの質問やコメントが寄せられました。その中で日本政府は否定的な回答をしたのですが、その後実現した法制があります。それは男女がとれる育児休業法の制定、ILOの156号条約の批准——家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（家族責任条約）の批准がありました。日本における女性の人権保障はこうしたわけで歴史の大きな流れとしては少しづつですが確実に前進しつつある、と言えると思います。

皆様ご承知のように、女性差別撤廃条約は1979年に国連婦人の10年の中で、国連総会で採択されました。1996年2月現在、151ヶ国が締約国になっています。これは国連婦人の10年が

残した最大のモニュメントと言っていいと思います。これは世界の女性の人権についての法的な基準を示すものです。あらゆる女性の人権を包括的にこの条約は保障しています。その中心理念は、固定化された男女の役割分担の観念を撤廃することにあります。法の下の平等ばかりではなく、事実上の平等を射程においています。また個人や企業における性差別、社会慣行、慣習における差別も撤廃することを求めているところに大きな特徴があります。この条約の実施状況は23人の専門家によって構成される女性差別撤廃委員会によってチェックを受けることになっています。その評価が国別最終コメントとして各国に提示されます。

1995年2月に、日本に対する最終コメントが示されました。日本の女性の人権状況を把握するのにこの最終コメントが最も適した素材になると考えまして、その中の重要なところを紹介していきたいと思います。日本が第二次レポートを提出したのは1992年2月のことでした。続いて日本は、1993年10月に第三次レポートを出し、これら二つのレポートを一括して1994年一月、第13会期の女性差別撤廃委員会で審査を受けました。本来ですと、その国に対する最終コメントはその会期の中で示されるべきですが、委員会の合意が得られずに翌年、1995年2月の第14会期の委員会から日本に対する最終コメントが発表されました。そこで注目するのは、女性の人権とNGOの役割についてです。パラグラフ628の中に、積極的に評価できる点としてこのことが挙げられています。日本のNGOによる女性差別撤廃条約への関心の高さを評価しています。日本政府のレポートに対して10余のNGOからカウンター・レポートが提出され、各々の委員のところへ送られました。私どもも含めて、ニューヨークにおける日本政府のレポートの審議に24人もわざわざ日本から駆け付けました。“国際女性の地位協会”、“日本弁護士連合会”、関西の“日本からの手紙”というグループなどのメンバーでした。この様なことも委員会によって高い評価を受けました。この条約は現在のところ国家報告制度により担保されています。つまり、締約国の政府がレポートを出し、そのレポートが委員会で審議され、その国の実施状況を把握するという、靴の上から足を搔いているような制度でしかないのですが、この制度を120%使わなければなりません。それには、NGOの役割が非常に大切になってきます。NGOが独自のレポートを送付するのもよいでしょう。あるいは委員会を傍聴し、委員と政府のやりとりを直接に聴き、また最終コメントを政府がきちんと履行するかモニターをする等、あらゆる段階でNGOが貢くならなければこの条約はなかなか実効性を保てないので。私が常務理事をしております国際女性の地位協会はこの条約の研究、普及を目的とする団体ですので、こうした活動をこれまで続けています。日本には関西にとても熱心なグループがありましてNGOがしっかりやっていると、

委員会から評価されたのです。提案及び勧告という第634パラグラフというのがあり、そこでは委員会が更に具体的に、次のレポートを作成する時は、あらかじめ政府はきちんとN G Oと対話をするようにと要請しています。パラグラフ630から633までが重要関心事項ですが、国連の開発計画（U N D P）が毎年人間開発レポートを出しています。その1993年版によりますと、日本の指数は世界第二位でした。しかし女性の社会、経済的地位を斟酌すると、それがどーんと14位に落ちてしまいます。これは明らかに、経済状況と日本の女性の地位がアンバランスであることを示している、とこのことを指摘したのはバングラデッシュのサルマ・カーン委員でした。日本の経済発展のプロセスに女性を十分に参加させることについて政府が無関心であるという鋭い指摘がそこにあります。サルマ・カーン委員は、更に、高等教育を受けた女性の能力を十分に活用しないのは日本の社会的損失であるという指摘をしました。女性差別撤廃条約はあらゆる分野への女性の平等な参画を保障しているのですから、それが日本において十分でない以上、条約第4条に基づく positive action（積極的優先待遇）を行う必要があると思います。事実上不平等があるのを是正するために、女性に対して優遇措置をとることを条約は認めています。女性差別撤廃委員会も、教育、経済、政治、雇用の分野における優先待遇の適用を、日本に対してだけでなく、一般的勧告ということでもっと活用するよう言っています。次に重要関心事項の第二番目の項目、パラグラフ631では、日本国政府が非常に豊富なデータをそのレポートに含めているが、それらは説明的で条約の完全実施を妨げている障害についての分析に欠けているところがある、という指摘です。これは大変もっともな指摘だと思います。日本政府のレポートは、政府が何をしたかという報告に終始している面が強いのです。条約にいう慣行、慣習の面における差別にどんなものがあるのか、それはいかなる原因によるものか、それを克服するためにどうすべきであるのか、こういった視点が日本のレポートには欠けています。この指摘を委員会できされたのは、駐日エジプト大使のメルバト・タラウィン委員でした。提案及び勧告についての634パラグラフでは日本女性が私生活や職場で直面している差別を明らかにし、それらの障害を克服するための措置や計画を作成し、国連に報告するよう委員会は述べています。次の重要関心事項は632パラグラフに示されています。男女雇用機会均等法が導入されているにもかかわらず、相変わらず雇用関係における男女差別がなくならないことに委員会が憂慮をしている点です。提案及び勧告についての636パラグラフでは更に私企業に均等法を遵守させることを政府に要請します。又私企業において女性が直面している昇格差別や賃金差別に対して政府が対策を講じるよう、又その対策について委員会に報告するよう要請して

います。雇用差別についてはN G Oから多くのカウンター・レポートが出され、具体的に大企業の名前を挙げて給与体系のデータなども示されていました。条約の第11条は、同一価値労働同一賃金の原則を定めているのですが、その適用が日本ではどうなっているのかという委員からの質問がたくさんありました。日本政府代表は、日本の給与体系の特殊性を述べて、導入について明確な回答をしなかったのですが、この同一価値労働同一賃金の原則は第11条上の義務ですので、日本は当然これを検討する必要があります。均等法の実効性についての質問もあったのですが、日本政府は罰則を設けることについて日本国内にコンセンサスがないという回答をしました。しかし、実効性のある平等法を作り、実施することは条約の締約国としての義務です。本年7月16日の婦人少年問題審議会で均等法の見直しについての中間報告がまとめました。労働側は、募集、採用、停年退職、解雇まで雇用のあらゆる機会での差別的取扱いの包括的禁止と違反企業への罰則、違反企業名の公表を主張しているそうです。使用者側は労働基準法上の女子保護規定の撤廃を前提として、募集、採用、配置、昇進に関する均等法の条項を、今までの努力規定ではなく、禁止規定にすることを検討することを認めました。多少の譲歩があったというように新聞報道は述べています。労働省は国民からの意見を聞くためにファックスを今月から開設しているそうです。（Fax:03-3593-8344）均等法の見直しについての意見を労働省が求めていきますのでお寄せになったらよろしいと思います。

もう一つ最後の重要関心事パラグラフ633、アジアの女性に対する性的搾取及び第二次世界大戦の女性に対する搾取に関するをお話したいと思います。委員会は、日本政府レポートがアジア女性に対する性的搾取や第二次世界大戦中の女性に対する搾取について何ら真剣な反省も含んでいなかったことに大きな失望を表明しています。委員会は日本に対して、女性差別撤廃条約は日本国民だけでなく外国人女性の人権も保障していることをコメントの中で再確認をしています。この点については、提案及び勧告のパラグラフ635で、日本における外国人女性に対する性的搾取に関する研究すること、また日本政府が戦時における女性に対する犯罪に対処するため特別かつ効果的な措置を講ずること、そしてこれらの結果を次回のレポートで報告するよう要請しています。第二次以降のレポートの審議に対してはあらかじめ委員からの質問をまとめて、その会期が始まる前の一週間、会期前作業部会が開催され、質問票が準備されます。その質問票をあらかじめ各政府に渡します。政府代表はまずその質問に答える形で答弁を始めます。日本に対する質問の第6条に関する3項目は次の様な文言でした。「特別な状況の下で売春を強要された女性に対して政府は補償を考えてい

るのか」、という内容でした。ストレートに元「慰安婦」（comfort women）という表現がなかったためなのかは分りませんが、日本政府は最初の回答の所で、政府のレポートの中でこの問題については全く言及されていず、更にその質問票が出ていたにも拘らず、全く回答しませんでした。そこでフィリピンのクイントス・デレス委員（パネリストのオーロラ・デ・ディオス氏の前任者）を皮切りに、ニュージーランドのシルビア・カートライト委員、スペインのカルロット・グステロ委員、ドイツのショップシリング委員等次々と元「慰安婦」に関する日本政府の責任について、もっと真摯に取組むべきであるというコメントが寄せられました。クイントス・デレス委員の、細川政権がアジア女性の問題の解決のための政策を講じることを期待するという発言に対して、大変珍しいことですが、会場から拍手がありました。委員の中には日本政府は補償すべきである、とはっきり発言した人もいました。日本政府は最後の回答の中で、慰安婦問題について次の様に答えました。「政府は1993年8月、慰安婦問題についての調査結果を発表し、肉体的にも精神的にも苦しめられてきた元「慰安婦」女性に謝罪をした。慰安婦問題についてはこれまでサンフランシスコ平和条約や関連する条約に従い、誠実に対処してきたが、問題の性格上、どのように自責の念を表わすことが出来るか、今、真剣に考えている。」、という回答をしました。これは細川政権末期のことでした。以上が女性差別撤廃条約という国際基準に照らして評価された日本女性をめぐる人権の状況です。

昨年の9月に第4回世界女性会議が開催されまして、5万人近くの女性達が北京に集いました。そこで女性達のパワーやエネルギーが大爆発しました。北京宣言と行動綱領がコンセンサスで選択され、“女性の empowerment” という合言葉も生まれました。日本でも男女共同参画審議会によって、先日7月30日に“男女共同参画ビジョン——21世紀への新たな価値の創造”が発表されました。今年中に、男女共同参画本部によって行動計画が作られるとなっています。審議会のビジョンでは、女性差別撤廃条約の積極的遵守、その国内への浸透、そして条約の実効性を確保するために、個人通報制度を導入するための国際的取組みの動向に充分配慮することが必要である、と言われています。このビジョンを受けて作成される新しい行動計画もきっとこれまでよりは進んだ内容になるものと私は期待します。しかし、こうしたビジョンや行動計画と現実の社会の政治的、社会的状況との乖離は計り知れないものがあります。このことが奇しくも露呈されたのはこの6月に幕を閉じた第136通常国会の結集に現われたと思います。これは“女性ニュース”という新聞ですが、その見出しに“これでいいのか民意どこへやら通常国会。無念の先送り民法改正。超特急成立の母体保護法。”

この様な活字が並んでいます。優性保護法が改正されまして、全く議論もないままに、妊娠中絶に関する条項のみが残されました。そして母体保護法という名前がつけられました。reproductive rightsについて様々な議論がある中、衆議院でも、参議院でも、厚生委員会でも、本会議でも、全く議論がされずにたった4日間でこの大きな法律が改正されました。これは前代未聞のことです。この2月、法制審議会の民法改正要項が答申された時に、今度の国会で成立するか否かは別にしても、人々は当然この問題は上程されるものと思っていました。女性や子供に配慮した、私から言えば、3回目の大きな改革が行なわれるはずでした。ところが本件は国会に上呈すらされなかったのです。これらはいずれも女性の人権に直接に係わる条項です。しかし、国会というまさに男性優位の権力構造の中で握り潰されてしまったのです。女性学がかなり大学でカリキュラムに入るようになりました。女性問題が人権問題として女性達の間では様々な議論が行なわれています。しかしそれらは女性達のゲットーで語られているだけで、一向に日本社会の中心を動かす力になっていないと思います。これが今の私達の現状です。このことが慰安婦問題に対する政府の態度にも現れていると思います。女性のためのアジア平和国民基金の働きを孤立化させています。また、日本やアジアの女性達を無意味な対立に追い込んでいます。それは全て日本政府のかたくなな態度によるものと思われます。アジア女性基金の三人の呼びかけ人、三木睦子さん、大鷹淑子さん、大沼保昭さんが共同で論文を書いておられて、日本の名誉を救うのは、政府の姿勢だと言っていますが、私も全くその通りだと思います。日本政府は、きちんと国家による個人補償をすべきです。それが日本に対する女性差別撤廃委員会のコメントが言う、特別かつ効果的な措置の内容です。それとは別に日本国民も、国民としてお詫びの気持を表わせばよい、と私は思います。私はこの国民基金に反対ではありません。国民も第二次世界大戦の戦争責任を感じるべきだと思い、夫と共にたったの一万円ですが、乏しいお金を拠出しました。私自身の当然の気持ちです。しかし政府には政府の責任があります。それは別問題です。そのところを日本政府にきちんと認識して欲しいと思います。今後のフォーラムでもこのことが一番に討論しなければならないと皆様思っていらっしゃることでしょう。こうした機会にアジアの皆様のご意見を伺い、女性達が何を考えているのかをはっきり示して、それを政府に伝えて、男性社会を動かさないと日本女性の人権はどうにもならないと思います。

講演者紹介

Yamasita, Yasuko (JAPAN)

山下泰子（やました やすこ）1939年、東京生まれ。中央大学大学院法学研究博士過程終了、法学博士。文京女子大学経営学部教授、国際女性の地位協会常務理事、北京JAC代表世話人。主著「女性差別撤廃条約の研究」（尚学社）1996年、共監訳「中国の女性」（尚学社）1995年、共著「女性差別撤廃条約注解」（尚学社）1992年など。



パネルフォーラム(1) 「女性のリプロダクティブライツについて」

パネリスト：ラシム・アルワリア氏

国際赤十字・赤新月社連盟

ミーラ・コサンビイ氏

S N D T 女子大学 女性学研究センター

ラシム・アルワリア氏による発題

本日の午後のテーマである“女性のリプロダクティブ・ライツ”は生命の基本的人権、生きることの基本的人権というサブタイトルをつけたいと思います。これは「健康」（ヘルス）に対する基本的人権であり、「選択」に対する基本的権利だと思うからです。この様な面からこの問題を取り上げてみたいと思います。女性のリプロダクティブ・ライツは生命の基本的権利、生きることへの基本的権利という言い方をしているのは、相互関連が、リプログクティブ・ヘルスと、女性の権利と社会経済の開発の間にあると考えたからです。今から私は60ヶ国での過去20数年に亘る個人の経験に基づいてお話しを進めていきます。60ヶ国ほんどのが世界各地の途上国です。脆弱な、不利な立場に置かれている女性、この様な問題に自ら発言の出来ない女性の立場からお話ししたいと思います。これまでリプロダクティブ・ライツや女性の健康の問題は、母子の健康問題ということで取り上げられてきました。各国政府の立場からしますと、母子健康プログラムが国内にあれば、女性の権利を、女性のリプロダクティブ・ライツを推進していると政府は考えてきたようですが、決してそうではないと思います。確かに臨床的な面はとらえていると思います。この20年を振り返ってみると、より広い視点から、より包括的な視点から女性のリプロダクティブ・ライツについて取り上げられてきました。この20年の間に女性のヘルス指標が色々な要素から改善されてきました。感染症が減少し、安全な水が入手しやすくなり、栄養、衛生状態も一般的に良くなりました。1950年には、女性の寿命は44才でしたが、1980年には61才に伸びました。その他、社会・経済的指標も改善されてきましたが、世界的にみると、何百万人という女性については、今なお教育の分野、健康、所得、人権などの分野で格差が残っています。この格差の結果は深刻です。特に女性の死亡率が高いという結果です。先進国においては母性が死亡することはほとんどない時代になりました。しかし途上国は違います。女性の生産年令の死亡が2人に1人が出産関連です。1990年の世界経済調査によると50万人が出産関連で毎年命を落として

おり、そのうち99%が途上国で起きています。80年代には、途上国においては、母性、母子の死亡率が増加してさえいます。これは構造調整計画が強制された結果によるものです。政府の金融、経済構造の調整により、教育、健康、社会福祉などの重要な公共予算が削減されたことによる母子の死亡率の増大です。最も犠牲になったのは女性であり、それを是正するのには非常に時間がかかります。私は英国連邦の調査団に参加していましたが、国際的な協議項目にこの問題を入れることに成功しました。エコノミスト達は構造調整計画は不可避であると言っていましたが、構造調整計画を実施することによってどういう影響ができるかということをあまり深刻に考えた人はいなかったのです。例えばケニアでは、一家族から一人しか教育を受けさせることができないので、その場合、多くは女児より男児を優先して教育を受けさせるという結果をもたらしてしまいました。ヘルスサービスの分野においては、利用者の多くは女性であり、その予算を削られたことで犠牲になったのはやはり女性でした。この10年を振り返ってみると、80年代に執られた様々な措置によって、90年代になって女性のヘルスに対する世界の注目が高まりました。“女性の権利は人権である”というのは、1993年のウィーン人権会議、1995年の世界女性会議で世界的に取り上げられるようになったのですが、ジェンダー、ヘルス、開発、人権などの問題で、今までとは違った形で取り上げられるようになりました。そのような異なる部門の相互関連ということで、各々のテーマが強化されたと思います。カイロの人口開発会議、北京の女性会議でも行動計画が採択され、女性の権利について国際社会がきちんと議題に上げて21世紀に備えようという試みが反映されたと思います。

人口並びに開発に関する世界会議の行動計画、そして北京会議の行動綱領の二つにおいては、“リプロダクティブ・ライツは人権である”という認識がなされたことは重要です。一方リプロダクティブ・ヘルスについてはこれらの会議でもかなりの論争を生みまして、それぞれ権益、利益の異なる団体が参加していましたので、どのように定義をするのか、人工中絶がその定義の中に入ってくるのか、家族familyと言う場合、文化によって定義が異なってくるのではないか、など色々論争がありました。最終的にはリプロダクティブ・ヘルスという定義の中には、完全な身体的、精神的、社会的福祉の状態にあること、単に病気にかかっていない、障害がないということだけではないと定義されました。生殖的なシステムとその機能も含むという定義になりました。又、リプロダクティブ・ヘルスに関して、男女共に情報を受ける権利があること、そして十分で、安全で、効果のある妥当なコストで提供され、又選択する権利があることです。法律に違反することなく、提供されなければならないこと、

安全な妊娠と安全な出産を保障するようなヘルス・ケアを受ける権利がある、となっています。

同時に同じ権利が難民、流民といった傍流に追いやられている人々を排除せずに、主流の人々と同様にこの様な基本的人権は享受されなければなりません。特に難民、流民は情報も得られず、リプロダクティブ・ヘルスに関して選択もなく、最も犠牲になってしまいます。社会・経済・人道的な問題と人権の間には相互に関連があるととらえなければなりません。

女性のリプロダクティブ・ヘルス・ライツと言う場合には2つの要素があります。一つには、人権を選択の問題、もう一つは社会、経済、開発における役割です。開発関係の文献、資料を読んでいますと、女性の積極的な参加のない開発は矛盾であると言われています。その様な言い方は適切ですが、その背後には“人”がいるということです。女性は選択する権利があります。経済的生産の役割と生殖的役割のバランスが取れなければなりません。それに付随しての考え方ですが、傍流に押しやられて、不利な立場に置かれている女性こそ、基本的なヘルス・ケア、リプロダクティブ・ヘルス・ケア、安全な職場、初等教育、食料の確保、法的な保障を受ける権利があるのです。これをいかに達成するのか、理論的なことは頭で理解できるが、現実ではどうなっているのでしょうか。これを少し具体的にビデオで紹介したいと思います。

ビデオは「何故Xさんは死んでしまったのか」というタイトルです。女性のリプロダクティブ・ヘルスは何かということを実際の生活の中ではどうなっているのかを理解しなければ、本当の理解につながらないと思います。ビデオはたまたまエジプトが舞台ですが、どのような途上国でもあり得ることです。今お話した様々な領域、様々な要素のつながりが、ビデオをご覧いただけするとわかると思います。このビデオはヘルス・ケア・ワーカーの研修のために作成されたものですので、時には技術的な話しも出てきます。男性でも女性でもリプロダクティブ・ライツに関心を持っている人達はこのビデオを是非理解していただきたいと思います。（ビデオ時間約25分）

ビデオの内容

このビデオでは母性の死亡率の高さの原因を追及していきたいと思います。一人の女性の死について考えたいと思います。匿名により、X夫人としておきましょう。Xさんは小さな村の病院で出産中に亡くなりました。主治医にはX夫人の死亡原因が明らかでした。胎盤剥離による出血多量が原因でした。胎盤が下がっていたということで、この様な女性は、妊娠

後期、出産時に問題になるということでした。医師はこの診断に満足して、死亡原因を国際分類の条件に従って分類し、診断を終えました。

しかし、このケースはこれで閉じられたのではなく、他に原因があったのではないかと婦人科の委員会が極秘に調査を行っています。何故この母親は亡くなったのでしょうか。産科と婦人科医の国際連盟の委員会がX夫人の病院の記録を要求し、カルテを細かく調査しました。カルテを見て、2つのことが気になりました。Xさんは出血多量と精神的ショックで入院しました。500ccの輸血を2回だけしましたが、その病院には血液がそれだけしかなかったのです。その輸血量では、多量の出血をカバーできませんでした。Xさんの出血を止めるために、帝王切開することになりました。しかし手術中に死亡しました。この調査を行った委員会の結論では、Xさんの死亡は、分類が間違っていたことを認めなければならぬ、ということでした。輸血がもっと適確に行なわれていれば、適した医療サービスが提供されていれば、この緊急事態に応える病院のサービスがあったならば命は取り止めただろうということです。また、コミュニティ・ベースでWHOが行った調査では、母性保護のニーズが十分満たされていなかったことを問題にしています。Xさんが病院へ行くのに、交通手段がなかったために、出血してから4時間かかったそうです。もう一つ明らかになったのは、その出血が初めてではなく、その前に同じ月に二回出血があったということが分りました。一回目、二回目の出血は自然に止まったのですが、妊娠後期の出血は危険な信号です。この二度の出血は近々、もっと大きな出血が起こり得る信号だったのです。しかしこの二度の出血に際して、誰もXさんに危険について告げることもなく、何の措置もとられませんでした。三つ目に明らかになったことは、コミュニティにおける情報から、Xさんは妊娠前から恒常的な鉄不足による貧血症があり、これは低栄養と寄生虫によるものでした。この貧血症であったことが三度目の出血多量に耐えることができなかったのです。又、産前ケアのサービスが全く提供されていませんでした。母性ケアのニーズが満たされていませんでした。Xさんのケースは以上で閉じられましたが、再びその調査が行われることになりました。もう一つの調査から新たな点が明らかになりました。Xさんが生殖年齢の死亡ということで、生産年齢の女性の死亡の原因に関する調査でした。この調査を行ったのは、Family Health Internationalでした。X夫人は39才でした。5人の子供は元気で、そのうち3人が男児で、X夫人はもうこれ以上子供は望んでいませんでした。それに加えて、高年齢でしたので、もう一度妊娠することはリスクが高いと分かっていました。調査によってこの点が明らかになりました。そしてX夫人の死亡の原因は、十分かつ適切な情報が、教育が、family planning サ

ービスが提供されなかつたことにあると結論づけました。この望まれない妊娠が起らなかつたならば、Xさんは亡くなつたでしょうか。それに対する答えは、別の調査から出てきました。人口動態の学者が、人口審議会の訓練を受けて、何人かで調査していました。社会経済の層別の死亡率ということで調査が行われました。Xさんは主婦で、夫は貧しい農夫でした。彼女自身も字が読めない、非識字でした。遠い村の僻地で夫と共に暮らしていました。社会経済の指標調査では社会経済レベルと死亡率の相関が明らかになりました。調査の結果の一つは、社会経済の地位がXさんと同様のレベルの人であるならば、母性の死亡率は一般的な人口の5倍であることが明らかになりました。また相対的なりスクで見ますと、社会経済レベルが高い同じ国の女性の10倍、死亡率が高いことがわかつたのです。近隣の先進国との比較では100倍死亡リスクが高いのです。何故X夫人は死ななければならなかつたのでしょうか。調査の結論では、Xさんが亡くなつた本当の理由は社会経済レベルが低かったからである、と出されました。貧困が故に、無知が故に、社会正義が欠けていた故に、Xさんは亡くなつたのです。

調査が明らかにしたことは、Xさんが教育を受けていて、生産的に雇用されていて、栄養が十分にとられていたならば、死亡の確立ははるかに小さかったであろう、ということです。確かに色々な局面、色々な視点が、女性が死ぬ場合、母親が死ぬ場合、あると思います。Xさんが何故死んだのか、他のX夫人が何故死んでいくのか、ということを考える場合、このように色々な視点を考慮する必要があります。Xさんの話をもう一度構築しなければ全貌が見えてきません。

Xさんの人生をもう一度振り返ってみましょう。Xさんは喜んで死の道を歩んだのではありません。社会経済の開発が遅れた村に生まれたことがその死への道を歩ませることになったのです。しかし社会経済開発の一般的なレベルだけが問題になるのではありません。それよりも、また少くともそれと等しく重要なことは、社会正義が、社会公正があるか、ということです。社会経済開発が行われた場合、地域のメンバーが等しくそれを享受しているかどうかということです。Xさんは女性であったが故に、低い社会経済開発と言えども、その恩恵に預かることができなかつたのです。その段階で、死への道を歩み始めたと言ってよいでしょう。女性の地位が向上されていれば、死に至ることはなかつたのです。Xさんに教育の機会、雇用の機会、栄養をとる機会が与えられていれば、死からのがれることが出来たでしょう。残念ながら、その出口がXさんには与えられていませんでした。もう一つその死の道の上でも、出生力、即ち子供を産むことが社会に対する唯一の貢献であると見られてきました。

彼女が生産するのは子供しかなかった、そして女性としての社会における地位は、母親としての役割に全面的に依存していたのです。子供をたくさん産むことで死への道を早め、高齢であったことで、妊娠と出産時に更にリスクが高くなっています。産科医によると、Xさんは高リスクの妊娠の分類に属する人でした。高リスクの妊娠とは、合併症を伴う出産になりやすいことです。その停留所に彼女は停まってしまいました。それでもまだ死から逃れることは出来たはずです。コミュニティに母性サービスがあったならば、高リスクの妊婦であってもスクリーニングがなされ、チェックされていたならば、貧血状態が医療によって改善していたならば、最初の二回の出血が危険信号だということをキャッチする人がいたならば、また間に合う時に入院できたならば、まだ死からのがれることが出来たかもしれません。しかし、彼女は死への行進を避けなければならなかったのです。最後の停留所は命を脅かすような合併症です。出血、敗血症、複雑な人工中絶、陣痛等の合併症が重なって、命が脅かされる状態に至りました。これは出産時の多量出血ということです。しかしそれでも彼女は救われたかもしれません。もし、最初に病院に紹介された時、Xさんによるサービスが提供され、適確に管理されていたならば、命を取り止めることができたかもしれません。それが最後のチャンスでした。しかし最後のチャンスをものにできずに、不幸な死に至りました。

女性がこの母性の死の道を歩むことになるのは、先程言ったように色々な原因があります。その一つ一つの出口において救われることがあるならば、亡くなることはないのです。この死への道のアクセス全てを閉ざすことは出来ないかもしれません。しかし少くともその道から人をのがすことは出来るのです。そのような戦略を成功させるために、母性のサバイバルを成功させるためには、有効な形で母性の死の道の出口を一つ一つ使っていかなければなりません。死の出口を妊娠前期だけを見れば、後期の問題が見落とされるかもしれません。逆に妊娠後期だけを見れば、前期で与えられたかもしれないチャンスをのがしてしまいます。あまり遅くなってしまって問題に気づくことになれば、医学と言えども、手を貸すことはできないでしょう。Xさんは亡くなってしまいました。しかしXさんと同じ様な人達が何人も何人もこの母性の死への道を歩んでいます。私がこの話を始めてから少くとも30人の女性が死の終着駅にたどり着いてしまっています。この母親達を救わなければなりません。救うことが出来るのです。

ただ今のビデオは実際のケースに基づいての話で、しかも私のよく知っている人でしたので、私にとって特別な意味のあるものです。エジプトで、特にこの分野で、あの場所で、長

年働き、当時救うことができなかったこの女性とも係わっていました。

ビデオでご覧のように、全ての局面をきちんと押さえていかなければなりません。女性の地位と社会経済開発水準と女性の人生とは不可分であります。女性の地位と言っても幅広い意味がありますが、その中に女性の権利、そしてリプロダクティブ・ライツも当然入ってきます。サービス、開発プログラムなどを含めて広義のリプロダクティブ・ライツでなければなりません。政策と現実をつながりあるものに作っていかなければなりません。種々のプログラムを立案するにしても現実を踏まえて作る必要があることを強調したいと思います。

女性を今まで受動的に扱ってきましたが、自らの生活を変えようと、女性が第一戦に立って戦っている人もいます。Xさんのように1人の女性としてとても意志力があり、あのような厳しい状況においても勇気とスタミナをもって、自分のためのみならず、子供のために生き残ろうという意志のある人々を助けることが、私達ができる最小のことではないかと思います。

ビデオのまとめをしながら、女性のリプロダクティブ・ライツとは、こういった状況に置かれた女性にとってどういうことなのかを確認しつつ、一般的に受け入れられている権利をどう現実につなげていくのか考えてみたいと思います。個別のレベル、地域レベル、国レベル、国際レベルで同じことが推進されて初めて、人権としての女性の権利が遵守されることになります。そのことが女性一人ひとりに選択を与え、その人の人生を左右する手段を与えることになります。そして、コミュニティーの社会経済面に女性一人ひとりが貢献することが可能になるのです。このビデオで強調したのは、女性の置かれている立場を考慮し、その障害を克服し、目標を達成するために何をしなければならないか、ということです。非常に多くの女性が、貧困、差別、人権侵害、不健康、無所得という悪循環から脱却する手段、死への道から脱却する手段が与えられていないのです。リプロダクティブ・ライフやリプロダクティブ・ヘルスを口にする時、このビデオのXさんを思いおこしましょう。Xさんが歩んってしまった道を再び他の女性が歩むことがないように助けることが出来たらと思います。

司会者：ウィーン、カイロ、北京の3つの会議を通じて、リプロダクティブ・ライツ、リプロダクティブ・ヘルスが権利として確立されてきた様子、そしてそれが一人ひとりの人生に選択を与えるという意味であることが今のお話とビデオで少し分かってきたのではないかと思います。

ミーラ・コサンビイ氏による発題

私が取り上げるテーマはインドにおける女性のリプロダクティブ・ライツです。このリプロダクティブ・ライツの話は真剣かつ暗い意味合いをもちます。一般的に途上国では、女性に関して、今なお暗い状況が現存しています。インドにおいて、女性が健康に対して十二分に心を配らないというのは極めて深刻ですが、いくつかの統計をご紹介したいと思います。インドや東南アジアにおいては女性が不足しています。男性の数が女性の数を上回っています。しかもこの比率はどんどん下がっています。10年毎の人は調査の度に女性の比率が下がっています。その原因の一つは健康上の問題から来る死亡で、それに併せて、女性が健康に心を配らないこと、また暴力による女性の死亡が多いことに起因しています。

まず、*reproductive rights* を検討し、この権利がどの程度インド並びに他の多くの途上国において適用できるのか検討していかなければなりません。何らかの形での権利の取得、何らかの形でのコントロール、何らかの形での自由の選択が女性に対してあると思います。インドにおいてはどうなのでしょうか。一般的に大半の女性が自らのリプロダクティブ・ライフに関するコントロールができない状況にあるということがおわかりでしょう。女性の地位、特に家族の中での女性の地位が低いということ、また社会一般の中で女性の地位が低いことにも起因しています。この地位が低いことの社会経済的理由は多々あります。全体像をまずお話しすることにより、何故女性の地位が低いのかをご理解いただくと同時に、リプロダクティブ・ライフに関するコントロールが何故女性の手から剥奪され、何故それに対して母親以外の人が決められるのか、説明していきたいと思います。

インドの人口はかなり異質的であり、色々な民族によって構成され、国として複雑な面は否定できません。8億4,500万人の人口のうち、85%がヒンズー教徒、10%位がイスラム教徒、そしてその他の少数民族によって構成されています。しかし、ヒンズー教徒の典型的な慣習は、ヒンズー教徒以外の人も踏襲していることが多いのです。伝統的にはヒンズー教の家族は家父長制であり、又拡大主義家族です。となりますと、コントロールできるのは、最年長の男性です。一般的に男性優位の社会で、女性が従属しています。これが原則となつてインドの家父長家族が成り立っています。更に経済的側面があります。それにより家族における女性の地位が更に低くなっているのです。伝統的ヒンズーの拡大家族となりますと、先祖からの財産の相続権は男性が有し、女性にはありません。しかし州によっては、この男性だけが相続するという法律が改正されています。例えば、私の出身の西インドのマハラシ

トラでは、息子と娘に同じ権利を与えていましたが、むしろこれは例外です。しかもこの法律が改正されたのはほんの二年前のことです。大半の場合、女性は不動産、財産を持っていないことになるのです。女性は経済的に生産性がないとみなされています。多くの場合、文化的な障害もあり、女性が家の外で就職することもできません。教育水準も低く、技能レベルも低いので、女性は給与の低い仕事にしか就けません。ですから、女性にとって経済的状況は決してよくありません。あくまでも大多数の女性のことを言っているのであり、ほんの一握りの教育を受けた女性は例外です。こうした女性達は、力行使できる、よい仕事に就いています。インドにおいても女性が世帯主である家族もありますが、どちらかと言えば、そのような家族は最貧層です。又、インドでは持参金制度がありますので、家族にとって娘は負担になります。これはインドのもう一つの側面ですが、この持参金制度が始まったのは、娘が先祖代々の財産を相続できないので、そのかわりに宝石やお金などの動産をもらったのです。しかし家族における女性の地位が低いので、せっかく結婚時に与えられた富も、結婚後、夫と夫の家族に取られてしまいます。結婚生活が長く続くと、また持参金の要求があります。この様なことを考慮すると、女性は家族の負担になります。結婚しても女性は搾取の対象です。このようなことから、娘より息子が望まれるようになります。又息子には老後のめんどうをみてもらえると期待するのです。社会福祉制度の発達していない国において、親としては息子に老後を頼るのであります。この様な状況で、嫁は男子の出産を期待されます。嫁がいつ出産し、何人子供を産むかという選択は夫のないし、夫の家族が通常決定します。インドにおける大半の家族は、少くとも息子は二人必要だと考えます。そこで夫の家族が、子供の数、息子の数等を決める一方で、インドの人口問題があるので、政府としては、何とか人口爆発をコントロールしようとして、あらゆる形での家族計画を導入すると同時に、国際的圧力がインド政府に課せられています。何年か前の話ですが、家族計画のキャンペーンが政府によって展開されました。男性に対しての手術の方が簡単ですので、大規模になされた時代がありました。しかし、男性の避妊手術が政治的にあまり得策でないということで、その後政府は家族計画において女性をターゲットとするようになりました。その結果、プラス面とマイナス面が出てきました。プラス面は1971年に法律が制定され、中絶が合法かつ無償になりました。政府の運営している病院では、無償で中絶手術ができます。例えば、女性の健康が危機にさらされているとか、あるいはレイプの被害により妊娠して、子供を望まない場合、中絶が無償で、できました。また家族計画の一環として中絶が位置づけられたものもありました。例えば、避妊薬を使わぬことで、女性が中絶を望む一つの理由になるのです。

これはある意味でメリットとも考えられます。即ち、女性が生むか生まない、又子供の人数の選択ができるということです。しかし実際には女性が自分の希望に沿ってコントロールできることはほとんどありません。こうしたことは、实际上、しばしば夫の家族によって強要されてしまいます。政府は人口を抑制したいと考えています。その際、大規模の避妊薬の使用の奨励や、手術を奨励すると言い始めています。男性の避妊手術が地方において、あまり衛生的でない環境において行われています。その他の避妊方法に関しても広報活動が行われています。例えば、IUDの使用、最近ではデポプロベラのような注入剤が、臨床テストをすることもなく、又女性に対して副作用の可能性を警告することもなく使用されています。この様なことは女性自身がコントロールすることと相反していると言えましょう。この問題に関してもう1つの側面があります。医療専門家がしばしば女性に対してかなり高価な治療、不要な治療を勧めているのです。例えば社会経済的に恵まれている女性に対して、民間病院の9割は母性保護のサービスを提供しています。そこではしばしばあまり必要でないサービス、例えば帝王切開などが勧められています。

以上が基本的な問題ですが、女性のリプロダクティブ・ライツといいますと、この様な問題がインドには現存しています。表面的には女性が適切なケアに対するアクセスがあり、そのようなケアが政府によって提供されているうように見られますが、内情は、このような措置が女性のためにあるべきですが、成功していません。というのも、インド社会の価値観により、女性が出産に関して、リプロダクティブ・ライツに関して、自由な選択を行使できない環境におかれています。そして母性の死亡率に関して、はっきりしたデータはもち合せていませんが、生殖可能な女性の年齢層の方がそうでない年齢層より死亡率がはるかに高いと断言できます。

本テーマについてのフロアからの質問と回答

- 質問：(1) リプロダクティブ・ライツが守られている望ましい状態、完全な状態とは何でしょうか。
- (2) リプロダクティブ・ライツ、リプロダクティブ・ヘルスについて国際的な到達度を計る基準があるのでしょうか。
- (3) 現在、N G O、国際機関、国の機関で、リプロダクティブ・ライツに関して最も有効な働きをしているのにはどのような機関がありますか。

回答：ラシム・アルワリア氏より

まず一般論ということでどの様な枠組、雰囲気が醸成されれば、リプロダクティブ・ライツがより有効に守られるか、確保されるかということですが、第4回の北京の女性会議のことでした。もちろんその前のカイロの人口開発会議でもそうですが、ウィーンの人権会議と共に、かなりこの分野に踏み込み、その定義を試みました。そして今、国際、国内の人権に係わる文書にその定義を折りこもうとしています。そこでカバーされている基本的概念とは、カップル自身が、自由に責任をもって、子どもの数、出産間隔を決定できるということです。そして教育、情報サービスを享受し、その手段を与えられていることです。全ての人々が圧力、強制を受けることなく、情報に基づいて責任ある選択を行うことができる環境であろうと思います。情報から実際に使う手段までカバーされます。最高水準のリプロダクティブ・ヘルスを達成することもここに含まれます。リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルスは不可分です。健康はライツの重要な一要素ですが、健康が守られているからリプロダクティブ・ライツが全て満たされているのではありません。以上のような定義、概念が過去3回の国際会議で明確に出されてきました。これが一つの指標になると思います。

次に生殖、出産に関する権利は差別、暴力、強迫を受けることなく、選択をすることができる権利だと思います。先程の話でも、自分の生殖についての意志決定が自分で出来るのではなく、舅、姑、夫であったり、また外の世界の力が働いたり、あるいは、家族生活、結婚生活においても搾取、暴力があると言われましたが、このようなことがないように、自由に判断ができるということも当然定義の中に入ってくると思います。そういう意味で私どもは大きな前進であったと思います。そもそもグローバルなレベルでこの様な問題が提起され、3、4回国際会議で取り上げられたこと自体大変好ましい方向に前進していると思います。そしてこのテーマは社会経済から技術、政治等様々な分野をカバーする問題として考えられるようになりました。国家も政府も遂行する意志を示していることは良いと思います。

次に、三番目の、どういう組織あるいは機関がこの分野でよい仕事をしているかというご質問ですが、私の経験から申し上げるなら、やはりNGO（非政府機関）が頑張っていると言うべきだと思います。従来の権利を擁護してきた伝統的な組織だけでなく、安全な方法を開発するような仕事をしている機関も頑張っています。私も、何年か前に、たまたま避妊についての調査を行いました。避妊の方法を開発しているPopulation Council、あるいはFamily Health Internationalのようなグループはもともと科学的、臨床的、技術的な面から取り組んできたのですが、範囲を拡大していき、社会経済的な視点も取り込んで人権の視点も

持つようになっています。しかもそれを考える時に確かなデータ、科学的な裏づけを持って
いることで、このようなグループがパイプラインになって、開発、健康、医療、女性の権利、
リプロダクティブ・ライツを主張していく上で、大変大きな力になっています。もちろん、
国連の専門機関も頑張っています。ユニセフ、UNDP、WHOそれぞれその役割を果して
います。国内の組織も頑張っていますが、いずれにしてもNGOの貢献は大きいと思いま
す。

ミーラ・コサンビイ氏より

女性のリプロダクティブ・ライツに関して、重要な要素は、適切な医療ケア、避妊方法に
対してアクセスを持つことだろうと思います。強迫、強要、圧力が家族からも、政府からも
かかるてはならないことが必要です。そして重要なことは、女性が自ら意志決定する力をも
つこと、自分の生殖については、自らがコントロールする力をもつことであり、これが今一
番欠けている点だと思います。

三番目の質問について、インドの場合をお答えします。いわゆる自治を求めて運動してい
る自主的なグループが大事であると思います。女性の活動グループもあれば、医療関係者の
グループもあります。これらのグループが連携して、キャンペーンを行って成功しています。
そして政府に対して働きかけ、圧力をかけて、前向きな立法を求めてきました。医療関係者
も色々な面で、努力しました。特に都市部の貧困層に対して、地方に対しても情報を提供し
てきました。更にいわゆる政府に圧力をかけるロビー活動も有効だったと思います。

質問：(1) インドにおいて女性の地位が低いというお話をありましたか、それは宗教と係わ
りがあるのではないかでしょうか。

(2) ヒンズー教内部で、女性の地位を改善するために何か取り組みをしているでしょ
うか。

回答：ミーラ・コサンビイ氏より

まず最初の質問ですが、残念ながら簡単に決めつけることはできない複雑な状況だと思
います。宗教でかたづけられないと思います。インドでは、ヒンズー教徒もそれ以外の人々も
同じような伝統、慣習を踏襲している現実があります。ですから宗教で現在の状況になっ
ているとは思えません。むしろ、社会経済的な側面をみなければなりません。様々な要素が働

いて、人間の行動を形成しているように思われます。その中で、女性の地位を向上させる努力が長年にわたってなされてきました。ヒンズー教だけでなく、すべての宗教グループによってなされてきました。イスラム教徒あるいはキリスト教徒のそれぞれの社会でも努力が払われてきました。ですから、特定の宗教のイデオロギー、考え方方が特定の行動を形成していると考えるのは、単純すぎると思います。インドではあらゆる宗教グループが行動面においては、多くの類似点、共通点を持っており、各宗教グループ皆、努力をしております。

- 質問：(1) 人工生殖、例えば体外授精や代理母の様な技術がお二人の国でどのような広がりを見せてているのでしょうか（コサンビイ氏はインドの方で、アルワリア氏はカナダ出身で、現在スイスで仕事をしています。）
- (2) それが女性のリプロダクティブ・ライツ、ヘルスに対してどのような影響（肯定面、否定面合わせて）をもたらしているとお考えでしょうか。

回答：ラムシ・アルワリア氏より

確かに良い面と悪い面の両方の影響があると思います。このテーマは最近特に注目を集めようになりました。ニュースでもご覧になったと思いますが、イギリスで議論が白熱したことがありました。それは何千もの冷凍保存されている人工受精卵が廃棄されることになったのです。それは、冷凍保存の人工受精卵は5年経過したら廃棄されねばならないという法律によるものでした。人工受精卵をどうするか、そこには、精子を提供した男性、卵子を提供した女性がいて、そのような人々の権利にも係わってきています。特に倫理が係わってくると簡単には答えができません。子どもを望みながらも恵まれないカップル、特に女性にとって人工受精の選択が与えられることは嬉しいことですが、一方ではそれが乱用されではないと思います。また、女性が生殖の役割に限定されて、まさに機械的にその存在を利用されてしまうことになり、そのバランスをどうしていくかということが問題です。いずれの方法についても極めて複雑で多面的で、良い点も悪い点もあるというところで、本日はとどめておきたいと思います。

ミーラ・コサンビイ氏より

私としては、今のインドの状況で補足することはありません。インドではその様な問題はまだ顕在化していません。例えば、代理母の問題が注目されるほど事例がありません。あっ

たとしても数が少ないので。また、人工受精では、大体の場合、精子はその女性の夫のものであり、他人の精子ではないということで他の国々ほどの議論にはなっていない現状です。

ラシム・アルワリア氏より

ミーラさんの話を聞いて、思い出したことがありました。カナダ、スイスにおいて人工生殖がどれ位普及しているかという質問があったと思います。人工生殖によって確かに女性の選択肢は増えたのかもしれません、特定の年齢層に限られてくるでしょう。先進国の女性はどんどん職場に進出しておらず、自らの選択によって出産する年齢が高くなっています。これは一つの要素として関係してきます。生殖能力は高齢化と共に衰えてきます。肉体的に子どもを産みにくくなり、ある程度高齢になった女性がこうした選択をする場合があります。かといって、若い女性がこの方法に訴えないとは限りません。ヨーロッパ全体としては、イギリス、フランスを除いてそれ程大きな問題になっていません。

質問：国際赤十字・赤新月社連盟は、途上国における女性の健康のために最も力を入れて、行なっている活動はどのようなものでしょうか。

回答：ラシム・アルワリア氏より

一番大事なものはビデオでもご覧になった“連係”に関係しています。私どもは様々な活動に関与しています。例えば、災害に備えられるように、十二分に輸血体制を整えるとか、サービスに対する情報とアクセスを全体に与えるといったことも含まれます。しかしその中で一番力を入れているのは、統合したアプローチをとる、つまり、技術的なサービスを他の側面を組み合わせていくことです。女性がもっと自給自足できるように、もっと自立できるように、育っていくことです。自立できれば、ヘルス・サービスへのアクセスもあるでしょうし、収入源にもアクセスがあるようになります。女性に対して例えば、「何故女性として健康でないのか」とたずねますと、「所得、食物などへのアクセスがない」という答えが返ってきます。重要な要素というのは、相互関連性があるのだということを忘れてはなりません。私達の多くの組織で経験したことは、縦のアプローチをとることはあまり効果的でなく、統合化された、包括的なアプローチが大事であるとわかっています。

質問：(1) 家族計画に関して、都会で働いている女性と、農業に従事する女性との間で違いがあるのでしょうか。

(2) 女性が10年、15年の長い期間働くことを前提とした家族と、従来の伝統的な家族の間で、子どもの数について何か違いはあるのでしょうか。

(ウズベキスタンからの参加者の質問)

回答：ミーラ・コサンビイ氏より

基本的には都市化しますと、確かに状況は改善されると思います。しかしその際、社会経済的な条件が改善されなければなりません。インドにおいて都会にもかなり貧困層が存在し、貧困層である限り、都市に居住しようと、地方に居住しようと違いはありません。しかし、都市化と共に、経済的状況がよくなったり、食料、栄養がよくなったり教育水準が高くなるなどが組み合わされれば、子どもの数も少なくなるでしょうし、家族計画を実施する女性も増えましょう。また同時に、核家族化が進めば、夫と妻が一緒になって選択することになるでしょう。これはプラスの効果があります。また核家族になると、子どもに対して、教育や色々なチャンスを与えたいということで、子育てにおける目標も異なってきます。

次に様々な環境における女性の合理的な選択とは何だろうか、という問い合わせをしてみたいと思います。環境によって、子だくさんの方がよい、経済的にやっていけるからよいという場合もあるでしょう。また別の環境においては子どもが少ない方がよいという場合もあるでしょう。子どもの数が多いことは必ずしも避妊に失敗したとか、そのような技術にアクセスがなかった結果によるものではなく、環境によってかなり影響されると思います。都市化により、社会経済的地位が向上すれば、子どもの数が減る傾向にあります。子どもの数が少ない方がよいと考えられているようです。

ラシム・アルフリア氏より

少し補足させていただいてよろしいでしょうか。今言われた事に基本的には賛成です。しかし若干違う側面からとらえてみたいと思います。国によっては環境も異なります。例えば、地方から都市への人口移動があると、社会経済的地位は必ずしも自動的に向上するわけではありません。何故地方から都市に行くのでしょうか。その理由の一つは、人口の半分は女性であり、女性達がますます都会へ行って自分の経済的地位を向上させたいと願っているのです。しかし都市に行った後、搾取されることもあったり、相変わらず生活が苦しかったり、

当初の目的とは全く違う環境に追いやられることも多くあります。多くの国において、アフリカやアジアにおいて、都会に行ったから生活が良くなるのではありません。

会場のサビットリィ・グナセケラ教授よりのコメント

地方及び都市における出生率に関して、スリランカの研究では、女性及び男性の識字率が強いインパクトを持っていると言われています。女性達が家族計画や避妊について学びたい意志をもつかどうか、そしてそれを理解するかどうかが出生率に大きく影響しています。都市化によって出生率が下がるのではないか、又農村では出生率が上昇しているのではないかという問題ですが、識字率が高ければ、農村の女性、家族が家族計画を理解でき、その結果、避妊薬を利用するのです。ですから一律に、農村社会、都市化と出生率の関連は言えないのあって、識字率が極めて大事な要素であると申し上げたいと思います。

質問：ビデオの中で“accessible first-level referral service”という言葉が出てきましたが、具体的に何を言っているのでしょうか。

回答：ラシム・アルワリア氏より

ヘルス・ケア・システムにおいて、まず予防医療があります。例えば、教育したり、情報を与えることにより、予防が重視されます。同時に、一次的ヘルス・ケアの中に集団スクリーニングもあります。地域社会により、色々なやり方がありますが、簡単な問題ならば、一次的ケアで処理しますし、そうでなければ、適切な体制の中で、専門医に紹介してもらうということがビデオの中で言っていたわけです。あのX夫人は適切なサービスが受けられませんでした。適切なサービスの中には、専門医、クリニックへの紹介が含まれます。通常は一次的ケアの次に、クリニックへの紹介。クリニックではもう少し技術水準の高い医療スタッフが揃っています。その次に、三番目のレベルのケアとして病院における医療サービスがあります。システムから言えばこの様に各レベルのケアがあります。

“アクセスがある最初のレベルの照合サービス” (accessible first-level referral service) というのはどういう意味かと言いますと、アクセスはいろいろな所、色々な場で使われます。しかし“アクセス”という言葉は表面的なアクセスだけでなく、本当の意味のアクセスが大事です。つまり、体制をきちんと整え、各個人が必要な情報、手段を得ることによって有しているアクセス行使できなければならないことです。サービスの便宜があるだ

けでなく、サービスの存在を知らせしめ、そこに行く交通手段があり、切符を買う交通費があり、夫の許可がなくても独りで行けるという状況でなければアクセスがあったとは言えないのです。しかし真の、効果的なアクセスが緊急事態においては欠落していると言わざるを得ません。情報からサービスまでの全範囲(full-range)のアクセスが必要です。一次的ヘルス・ケア、二次レベルにおける専門医への紹介、又第三次レベルにおいて、適切な診断装置のある病院に紹介してもらえることが必要です。様々なレベルのニーズに答える体制が必要です。しかし現実において、女性が各レベルへのアクセスがあるのか否かが一番大事であり、女性が利用できるのかどうかが問題です。

質問：アルワリア氏の話しの中で医療サービスを移住労働者女性や難民に対しても提供する必要性について触っていましたが、この様なことを移民労働者の受け入れ国においてどのようにすれば可能だとお考えでしょうか。とりわけ移民女性がヘルス・サービスの法律的保護を受けられるようにするには、どのようなご提案がありますか。

回答：ラシム・アルワリア氏より

国連にはUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）という機関があり、ここでは難民への援助と保護を与えています。これは、難民を受入れる国において提供されるサービスとしてのヘルス・サービスが提供されています。伝統的には難民に対する三つの解決策があります。第一に、最も望ましい解決策ですが、環境が整い、状況が許せば、本国に帰還させてあげること、第二に、最初に難民が到着した国がその難民を受入れることに同意し、全面的にサービスを提供する約束をすること、第三に、難民を第三国に居住させ、この第三国は受入れ国としてのサービスを約束することです。私どもは、ヘルス・プログラムの中にリプロダクティブ・ヘルスを組み入れるよう多大な努力をしてきました。

国内難民の場合、国境を越えた難民とちがって、必ずしも適切な形でこれらのサービスの対象となっていません。国内難民は法律的、政治的側面が併せて存在するからです。国内難民は一定程度のサービスを享受していますが、それに対する影響はどうなのか考えていかなければなりません。国内難民は受け入れが、同じ国境内の地域社会ということで国際難民と様相が異なっています。

移民の場合、地方から都市へ、あるいは同じ国境内の別の地域に動くこともあります。国境を越えて移民として行く場合もあるでしょう。移民の中には、敢えて国境を越えて経済的

等のメリットのために移民として行く人達もいます。ご質問はどちらかと言うと、この後者の移民のことを言わわれているのではないかと思います。移民労働者として受け入れた国は、社会福祉的なサービスを提供することにより、当該移民者を合法化する措置をとると同時に、市民権等がとれる形で地位を正当化する努力がなされることになります。

具体的に対応する場合、国内難民、あるいは国境を越えた難民あるいは移民のいずれのグループに属するのか、はっきりさせる必要があります。私ども組織として、この様な人達に対応していますが、一般的には、法律的問題がそれ程大きいとは思っていません。政府と交渉して、このような人達に必要な措置を講じてもらうことに成功しています。

質問：素晴らしいお答えをいただきましたが、フォローアップとしてもう少し伺いたいと思います。実は、私は“国際的移民者”ということで質問しましたのは、先程のアルワリアさんのお話にありましたようにその様な人達の半分は女性だからです。そしてその様な人達が合法的移民なのでしょうか。非合法の移民となりますと、アイデンティがないということで、リプロダクティブ・ヘルス・サービスが必要であっても自ら名乗りでると制裁の対象となったり、又本国へ強制送還されることを恐れて、なかなか名乗りでないことが第三国では起こります。この様な状態でホスト国がどのように基本的なサービスを提供させるか私達にとって問題になっており、同時に法律的な問題が出てくるので、そのサービスを提供することで、ある程度移民者を合法化できるのではないかと考えます。

回答：ラシム・アルワリア氏より

国境を越えて国際的に移住している女性の数が増えていることで、最近の会議でこの問題が取り上げられています。UNHCRの執行部でも取り上げています。難民が主なのですが、UNHCRが対象としている人達よりも幅広く含めて議論しています。

一つの方法として、二国間、即ち、受入れ国と移住者を送り出した国との間での対話を行い、責任は両国で分割する必要があります。しかし今の既存法の下では、移住者が難しい状態におかれても、黙っていた方が得策だと、名乗りでない人達もいます。しかし問題としては存在しており、両国の共同責任として、情報の提供、教育、啓蒙活動を通して、国境を越える女性達に、起これ得る危険や問題についての情報も提供しておく必要があると思います。又、どういう組織に訴えることができるのかも改めて教えておく必要があるでしょう。女性は自然にネットワークを作るのが上手です。移民者が特定の国に行きますと、そこでグルー

プを作つて、ネットワーク作りを始めます。様々な問題を分かち合つて、社会サポートグループを作り、そこで問題解決を試みます。もちろんこれだけでは不十分で、国際的規範、メカニズム等、二国間だけでなく、多国内での国際移民の問題を解決するための仕組を作る必要があるでしょう。また、IOM（国際移民機関）は、現在の傾向として女性が国境を越えて移住するケースが増えていることを問題として取り上げています。現状ではまだ適切な対応がなされていないのは事実です。

パネリストからのまとめないし補足のコメント

ミーラ・コサンビイ氏

先程私からお答えした意識や宗教に関することをもう少し敷衍したいと思います。ヒンズーのイデオロギーが女性に対する差別を強化しているのではないか、それに対してどのような策を講じているのかとの質問がありましたが、確かにそういう面もあります。しかし他の宗教グループでも同じような考え方があるのも現実です。宗教は女性のリプロダクティブ・ライツを色々な形で左右していると思います。社会経済のエトスの中に既に内在する差別がありますが、それに加えて、インドのキリスト教徒（ほとんどはカトリック教徒）が家族計画を受入れることを否定しています。政治は努力してもカトリック教徒は否定します。イスラム教徒も同じように否定します。イデオロギーによってリプロダクティブ・ライツの影響は多少違うかもしれません、最終的には女性に不利な形で作用しており、女性の選択の自由、コントロールを排除しています。私どもの討論の目標は、問題の分析よりは、それを是正し、どう改善していくべきかです。このリプロダクティブ・ライツの分野でも、識字率を高め、教育を普及することによって、女性の生殖に関する管理、コントロールを高め、女性の健康を改善することができるようになります。もちろんこの相関関係は立証されていませんが、努力すればいい結果は生まれてきます。インド政府は様々なキャンペーンを行い、啓蒙、啓発活動をしていますが、政府が採用する措置には矛盾するものもあります。それは手段が女性に与えられていないのに、出生数の責任も女性に押しつけている点です。これは大きく変えていかなければなりません。民間団体やNGOはこの面で大いに努力しています。女性はコントロールする手段を与えられるべきであり、子どもの数を女性一人の責任にすることは過酷だと思います。

ラシム・アルワリア氏

四点レビューしたいと思います。まず第一に、リプロダクティブ・ライツ、ヘルスは人間としての権利であることがわかったと思います。これは抽象的な概念ではありません。これは単に響きのよい言葉、論文でもなく、役人が長時間練った文章でも、権利を擁護する人々が増える言葉だけではなく、一人ひとりの生活に違いをもたらす具体的な問題であり、地域各国そしてグローバルにおいても違いをもたらさねばなりません。どうすればよいのでしょうか。それは一人ひとりの力を信じることです。自分達が違いをもたらすことが出来ると信じて行動することです。もちろんそれに関して今の話しが生かされなくてはなりません。今日取り上げられた問題は、生存権ということで、生命の、人生の、生存のための基本的権利です。選択の自由を主張しても、生存ができないければ選択できません。人間の尊厳が認められなければ選択も生きていません。これが私の申し上げたい第二点です。第三に、政治的意志、資源、予算の配分が重要ですが、これがほとんど実現されていません。どうしてでしょうか。皆がこの原因について考えなければなりません。成人女性の識字率を高めることが出生率により影響を与えると言われてきました。旧ソ連邦、他の国々では識字率が高くても人工中絶が頻繁に為されて、逆に安い避妊方法がないために問題があります。これは例外と言えますが、様々な情報、教育サービスを提供することが重要であり、資源、資金をこのような分野に投下することが大切です。

最後に第四点として、時には優先順位をつけて、テーマを明確にすることが必要です。今日は、色々な問題が提起されました。例えば、出産に伴う母親の死亡率の問題がありました。このような何百万人もの不利益を被っている女性の境遇の話をしました。移住民、難民、流民、避難民等様々な人々がいます。私達がその様な女性一人ひとりの人生を変えること、生活を変えること、違いをもたらすことが出来た、と言えなければ草の根レベルでのリプロダクティブ・ライツを擁護したことにはなりません。この様な人々の生活を見ると問題があります。しかしその生活が指標となって、私どもの前進の度合いを計ることができるでしょう。会議、文献などは意識を啓蒙し、人々の意志を形成させる手段ではありますが、実行こそが大事であり、その成果は生活に現われなければなりません。実行とは、個人の、集団の、そして社会責任であると思っていただければ幸いです。

パネルフォーラム(2) 「女性および女児の国際人身売買」

パネリスト：キエン・セレイ・ファル氏

カンボジア女性開発協会会長

オーロラ・デ・ディオス氏

国連女性差別撤廃委員会フィリピン代表委員

キエ・セレイ・ファル氏による発題

国際的あるいは地域内での人身売買の話を取り上げます。具体的には我が国カンボジアの状況を取り上げてみたいと思います。私は今回で4度目の来日ですが、多くの日本の方々と話しをしております。女性のみならず男性とも話をしました。私がお話しする大半の日本の方々は、私どもがどのような生活をしているか御存知ありません。また、どのような形で売買春が行われているかご存知ないです。カンボジアの話を致します。カンボジアは恐らく皆様にとっては戦場の国としてのイメージがあるのではないでしょうか。ここ数年間、カンボジアは女性と女児の売春婦が立ち、安く手に入る場所としての新しいイメージが出来つつあります。併せて、女性や女児が売春婦に追いやられる人身売買の中継点にもなってきています。このイメージが形作られるようになったのは1992年のことです。その時約22,000人のUNTACの兵士及び民間人が突然カンボジアに入ってきたのであり、これらUNTACの大半の人達は男性でした。それと同時に、突如として巨大な性産業が生まれました。UNTACが1993年の終りに撤退を始めましたが、それと同時に性産業への需要が縮少しました。特にUNTAC最後の部隊が撤退した6ヶ月間においては性産業に従事している人達の数が大幅に減少しました。しかし1994年の中頃になると、この数が再び増えはじめました。そしてそれ以降着実に増えています。

最も気になりますのは、女児の売春婦の急激な増加、また売春婦にするために誘拐され、あるいは売られる女性と女児の数が増えたことです。併せて隣国からの女性が、例えばタイ、ベトナム、中国の女性がカンボジアに連れこまれたり、あるいはカンボジア経由で人身売買されることが目につくようになりました。人身売買と売春の全体像と枠組をご説明したいと思います。売春はカンボジアでは決して新しい産業ではなく、特に1970年～1975年カンボジアにおいて内戦が始まった頃に性産業が増えました。次に1975年～1979年の間のポルポト氏をリーダーとするクメール・ルージュの時代になると、売買春は完全に禁止され、撤廃されました。しかし、クメール・ルージュが放逐された後に、この問題が台頭してきました。

されました。しかし、クメール・ルージュが放逐された後に、この問題が台頭してきました。カンボジア政府が1980年から1989年に亘ってかなり厳格な政策を施行することにより、この問題がコントロール下におかれようになりました。当時、性産業に従事しているすべての女児はセンターに連れていかれ、そこで再教育されました。しかし、当時は今日ほど急激に増えたわけではありません。これが更生プログラムですが、残念ながら成功しませんでした。その誤まりの一つは、そもそも女児が売春に追いやられた理由を取り上げることをしなかったことです。1991年以降、パリの和平協定が調印され、政策により、センターが閉鎖されると、性産業に従事している労働者は推定6000～7000人となりました。

次に売買春の伸びと女児の売春を取り上げてみたいと思います。UNTACが来てから、売買春が大幅に増えました。これは単にプノンペンに増えたというだけでなく、その他主要な町においても増えました。1992年の末になりますと、プノンペンでの性産業の労働者の数だけでも2万人以上に昇ると推定されています。1993年の末にUNTACが撤退しますが、その時に性産業の労働者の数は減少しました。1994年、性産業の労働者の数は推定で8千人～1万人と言われています。確かに性産業の労働者の数は減少していますが、性産業労働者の年齢がもっと低年齢化しています。私ども、カンボジア女性開発協会が実施した調査によると、性労働者の最低年齢は1992年10月には、18才だったのが、1993年4月になると、15才へと若年化しました。現在は、12, 13才といったまだ女児が性産業において働いているのを目にするようになりました。私どもの調査によると、性産業の労働者の35%が18才未満の女児です。しかも売春に従事している女児の数は調査結果よりはるかに多いと考えられます。私達の調査は、比較的オープンな形で行われているような所で実施した結果なのです。例えば、警備が厳しいが故に中に入れないような所に関しては対象とすることが出来ませんでした。この調査の対象として、いわゆるストリート・チルドレンと称される子ども達は含まれていません。公けの場所にたむろしている子ども達は、小児愛好者などによって拾われてしまうのです。

次に、地元、並びに国際的な人身売買の話をしたいと思います。私どもの調査によると、女性や女児が誘拐され、あるいは騙されたりして、売春宿や性産業に売られる事例が多々あることを確認しました。性労働者の48%が売春宿に売られていました。この問題が更に複雑になるのは、女性あるいは女児が国内外いわば国際的な性産業の関係者によって売買されていることです。特にカンボジアの場合、タイ、ベトナムと長い国境線を共有し、また監視があまり厳しくないので、国際的人身売買が存在しても驚くことはありません。カンボジ

アにおける性的人身売買の問題は単に、カンボジアの女性、女兒が係わっているだけではありません。タイ、中国、ベトナムの女性、女兒も売春のためにカンボジアに連れてこられています。この様に隣国も同じ苦しみを共有しています。この様の女性達がその他の国に売買されていきます。

売買春のための人身売買の状況及び範囲についてお話しします。すべての性労働者はだれも性産業に従事したいと思っていません。チャンスがあれば別の仕事に就きたいと思っています。何故性産業にいるかといいますと、騙されたり、貧困が理由として上げられます。特に、知人、信頼している人に騙されて売春をするようになったという答えが多くありました。性産業に従事している理由として、大きく二つのカテゴリーに分けられます。一つは、強制された場合、もう一つは、強制されない場合です。第一のグループとしては、親、親戚、ボーイフレンド、友達によって売られたり、家出したり、家族に暴力をふるわれたり、レイプされたりが原因です。第二のグループとしては、貧困、借金の返済、兄弟姉妹の扶養、離婚による子どもの養育などの理由がありました。女子の25%は最初のオーナーに連れこまれ、その後別の国に売られてしまいます。残りの75%は、ゆくゆく同じ地域、又は別の州の売春宿のオーナーに売られます。これらの女性、女兒の価格体系にも幅があり、身体的特徴で決められます。例えばヴァージンか、美しいか、可愛いいかなど、また女兒の場合、年齢によっても値段が違います。

次に、性産業の女性、女兒がどのような環境で働き、生活しているか、述べたいと思います。性労働者の所得と生活状況を二つのグループに分けます。一つは、売春宿のオーナーによってコントロールされているグループ、他の一つはコントロールされていないグループです。売春宿において仕事を始めるにあたり、オーナーは、女性、女兒の獲得にそれ相当の額を支払い、その後、それに見合うだけの稼ぎをしない限り、二つ目のグループに入ることが出来ません。二つ目のグループに入るとオーナーから相対的に独立します。健康への問題も深刻です。特に性病に感染したり、体を傷つけられたり、弱ったりします。性病については、淋病、梅毒、子宮等。腫の感染症にはおりもの、出血が伴います。また住まいも狭く、客がいる限り、いつでも相手をさせられ、睡眠も充分にとれず、食事も満足にさせてもらえない。

次に、性産業の女性、女兒に関する社会的状況と今後の見通しについてお話しします。性労働者として社会的に孤立しており、親戚あるいは支援団体から全く離されています。唯一支援システムとして提供できる所は、彼女達の働いている所しかありません。性労働者自ら互

いに助け合ったり、売春宿のオーナーに対する依存度も高いのです。しかし支援のネットワークは売春宿のオーナーによる搾取がひどいのでなかなか機能しません。この様な女子は絶えず強いストレスの下におかれ、生活しているので、感情的、精神的、身体的健康が危ぶまれています。面接した女性、女児の98%は売春をやめたいと答えました。理由としては、故郷に帰りたい、家族と生活したい、自分の仕事を恥じていて、まともな仕事に就き、新しい生活をしたい、と答えています。また何か技術を身につけて、収入を得たいと答えています。性産業の全ての女児はこのグループに属するので、将来にある程度希望を抱いているかもしれません。16%の女性は売春から自由になれる希望をもっていません。その理由として、家族や村に恥ずかしくて帰れない、何ら技能をもっていないので他の生活に行けないと語っています。

人権や法律的権利はどうなっているのでしょうか。この問題の歴史はまだ長いものではありません。この2～3年、組織的な形となっていました。女性の人身売買、売春は非常に速いスピードで広がっています。急速に増加しているのにもかかわらず、これに対応する明確な政策も、プログラムもありません。確かに時々、売春宿に対する警察の取締りがあったり、売春宿から性労働者を助け出すことがあります、売春宿のオーナー、ヒモ、客に対する起訴には至りません。この様な措置がとられても、性労働者に対する嫌がらせで終ります。逆に、このような女性、女児が自分達は犯罪者であると更に思いこむようになります。本当は、自分達が被害者であるのに、罪の意識をもってしまいます。数少ないプログラムが実施されています。これらはNGOによって行われています。例えば、教育、訓練、健康、社会、新しい雇用機会、人身売買・その他の性労働に対する法律的援助が差しのべられることがあります。しかし、まだまだ不十分であり、一般の啓蒙プログラムも不十分です。性産業の女性の人権、健康への権利の侵害に対する法律も法体系も不十分であり、このような女性に十分な保護が与えられていません。またこれらの女性に対し売春宿、性産業のオペレーターが絶対的なコントロールを有しているのであり、これらの人達によって、性労働の女性の人権、健康への権利が侵害されています。またこれらの女性は拷問や非人間的な扱いを受けています。火傷をさせられたり、ムチで打たれたり、鍵のかかった部屋に閉じこめられたり、また火災があっても逃げられずに焼死した場合もあります。時には、強制的に麻薬が供与され、より多くの客がとれるよう仕向けられています。栄養不良の問題もあります。個人の安全、個人の体の尊厳が侵害されています。この中で、女児に対して、生理中であっても、病気であってもセックスを強要したり、極めて非衛生的な危険な手術が強要されています。特に低

年齢の女児に対して、ビタミンB₁₂を膣に入れて、性交渉の折に出血して、ヴァージンを装わせるような極めて危険な手術を強要することもあります。売春宿で働く男性労働者や地元の当局によるレイプが女児に対して頻繁に行われているのも事実です。オーナーによる経済的搾取も激しく、また医療も十分施されずに性病に感染しても十分治療されません。客、オーナーに対して抗議する権利も、安全なセックスを要求する権利もありません。これを要求すると、拷問等のひどい仕打ちを受けるのです。

性労働者の社会的要因にどのようなものがあるか考えてみたいと思います。法律や法体系が不十分なので性産業の女性の人権は重大な侵害を受けています。しかし、その他の社会的要因も考慮する必要があります。その一つとして、女性への固定観念です。女性は性の対象であり、男を楽しませる存在だという固定観念です。また教育へのアクセスが女性に対して同等ではないことです。教育を受けていないことで他の職業に就くことが難しい、売買春に供与されてしまいます。マスコミによっても女性は性の対象といったイメージが普及されているのもマイナスです。性労働者を排斥する村八分があるので、このような女性達が援助を求めたくても出来ないのが現状です。

オーロラ・デ・ディオス氏による発題

(アジアにおける人身売買について)

今のカンボジアの話を伺い、本当に心が動かされました。私はマクロの視点で、アジア・太平洋地域の人身売買、売買春がいかに広がっているかをお話したいと思います。この地域の14余の女性組織とアジア太平洋地域における女性の人身売買に反対するための連立が協力して行なった調査結果をご紹介したいと思います。今日お話するのは氷山の一角で、アジア太平洋に限らず、世界広く、南米、アフリカ等他の地域にもありますが、今回はアジア・太平洋地域についてお話したいと思います。人身売買、売買春は昔からありました。今世紀の初め、いくつかの国際協約が交されました。1904年に、ヨーロッパの国々に合意がなされました。1910年、1921年、1933年にも合意がなされ、63ヶ国が批准致しました。“人身売買及び他人の売春から搾取の禁止に関する条約”が1949年に採択されました。しかしこの様な既存の条約を見直して、新しい条約が必要とされているように思われます。条約の歴史が示しているように今世紀初めにも人身売買は困った問題でした。以来、長年が経ち、1990年代に人身売買は失くなるどころか広がっています。これは、先進国、途上国の両方に影響を与え

る国境を越えた問題になっています。その犠牲になるのは、成年の女性だけでなく、女児や、今では若い男の子も犠牲になっています。輸送技術が進み、人々の移動が簡単になりました。レジャー活動にそして、仕事を求めて人々は動くようになりました。コンピューター、インターネット等の電気通信が進んで、まさにこの人身売買においても技術発展の影響を受け、国境を越えました。何十万、何百万人という犠牲者が出てきました。これは百年前に比べると大幅に数が増えました。長年このような問題に携ってきた私どもにしてみれば、人権の危機であり、政府、市民社会が真剣に取り組むべき問題であると考えます。

現代の女性・女児の人身売買の中心としてのアジア・太平洋に注目しました。私どもが調査の結果出した推定値は極めて控え目な数字ですが、それでも人身売買の広がりがいかにひどいものであるか、そしてそのパターン、傾向がお分かりいただければと思います。これは、男性と女性の不平等、力の格差、先進国と途上国との力の格差、各階級の人々の格差の問題であろうと思います。まさに人権の問題です。

政府、NGOがどのようなことをしてきたか、NGOのプログラムがどう進められてきたのかを振り返りながら、私どもは大胆にイニシアティブをとって、この問題に取り組み、人間の悲劇を無くしていきたいと思っています。アジアからヨーロッパ、南北アメリカ、アフリカからヨーロッパというように人身売買は広く地球を覆っています。旧ソ連邦の崩壊と共に、東欧の国から、イスラエル、アジア、日本にも、人がこの様な形で送られるようになりました。この問題を統計の面から少しご紹介したいと思います。ユニセフによると、少なくとも百万の子どもの売春婦が、インド、タイ、フィリピン、台湾などにいると言われます。過去10年間、20万人の女性・女児がバングラデシュからパキスタンに人身売買で連れてこられました。その数は、今でも月に200～400人と言われています。ミャンマーの女性がタイに2万～3万人、人身売買で売られたそうです。これはアジア・ウォッチの推定であり、女児も含まれます。1994年、中国当局は2,731名の子ども達を売買春から救済しました。“Rape for Profit”という本には、5万人のネパールの女性・女児がインド人身売買で送られたと書いてあります。あるニュースの報告によりますと、5千人余りのネパールの女性・女児が毎年人身売買でインドに送られるということです。インドでは、約230万人が売買春に従事して、そのうちの4人に1人が未成年者です。またインドには、いわゆる赤線地区が千ヶ所以上あります。タイにおける状況も驚くべきものです。30万人～280万人もの推定値が出されており、その3分の1は未成年と言われています。そして6万～8万人もの男性が定期的に買春をするとされていますし、多くのツーリストもやってきます。クリストフ・ス

トープの調査では、ヨーロッパにおける人身売買でもその対象はしばしばアジア女性であり、アジア女性が介在者であります。ニュージーランドにいる6千～8千人の売春婦は皆アジア人と言われています。インドネシアをみると、1994年には、地元の規則により登録されている正規の売春婦の数よりはるかに多い非合法の売春婦がいると言われています。また日本の性産業がいかに発展したかよく知られているところです。アジアの女性、とりわけフィリピンの女性が多く日本にやってきています。日本は又、アジアに多くのセックス・ツーリストを送り出している国であります。フィリピンでは30万人の女性が売春に従事し、7万5千人の子どもが犠牲になっています。7千万人の未婚の中国人男性がいます。一人っ子政策、特に男の子を優遇する政策で今、嫁不足になっており、嫁を獲得するために様々な人身売買が行われているとの報告があります。ほんの一例をご紹介しましたが、それに隠れた大きな問題があり、規模の大きさがお分かりいただけたと思います。

人権がうたわれる時代になりました。世界女性会議、社会開発サミットが開催され、科学技術が躍進しました。100年前から世の中が大きく変わっているのに、現代の性の奴隸化はどうしてストップできないでしょうか。女性そして若い子ども達がどうして犠牲になるのでしょうか、そして何故アジアでこんなに大きな問題になっているのでしょうか。人身売買の形態も様々で、売春宿、軍事施設、セックス・ツアー、結婚という名を借りた人身売買もあります。エンタティナーとして呼びよせて、実際には売春させることが、しばしばあります。移住労働者が人身売買の対象になることもあります。性的搾取が連続的に行われて、なかなか根絶できません。人々は仕事を求めて移住しますが、それが人身売買の供給チャネルになることもあります。架空の約束をし、よりよい生活をチラつかせて、女性達を勧誘します。私は長年に亘って、色々な学者、NGO活動家そして売春婦等の話を聞いて色々勉強させていただきました。インターネットが普及して、いわゆるメイル・オーダー・システムが出てきました。ペン・パル・クラブもあります。衛星通信も使われるようになりました。第三世界は外のよりよい世界にあこがれます。結婚にはロマンチックなイメージがあります。男性側からみれば、アジアの女性は極めてエキゾチックで、素直、従順で、魅力があります。第三者が介在し、嫁とりの斡旋をします。ドイツでは70余りの結婚サービス社がアジア、ラテンアメリカ、東欧の女性達との縁組を斡旋します。先頃のフィンランドからの連絡によると、2つの結婚サービス所が7千～1万ドルの価格で、120名余のフィリピン女性をフィンランドに呼びよせて、アジア女性を好むフィンランド人と縁組させました。オーストラリアでは、妻は、中古の車と同じ位の値段、6千～7千ドルで買えるのです。簡単に妻が得られる

ことで、オーストラリアの中には、結婚しては離婚をするということを繰り返す人もいます。あるオーストラリア人は7名のフィリピン女性をスポンサーとなって呼びよせて、結婚、離婚を繰り返したと言われています。クラブ、カジノ、リゾート・ホテルにも若い金持がやってきて、そこも人身売買の温床になっています。ディスコやバーもそうです。マレーシアでは農園労働者や港湾労働者を対象として売買春がされています。男性が集まる所には売買春があります。軍事施設におけるあるいは軍人対象の売春もあります。軍艦が入港すると何百、何千もの売春婦が、沖縄、フィリピンに集まります。セックス産業、セックス・ツーリズムが見られます。政府が観光業を振興すると、それに伴って性産業が出現します。どうしてこの様なことが広がっていくのでしょうか。これは極めて複雑な質問で、いくつかの理由を挙げて説明ができる単純なものではありません。しかし私どもが入手したデータから考えますと、構造的な経済的な不均衡が各国間あるいは地域間にあることが一つの原因であると思います。経済的に最もダイナミックに発展しているのはアジアです。この何十年で目覚しい経済成長を遂げていますが、その陰には貧困が隠れているもう一つの顔があります。貧しい地域から躍進を続けている地域に人々が集まっている、他の地域でも、ヨーロッパでもそうです。売買春は資本主義的な企業活動の一環となっています。大、中、小様々な組織が介在しています。クリストフ・ストープさんが摘発したような国際的に大きく展開しているクラブもあれば、マッサージ・パーラーあるいはタクシー運転手が売買春を斡旋する場合もあり、又ゴルフのキャディが性を売る場合もあります。

女性の商品化が行なわれています。私は“Prostitution of Culture”と言っていますが、売買春の文化の出現だと思います。マスコミ、宣伝、社会は売買春を容認しているようです。売買春の文化を育んでいる様です。性の対象とされたボルノ、見られる暴力行為、女性はもはや部品化しています。電話セックスは声であり、画像は胸というように、女性の体の部分が部品化、商品化されてしまっています。現代の社会がそれを容認しています。女性が選択して、自主的にやるならばよいという風潮も生まれています。“sex worker”という言葉を“売買春”という言葉に代って使うことで正当化しているように思えます。そこには非人間的、隸属的な要素があるので“work”(仕事)というものではありません。女性がすべき労働ではなく、まさに prostitution(売買春)は暴力です。私は敢えて“prostitution” “prostitute”(売春婦)という言葉を使っています。現在、二分することで正当化しようとしている人々がいます。成人の売春婦と子どもの売春婦に分けますが、6才の時はよくなくて、18才ならよいのでしょうか、先進国は豊かだから認められ、第三世界、貧しい国ではいけな

な性の搾取以外は受け入れられるのでしょうか。問題が隠れてしまつて、犠牲者である女性は、売買春を強要されることが立証できない状況があります。そうなりますと、法的保護が受けられません。強迫、暴力、誘拐等によりしばしば国境を越えての人身売買が特に女児、男児の売買春に行われますが、もっと巧みなリクリートもあります。何千もの女性達にとってはそもそも選択肢などありません。貧困、近親相姦、虐待などのある結婚生活が女性を売春に追いやっています。“個人の選択”という言葉で社会・経済・文化的な強力な要素を忘がちです。しかしこの様な力が加わるからこそ女性が売春に追いやられるのです。また開発にあたり、政府は外貨を稼ぐ目的もあり観光を振興させようとします。女性が海外に行って外貨を稼ぐことを容認する政府の政策があります。建前では売買を糾弾しながら、本音では寛容している政府の態度があります。家族に係わるイデオロギー、とりわけアジアの考え方が女性に家族のために犠牲になるという風潮を生んでいます。

人身売買、売買春を人権の問題として糾弾しなければなりません。女性の人権に対する著しい侵害であると思います。隸属化、性的搾取、自由の剥奪により、多くの女性が非業の死をとげています。いつまでも苦しい状況におかれ、身体的、心理的な虐待がなされ、言葉の暴力もあります。女性の心、魂、体も全て荒廃しています。300名余りのフィリピンの基地で働く売春婦にインタビューしました。「日々、レイプされたり、虐待、暴力を受けているが、文句が言えない。売春婦がレイプを受けた、殴打された、暴力をふるわれた、と言っても誰も聞いてくれない。」と彼女達は語っています。このようなことが社会として容認できるでしょうか。台湾では、若い処女を好むということで、売春婦の40%が先住民の少女です。13才以下の女児が売春宿の主人によってホルモンを注射されて、客好みに育つようにされています。女性の人権が危機に瀕しています。しかし、今まで、その男性、斡旋人、リクリートする人々そして政府によって沈黙させられていました。人々はこれに対して目をふさいでいました。この問題は女性、女児を圧迫し、人間性を否定するものです。ボスニアでのレイプ、慰安婦の問題、観光という名に隠れた売春、ペントハウス、プレイボーイ等の雑誌による性的搾取、その形は様々です。場合によっては女性の同意があることもありますが、いかなる場合であれ、女性が人間にふさわしい、暴力のない世界で生活する権利が奪われています。売春に追いやられた女性、女児には人権はありません。私達はこのような非人間的な行為に対して黙っていたのでしょうか。私と同じようにこの女性達も自由があるはずです。レイプを受けない、暴力を受けない、セクハラを受けない自由があるはずです。私達にはやるべきことが多いのです。もちろん政府はNGOも一部取り組んでいますが、政府と

にはやるべきことが多いのです。もちろん政府はN G Oも一部取り組んでいますが、政府としては人身売買をもっとグローバルな問題として直面しなければなりません。この問題はもはや国境がありません。先進国と第三世界、高所得と低所得の国々との間の力の格差が問題です。そして国内の法を適用するだけでなく、治外法権的な法の適用もまた検討しなければならないでしょう。ベルギーがヨーロッパで第一号の“人身売買禁止法”を制定しました。オーストラリア、ニュージーランドでも、国民が海外でこの様な罪を犯した場合、刑罰を課しています。このように各国が人身売買の法を見直ししています。フィリピンでは今法案が出されており、私も専門家としてその起草に係わっています。人身売買、売買春は犯罪であり、制裁を課すことが大切です。制裁の対象が女性であってはいけません。女性は犠牲者です。レイプ、セクハラ、虐待等の犠牲者で、心の傷を負っています。彼女達に援助の手を差しのべなければなりません。組織的な犯罪者を摘発して、女性達が社会復帰できるようにしなければなりません。時には、一時的なビザの発行、在住を認めることも必要でしょう。シェルターの提供も必要でしょう。私どものセンターも女性達のために色々と力を尽してきました。フィリピンでは様々な国内の組織が女性の教育、研修プログラムを実施してきました。女性に対する暴力の問題に取り組んではじめて女性は暴力に対して“No”と言えることが分ったと言っています。

売春をめぐる議論の視点を変える必要があろうと思います。従来は、女性の方に問題があり、何故女性が売春に走るのかという視点で議論ばかりしていましたが、どうして男性が女性を売買春で利用しているのか、という点が大事だと思います。これにはまだ答えが出ていません。男性はもっと責任を持つべきです。性的な行為に対して男性は責任を担うべきです。売買春は女性ではなくむしろ男性の問題です。男女の力の格差、大人と子どもの力の格差、先進国と途上国との力の格差です。今色々な動きが見られています。調査、研究もされています。買春をする男性のプロフィールを明確に知る必要があります。フランスは女性に対して非人間的な扱いを男性が止めるにはどうすべきかを考え、また男性を助ける組織もあります。フィンランドにおいて、何故男性が買春をするのかという調査に対して、女性に対して力を、コントロールを發揮するため、という結果が出ています。この様な男性の態度をどうにかすべきです。女性の問題ではありません。男性に焦点をあてて、男性が変わらなければならぬ時代であろうと思います。社会は社会的責任を担っています。社会は道義的な責任として、女性が犠牲とならないようにすべきです。しかし、現状では、この様な行為で罪を課せられるのは女性であり、国外退去を命ぜられるのは女性です。その視点を変える必要

があります。ローカルのみならず、国際的な協力も必要であると思います。

司会者：非常に驚くようなデータを提供して下さり、私達は考えなければなりません。売買春の需要者側は主として男性になりますが、それに対する調査では、結婚している男性だと月に1回、未婚の男性は週に1回買春していると、バンコックで報告されています。この様なことがHIVとも関係しており、例えば、北部のチェンマイでは、妊娠婦の2%はHIVのキャリアで、南部では1%がキャリアです。それに対して我国日本は、タイ以上かもしれません、売買春を容認する社会です。日本に多くのタイ、フィリピン女性達が騙されて連れてこられています。更に日本の男性達がアジアを中心に各国にセックス・ツアーに出かけて行っている姿を見て恥かしい思いをしております。最近発展しておりますバンコック、台湾等の男性も日本の男性の後を追うようにグループで買春に行っており、目立っています。

パネラーに対する質問と回答

質問：売春婦が小さい場合は、体つきを女らしくするためにホルモン注射をする国はどの国でしょうか。

回答：オーロラ・デ・ディオス氏より

それは台湾からの報告です。

質問：日本の女子の未成年についてですが、特に、今女子高校生等が援助交際という名の下に、50、60代の男性と月極めの契約で売春したり、中・高校生、時には小学生までも、自分のお金のために、性欲のために売春をしていると聞いています。この様な子ども達に大人が何も言うことが出来ずに、なすがままの状態にしていることが多いと思います。その様な子ども達に“そういうことはしてはいけない”ことを教えていかなければなりませんが、どうしたらよろしいでしょうか。この問題についてどのように考えていらっしゃいますか。又、他の先進国で、貧しい国ではない所で、心が貧しくなっており、この問題についてのアドバイスを、また他の先進国の状況を教えていただきたいと思います。

回答：オーロラ・デ・ディオス氏より

非常によい質問ですが、簡単な答えはありません。ジレンマがあると思います。問題を提起して、その問題に答えたとしても、全ての問題が解決されるとは思いません。データを集める程、問題の大きさが見えてしまって、答えがなかなか見つかりません。一つ言えるのは、若い女兒が自分の体をお金のために売る、買いたいものがあるから、お金が欲しくて体を売るということは、これは男性だけの問題ではなく、社会全体が女兒、女性を性の対象として見ていることであり、女性自身が自らをどう見ているかということです。女性自ら自分を“セクシー”的な価値観でとらえることにも問題があり、消費一辺主義の犠牲になっているのかもしれません。消費主義がどの文化にも横行しています。どこの文化にも売買春という境界線がなく、あらゆる所に浸透しています。広告、宣伝、雑誌でもそうです。先日YWC Aに行く途中でも色々な性的ポスターを見かけました。日本では、ポルノがビッグ・ビジネスになっています。若い子は周囲の状況がこの様ですので、自分もその様に見てしまいます。大人の女性もあたり前にとらえます。売買春が“ひどいこと”から“あたりまえのこと”に大人の女性も考えるようになっているのではないかでしょうか。女兒と成人女性が自らに力(empowerment)を得るには、人権をきちんと理解して、教育の過程で教えることが必要だと思います。“女性としての権利”は何かを知ることが大切です。その様な教育を与えられ、情報を提供されているならば自分の体の尊厳、人間の尊厳を軽く扱わなくなると思います。しかし時間のかかることです。コミュニティから起す運動もあるでしょうし、家庭教育、学校教育もあるでしょう。フィリピンでは女性学の連盟がありまして、保育園、初等教育の段階からカリキュラムに入れていくようにしています。体を守ること、体を侵されないことが人間の尊厳です。女兒だけでなく、男児にも教えていくことです。他の人の権利を侵害してはいけないことを小さい頃から教えていくことです。

先進国で、ますますこの様なことが起きています。貧困が原因ではありません。「マクドナルドの方がウェンディーズのハンバーガーよりいいわ」、という感じで、性交渉をします。これは価値観の問題です。道徳心のあるなしではなく、男女に良識があるかどうかの問題だと思います。これは先進国、途上国を問いません。ですから、教育に任せるとしか思えません。

回答：キエン・セレイ・ファル氏より

私も全く同感です。カンボジアの経験からいって、この問題に対応するために教育措置に

訴えています。しかし今のところこのような問題はカンボジアではそれほど頻繁ではありません。他国からその様な写真等が入ってきて、多少文化が変わってきていますが、ごく最近のことです。学校教育において、女児に対してカンボジアの文化を教えています。日本には素晴らしい文化があると思います。長い歴史もあり非常によい文化があるのですから、それをうまく使っていくこともできるのではないかでしょうか。子どもに対する教育ですが、例えばヘルス・ケアの教育の中にこの問題を入れていくことも考えられます。子ども達が何のためにお金が欲しいのか、何に使うのか、家族がお小遣いを出した方がよいのか等、その原因を調査することが解決の一歩ではないでしょうか。カンボジア青年協会いが、日本にも同様の組織があると思いますが、問題解決に参加して、貢献している面があります。学校内において女子に対して教育することもありますし、学外でも色々接する機会を設けています。青少年協会として、自分の人生を今後どのようにしていきたいのかという対話をっています。

質問：大学院生より

カンボジアに売春を禁止する法、又は政策がないと言われましたが、今の連立政権は、その法案を国会に提出しているのでしょうか。あるいは、連立政権には、その法案を考えることもしていないのでしょうか。

回答：キエン・セレイ・ファル氏より

カンボジアでは、売買春に関する法案が起草さえもされていません。今年の初め、1月16日に、議会が人身売買法を審議し、通過させました。しかし、その法律をもってしても、この問題を十分にカバーするに至っていません。それを補足する意味でも、法案を起草する必要がありますが、今だに為されていません。

質問：大学院生

その原因ですが、タイによくあるケースですが、警察又は政治家と、売春宿のオーナーとの癒着があるからでしょうか。それとも別の理由だとお考えですか。

回答：キエン・セレイ・ファル氏より

タイのことを言われましたが、カンボジアを含んで色々な国で状況は同じだと思います。確かに、かなりの政府の高官、警察、軍隊が自ら売春宿を経営しているような状況ですので、

法の実施、強制執行は非常に難しいと思います。

質問：日本の男性が外国でセックス・ツアーバーに行くことをとても恥かしく思っていますが、その男性のそばには必ず女性がいるわけです。妻とか、未婚であれば、母親がいて、母親達が男性をどう教育しているかという問題があります。先程、オーロラさんが、男性も罰しなければいけないと言われましたが、それをもっと大々的に取上げて、国際的になんとかならないでどうか。家庭で男児がその様にならないように、どの様な教育をすれば、よろしいのでしょうか。先程も児童の教育の話がありましたが、そこからスタートすべきだと思います。そのためには、女性がもっと連帯して売買春やセックス・ツアーバーを止めなければならぬと思います。女性のことだけでなく、男性がどうしたらその様にならないかという研究はされているのでしょうか。

回答：オーロラ・デ・ディオス氏より

フィンランドの報告の話を多少しましたが、フィンランド政府は売買春をどう取り扱うかという調査を行ないましたが、結局暗礁に乗り上げてしまいました。アジアを初め世界中で何故女性が体を売っているか、そのプロフィール、年齢、状況もわかっていますが、男性側についてはあまり知られていません。フィンランドかノールウェイのどちらの調査か忘れましたが、CEDAWの報告の中で、男性が買春するのは女性に対する権力を表現する方法だと言われています。男性と対話してどうしたらよいか一緒に考える必要があるのではないかでしょうか。今まで女性側だけを分析してきたのではないかと思います。女性のための教育プログラム等色々考えていますが、男性側に対しても働きかけ、男性のプログラムをどうしたらよいでしょうか。限られた時間では、売買春の犠牲になっている女性に重点（プライオリティ）を置いて取り上げなければなりませんが、やはり男性側も真正面からこの問題に取り組む必要があります。今のところそのような男性は出てきていません。男性はすぐに口を塞いで、その様な問題がない風にそっぽを向き、自分には関係がないと、どの男性も言いますから、男性側からその様な社会運動が起きたらよいと思います。オーストリアのウィーンで会った人ですが、“Nest”巣の運動を始めたフランス人がいまして、コミュニティにおける売買春の問題を取り上げています。サンフランシスコでは、“MOV”(Men Opposed to Violence)という運動があり、何故男は女を虐待し、レイプをするのか、という動機を分析して、自らを助けるにはどうしたらよいかということを男性がやっています。タ

イの男性グループですが、タイの男性は何故頻繁に買春するのかという研究をしています。男性の社会化という過程を考える必要があると思います。私にも息子がおりまして、母親の知らない所で、売春しているのではないかといつも恐れています。公共の場で母親がこの様な話をしていることを彼は知らないのですが、今から三年程前に私が3ヶ月、家を留守にした時に息子達を叔父に預けた際、自分の判断で、買春できる年頃にはなっていましたが、その叔父によれば、息子が叔父に、「叔父さん、止めた方がいいよ。女の人に悪いんじゃない。」と言ったそうです。彼の同級生達は、行っているようだけど、息子は叔父にそう言ったことに内心ほっとしています。男性として買春しないことは非常に勇気がいるのです。裸の女性がどこにでもいる、商品化された女性がどこにでもいることで、その商品を買うのは当然だということになってしまっています。それを止めさせるには、男性側のメッセージ、発信が必要です。男性の世界を我々女性が変えることは出来ないので、男性自身で解決して欲しいと思います。

司会者：ここにいらしている男性は恐らくそういうことをなさらないので、この様な真剣な会に出席していらっしゃると思いますが、男性より何かこの問題を解決する鍵になるような発言をしていただけたら有難いと思います。

発言者：国際女性地位協会のメンバーで、銀行員

男性の意識の問題ですが、銀行員で、ごく普通のサラリーマンで、よき夫であり、よき父親であるという職場の同僚達がいます。どちらかと言えば、恐妻家である人も、買春、ソープランドの話は職場で日常的会話です。プロの売春婦を買うこと、一般の女性と交際することは別扱いです。素人の女性を騙すことはよくありませんし、もしその様なことがあれば当然、懲戒免職等職場を追われることになりますが、売春婦を買うことについては、問題なく、そういう面では女性を一段低く見ています。この様な意識は男女の役割分担、今までの教育の積み重ねからきていると思います。職場では、買春しないと一人前ではないような風潮があります。日本の場合だと、皆がやっているのだから、特に悪いことではないと考えられています。セックス・ツアーやセックス・ツアーリーにしても、誘われて断わることは勇気のいることだと思います。同じグループ、同じ生活態度をもつ人間でないとはじき出されるということが日本の職場にはあります。職場において現在問題になっているのはセクシュアル・ハラスメントです。この問題も話し合う、セク・ハラを止めさせることが、一つには成人男性の意識を変える面で

大きな意義があると思います。その意識を社会的に問いかける問題として慰安婦問題があると思います。それについては制度的な軍の問題、先程、カンボジアの方が軍が性産業を営んでいると言われましたが、そのことを利用した男性の問題についてどうなのかということを真正面から取り組んでいかなければなりません。先日の報道で、フィリピンで女児に性暴力をふるった男性が日本でその責任を追求され、裁判を起された話がありました。この様な形で、一個人の男性の責任を問うことが重要だと思います。その様なことをしても責任を問われない、皆がしているから悪くないというのが今の日本の男性の意識かと思います。これを変えるには、まず性別役割分担が一番大きな問題だと思います。質問ですが、フィリピンのセックス・ツアーナど外国でしたことについて、日本で責任を追求することができる、そのあたりで何かできる方法があるかと思います。このことについて何かお考えがありましたら、お答えいただきたいと思います。

司会者：大変有益な提言をありがとうございました。セクシュアル・ハラスメントでアメリカの三菱自動車でおきた事件ですが、日本の職場で何でもないことがアメリカで問題になったということで、日米の意識のギャップが問題になっており、そのあたりから始めなければなりません。

回答：オーロラ・デ・ディオス氏より

日本の男性からとても勇敢な発言をいただき感謝致します。特にこの様な会議、しかも人身売買、売買春のことですと、なかなか男性は参加してくれませんし、発言もしてくれません。私達にとって男性がオープンに、正直に、どういう問題を抱えているかを発言して下さる機会を歓迎します。例えば、仲間意識ということで、自分だけが別行動をとることが難しいこともわかります。その様なことは日本の男性に限らず、どこの社会の男性に対しても言えることだと思いますが、日本の男性の方がプレッシャーが強いかも知れません。

治外法権の問題ですが、海外に行った自国民に対してどういうことが出来るかということですが、小児愛好者、女児を対象に買春を行った男性に限られます。対象が子どもであろうと成人女性であろうと、男でも女でも問題は深刻だということは同じですが、なぜ全てが対象になっていないのか納得はいきません。少くとも一部が訴追されるのはよいことです。その様な措置がとられることで強いメッセージが出されると思います。ベルギー、オーストラリア、ニュージーランドだけはこの様な法的措置が可能です。今、ドイツでもこの様な措置

を検討しています。小児愛好者は、残念ながら西欧社会の男性に多い現象です。一部の日本の男性もそうですし、フィリピン人にもいます。法的措置は国も対象もまだ限定されています。しかし諸外国でのセックス・ツアーノで買春したならば、その様な人々が日本の法廷で裁かれる時代になればよいと思います。しかし、売買春が社会の中でオープンに議論されない限り、訴状としては熟成されないと私は思います。買春が行われても、口にしない、男がやってもそのことについて女性も発言しないのが現状です。しかし法廷において売買春が犯罪であると明確に判決を下して欲しいのです。この問題について先ず各国できちんと取り上げ法的措置を行って、初めて国際的な舞台で取り上げることができると思います。先ず日本の社会でどういう状況かという話に戻すべきです。私はフィリピン人ですので、フィリピンにおいての問題を考えて行かなければなりません。何故フィリピン女性をエンタティナーとして諸外国に送るのか自問自答しなければなりません。エンタティナーの名の下に結局売春を行っていることを私達も知っています。ささやかな試みかもしれません、売買春、又、売春婦を雇うことに対して罰則するような法案を制定しようとしています。特に18才以下の女児を募って売春を強要することに関して犯罪にしようとしています。又21才以下でもどの様なエンターティメント産業で雇用できるかという制約をしようとしています。モニターしにくいこともあります、何らかの形での尺度も必要ですので、政府はNGOによって何らかの形でモニターが行われることが必要です。そうすることで、問題が顕在化し、又公けの席で討議されるべきです。あまりにも売買春を受け入れたならば、問題としての認識が無くなってしまいます。しかし、子どもの人身売買が世界各国で横行しているので、問題が顕在化しており、自らの態度、姿勢を反省することが始まっているとは思いますが、まだまだ十分ではありません。色々な虐待があります。子ども、成人、男性、女性それぞれの虐待があり、何故この様なことを許容しているのかという基本問題に戻るべきだと思います。

質問：サビットリ・グナセケラ氏より

性サービスへの需要があり、合法化されているが故に一つの現象として、人身売買、売買春が生まれてしまうのです。私どもは女性の虐待、売買春を非合法化していくかなければなりません。歴史的に遡ってみると、18世紀に経済活動として奴隸を活用することに対する議論がありました。そこでも大金が係わっており、当時、社会的に奴隸が合法化されました。20世紀になりますと、どこの国でも経済活動としての奴隸は合法化されていません。もちろん残念ながら、例外はありますが、一般的には奴隸制度は受け入れられなくなりました。

同様のことを、人身売買、売買春についてもすべきではないでしょうか。国際的規準を設定すると同時に各国政府に責任を問うことです。女性が売買春において搾取されたならば、人権侵害であると取り扱い、又、非合法としてとらえていく姿勢が必要だと思います。

その一つの方法がオーロラさんが言われたことです。成人の売買春の場合、自らの選択でやっていると言われてしましますので、できれば“同意とか選択”といった問題ではないことで切り離すことができないでしょうか。子どもの性的搾取に関して、187ヶ国が児童の権利に関する条約を批准しています。その条約で、18才以下の子どもは売買春に関して強いられてはならないと保護されています。売買春を行ったり、売春宿を経営したり、子どもに売春を強要する人達に対して厳しく制裁を課し、マスコミにおいても大々的に報道すべきです。身体的虐待、拷問、誘拐、国際的な人身売買に対しても同様の措置がとれないでしょうか。それぞれの社会が何が出来るかを考えて、自分達の国で売買春をどうとらえているのかを見て、優先順位をつけていくべきだと思います。優先順位に則って、政府に対して政策面で圧力をかけ、国際的規準を選択するように働きかけていくべきだと思います。

我国において、またケニヤ等のアフリカ諸国において、西欧諸国の女性がやってきて、少年を対象に買春していることも忘れてはなりません。

回答：オーロラ・デ・ディオス氏より

確かに政府に対して責任を問わなければなりません。成人でも子どもでも責任を問うことが必要です。国際的なコンセンサスとして出来上がっており、子どもが売春することに関しては条件つきということは一切ないと思います。子どもの売買春というのは、相手が自国民でも、西欧の男性であろうと関係ありません。この様なことは一切の弁解の余地がなく、社会として許してはなりません。スウェーデンの国際会議においてもこのことをコンセンサスとして確認しました。

現在、売買春は残念ながら、大々的な多国籍企業の事業となっています。どこの国においても、売買春に反対したり、その実体を明らかにしようとしている組織があります。またこの売買春は女性に対する暴力だと明らかにしているところもありますが、政府の方から反対している国もあります。前にお話したように、国が経営している売春宿さえ存在するからです。国として、こうしたライセンスを与えたり、顧客から賄賂があったり、警察官もしばしば腐敗しており、賄賂をもらって、いわばお国のお墨付の売春制度が存在することもあります。国が係わっている場合、どの様にして法律を施行するのかという問題があります。私ど

もとしては反人身売買法を制定しようとしていますが、フィリピンにおいては、エンタテイメント産業は何百万という大産業として存在しています。米国でポルノはいけないと言っても、プレイボーイ、ペントハウスの様な雑誌会社が女の体を売り物にして、莫大な金を儲けています。このようなことは受け入れられない、反対しなくてはなりません。この様な産業を一つ一つ潰していくかなくしてはなりませんが、難しいと言わざるを得ません。というのも、女性の中にさえ、「いいじゃないの」と言う人もいるのです。そして女が選択しているから、良いと言う人もいます。このような考え方がありまた経済の面があり、特に経済と政治的な利益が結びつくと前進出来ません。しかしながら、おっしゃるように優先順位をつけて取り組むべきです。政府の責任を問う一つの方法として、“女性に対する暴力の撤廃条約”の第6条において、売春と人身売買を取り上げています。それは選択とか強制とかを言及せずに、売春としか言っていません。オランダを除いて既に153ヶ国において、売春を公けに支持できると言っています。しかしながら、現状では、制裁を今以上厳しく課したり、選択議定書を採択する必要があるでしょう。この条約をもっと強力なものにする必要があります。国際的文書も組織もありますが、欠落しているのは制裁です。制裁がない限り、社会として深刻に受け止めることがないと思います。民族的対立、戦争、内戦があると、国連が動いて多国籍平和部隊を送りますが、何千もの女性が人身売買されても、危機として、問題として受け止めません。これは女性に対して十分に価値を与えていないと言えるのではないですか。もっと危機感をもって、政府に対して問題提起し、働きかけていくべきです。

司会者：日本で“タイ買春読本”というタイで買春を勧める悪質な本が発行されまして、日本ではいつものことの様に思っていたのですが、タイの女性達が非常に怒り、それに対応するために訴訟になっています。これは市民レベルでどういう活動が出来るかの良い例だと思いますので、ご紹介していただけますか。

回答者：林 陽子氏より

この“タイ買春読本”というのは、日本の4人のフリーランサーの男性が書いた本ですが、タイのどこのお店に行けばいくらで女性が買えるということを写真付で非常に詳細なガイドをつけて売ったものです。これは初版が1万5千部出て、完売しました。成田空港に行くと、空港の本屋に平積みになって、一番目立つ所にあった位、大変売れた本です。これに対して女性グループが抗議の活動に立ち上がりまして、その本を絶版にして回収して欲しいと申し

入れたのですが、出版社は応じませんでした。ただし、抗議運動の過程で、女性達に改訂版を作る時には、あなた達の意見を聞いた上で内容をもっと良くします。という約束をして合意書をこちらに差し入れたのですが、結果的に、その合意書は守られずに、初版本と全く同じ内容の本を再版しました。これに対してタイ国内でも女性達から抗議の声が上がり、在日タイ大使館からも、この様な本が日本で出版されたことは遺憾であるという表明が文書及び口頭で出されています。本来ならば、その様な出版物自体によって不愉快な思いをしたという裁判が論理的には可能ですが、表現の自由というものがありますので、他人の執筆活動に対してそのこと自体では違法であるということが、日本の法律では言い難いのです。抗議行動をした人達が、自分達に一度は合意書を差し出し、改訂を約束したのに無視された形で、再版を強行されたことが一つと、もう一つは、再版本の中で、抗議行動に来た人達を実名を上げてかなり揶揄して恐い婦人団体のおばさん達に押しかけられたというような誹謗中傷している部分がありますので、実名を入れて再版本の中で名誉毀損されたという部分について損害賠償を求める裁判をおこしました。第一回が既に1996年7月に東京地裁で開かれ、第二回が9月の予定です。私達は裁判を通して、買春を奨励するような出版文化というものに問題提起をしたいと思っています。

発言：オーロラ・デ・ディオス氏より

陽子先生ありがとうございました。私どもも協力させて下さい。女性による運動が大変大きな力になると思います。世論を教育する、国民を教育する大きな力になると思います。多くの国で女性がこういった問題を広く国民の前に提起して、連帯してきました。アジアの女性グループ間の連帯も生まれています。そういった連帯の中で、1970年代に日本の買春ツアーが問題になりました。当時その問題を顕在化して、若干ブレーキがかけられましたが、いつのまにか元に戻り、ここで改めて何かしなければと思っています。同じ様な種類のいわゆるエロ雑誌の出版が許されています。マレーシア、カンボジア、タイなどアジアの女性の特集が組まれています。ドイツの雑誌ですが、ドイツの女性グループからフィリピンに雑誌のコピーが送られてきて、ドイツ政府に抗議しました。その結果、一年で事業を止めざるを得なくなりました。又人身売買についても連帯があります。バイマンセルという新聞の広告に対して提訴しました。新聞を使って、ガールフレンド、愛人、妻として女性の売買を宣言しているのです。その様な広告を載せたことで、私達は数ヶ月前、提訴し、その結果、この様な宣伝広告を止めさせることができました。小さなことでも、キャンペーンをはり、主張し

ていくことが大事です。その積み重ね、社会に意識をもたせることが大事です。ビジネス行為として適正であるか否かはっきりさせ、女性は断固としてボイコットする。また、男性がそういった雑誌を買うことが恥かしいと思うような風土を作ることが大切です。フィリピンの女性グループが性搾取についてのスタディ・ツアーワークshopを行っています。オーストラリアとこの様なプログラムを組んで二週間のスタディ・ツアーワークshopを行い成果が上がりました。セックス・ツアーワークshopを主催するオーストラリアのホテルなどに働きかけて対話をしました。女性運動家とオーストラリアの人々の間の対話をしました。オーストラリア、フィリピンの両当局にも訴えてどうしたらこの問題を解決できるか提起しました。売春を職業としてみているようですが、私どもとしてはそれは人権の侵害です。もちろん意見を異にすることは人間の自由ですが、せめてそこに対話が必要です。そしてそのギャップを解消するには橋渡しが必要です。そのためにはこの様な協力が大事です。日本の女性の方々とのつながりも深めたいです。そして日本の国内のつながりも深めていただきたいと思います。

発言者：私も皆様にお知らせしたいことがあります。問題を提起するだけで答えをもっていません。小児愛、これは幼児の買春と同じことですから、大変心配な問題です。小児愛好者を対象とする雑誌がずい分出ており、それによって情報が得られるのですが、この雑誌を愛好者がガイド・ブックとして使っています。本来まじめな目的のための出版物が乱用されたり、誤った目的で利用されている事例もあります。自分達の目的のために色々な情報を普及、交流することが悪用される場合もあります。

セックス・ツアーワークshopという観点だけでコントロールするのではなく、児童の売買春については子どもが介在することでリスクがより大きくなることを十分に自覚する必要があります。

回答者：オーロラ・デ・ディオス氏より

この質問かどうか分かりませんが、おっしゃる通りだと思います。男性は幼児を虐待したい、そのために色々なことを仕組みます。雑誌でネット・ワーク作りをして、どこで幼児を買えるかなどの情報を交換している。恐らくこの様な本をおっしゃっているのだと思います。スウェーデンのフォーラムで、「一部の人々は世代間のセックスを喜んでおり、どうしてそれが認められないのか」というような質問がありました。“intergenerational”（世代間）という言葉が使われていたのです。これはまさにpedophilia（小児愛好者）などが入るわけで、

社会的にもいけないとされているのですが、この様に世代間セックスなどの言葉がつけられると、物の本質がわからなくなってしまいます。また売買を“sex work”仕事という言い方をするとばやけてしまいます。情報が普及すれば、私達がコントロールしようとしても、思いがけない使われ方もされます。こういった乱用を育まないような、雰囲気、社会を作ることが大事です。そのために何か行動をしなければならないと思います。

パネルフォーラム(3) 「家庭内暴力について」

パネリスト：ミーラ・コサンビイ 氏

S N D T 女子大学女性学研究センター

イムラナ・ジャラール 氏

フィジー太平洋地域人権教育専門家

林 陽子 氏

弁護士

イムラナ・ジャラール氏による発題

「フィジーにおける家庭内暴力の状況について」

太平洋諸島には600万人が住んでおり、16の異なる国がありますが、あまり知られていません。その南太平洋にフィジーは位置しており、メラネシアという地域にあります。メラネシアとポリネシアのほぼ境界線にあります。オーストラリアから飛行機で5時間、フィジーの人口は約100万人です。45%が先住民で、ポリネシアとメラネシアの混血です。45%が私の様な顔をしている、英国人によって砂糖キビ農場で働かせるために連れてこられたインド系移民です。残りの10%は英國系の混血です。英國の植民地として150年の歴史があります。1970年に、戦争せずに英國から独立を勝ちとりました。17年間、民主的な政府がありました。1987年にクーデターが起こり、それ以降、軍部の支持する政党の下に統治されています。女性のあり方と民主主義は密接に関連していて、切り離して考えることは出来ません。フィジーは大変貧しい国です。コーヒー一杯は70円位で買えます。一日に10ドルもあれば一家が食べていけます。貧しい農業立国で砂糖を輸出して外貨を稼いでおり、砂糖のほとんどはヨーロッパに輸出しています。この他、コプラ、バナナを輸出しています。

この様なフィジーにおいて家庭内暴力はたくさんあります。フィジーの女性は途上国の女性と同じような状況です。女性の23%が賃金雇用されています。成人の女性でもほとんど发言力がありません。所得は低所得層に属し、経済のどん底にあります。第三世界の女性像がピッタリそのままフィジーの女性にあてはまります。先進国を含めて世界の女性達と同様に差別の対象になっています。私は敢えて“家庭内暴力”という言葉を使いたくないです。“家庭における女性に対する犯罪的暴力”という言い方をしています。“家庭内”というそれは家庭の問題はないか、と片付けられてしまうからです。暴力が家庭において女性に対し

て働きかけられても、これは犯罪と見るべきで、“家庭内暴力”という言葉を使うべきではないと考えます。太平洋諸島で行われる犯罪的な暴行の95%が女性に対してです。よく、奥さんだって夫をたたくことがある、と言われます。パプアニューギニア、ソロモン諸島、バヌアツなどで確かに妻が夫をたたくことはありますが、ごく稀です。夫が女性に対してする暴力と、女性が夫に対してたまにする平手打ちとは全然違います。“女性に対する犯罪的な暴行”と言った場合、その背景をぬきにして語ることは出来ません。女性に政治力、経済力があれば、犯罪的な暴行は行われないでしょう。

フィジーにおける犯罪的な暴行の特徴ですが、これが特殊な犯罪とみなされていないことです。二人の男が道で喧嘩をしているのと同じ扱いにされることです。警察も裁判所も同情しません。女性に対する価値が低いので、夫にたたかれたことで夫を告発しても、ほとんど有罪になりません。判決も出ません。妻が被害者の場合、その被害者が夫を処罰する責任を負わされます。例えば、裁判所の性的いたずら禁止命令 (non-molestation order) のようなもので、禁止命令を破っても逮捕されません。有罪という判決が出たとしても、拘置、収監されません。和解、示談という手続きがとられてしまいます。裁判所が夫に対して、平和維持命令を出して、一年間暴力をふるわなければ許すという非常に甘い判決になっています。

“ブルブル”というフィジーの習慣があります。夫の家族が妻の家族の前に行って謝ると、許されることを意味します。犯罪的暴行がどの位の頻度で起きるかと言いますと、一番頻度の多い、妻への殴打をすると、最大一年間収監されますが、これは非常に稀です。顔に平手打ち以上のひどい怪我をさせても99%は普通の暴行のように扱われます。フィジーは英国の植民地であったことで、インド、スリランカ、バングラデシュと同様に英国の法制度を踏襲しています。英国の慣習法と同様に女性に対する暴行は家庭内の問題とみなします。フィジー女性緊急センターが10年前に設立され、女性に対する犯罪的暴行に立ち上がっています。非常に効果的な仕事をしていまして、そのお陰で、女性に対する犯罪的暴行が社会の問題になってきました。1984年にセンターが設立されて以来、センターに援助を求めてきた人の数が10倍になりました。1993年には348件の家庭内争いが警察に登録されました。この数は大したことないように思えますが、人口比からみたらかなりの数です。これは実態の10%位ではないかと見られています。家庭内の暴力に対する社会的意識ですが、フィジーの首相が昨年、次の様なことを言いました。「妻をけっとばして、家庭内でリラックスできるなら、大いにやった方がよい」ちょっとした冗談だと釈明し、失言ということで首相は謝罪しましたが、これはフィジーの男性の意識だと思います。法律において、女性に対する犯罪的暴

行というのは一般刑法の中で扱われています。家庭で妻をたたいても、街で喧嘩しても全く同じ扱いです。もう一つフィジーで問題になるのは、警察の意識です。警察は妻が電話をかけても聞かぬふりをしています。隣りの人が電話をして、夫が妻の頭を殴っていると知らせても警察は何もしません。女性の権利運動がおこり、女性の緊急センターが出来まして警察が何をしているのかモニターしています。電話がかかっても警察が背中を向けた場合には、我々は問題にしましたので、今では警察は現場に出向くようになりました。しかし現場で、警察はまずなだめます。夫が警察官の前で妻を続けてたたいても警察は手を出しません。夫が逮捕され、警察官を殴って初めて交番に連れていく状況です。家庭のプライバシーとか、婚姻の聖域という言い分で、家庭内暴力が軽視されています。また警察は、法律によって、家屋に立ち入る権利がないと、家屋への立ち入りには、行政長官の特別な許可を必要とする、と言います。しかしこれはナンセンスなことです。英国の法の下では、犯罪が行われた場合には、警察官は現場への立ち入りが出来るのです。警察官の意識で左右されているのです。太平洋諸島では、警察官自身も妻に暴力をふるっているので、同じ様なことをする人を逮捕しないのです。農村地帯では、村の警察官は一番力を持っていて、法律で権威を与えられています。伝統的、慣習的な力もあります。酋長であって、警察官である人が、自分の妻に暴力を働いているのですから、他の人が妻に暴力をふるうからといって、誰が逮捕するでしょうか。慣習的に彼達は保護されています。家庭を干渉することは婚姻を壊すことになる、妻が夫のことで苦情を言うと、妻が結婚を台無しにしている、と言われてしまいます。

フィジーの社会は、伝統的なヒエラルキー（階級制度）になっています。酋長が上にいて、酋長の100%が男性で、先住民社会ではこのヒエラルキーは厳格になっています。その中に入ってきて、酋長を逮捕するのにはあり得ないことです。家父長的な婚姻制度がフィジーの社会でもインドの社会の様になりますから、夫の家に入ることになります。舅、姑と暮らします。結婚イコール奴隸になることだという言い方をする人もいますが、田舎ではそうかもしれません、都市部ではその様なことはなくなりました。実際、家庭の中で、妻が夫に暴力をふるわれても、妻が告発することはほとんどありません。たとえ、告発しても、夫の家族が妻の家族のところへ行って、鯨の歯をプレゼントします。これは慣習的に、公けに謝罪をしている行為になります。更に裁判所に告発した場合、当事者である夫と妻は出廷しないで、家族だけが出席し、伝統的な保障をしました。つまり鯨の歯をあげました。だから告発されることはない、と主張します。憲法はこの言い分を受け入れます。夫は罰金も課せられないので、収監もされません。先住民の夫婦ではなく、裁判所に告発する場合、告発の64%がすぐ

に和解にもっていってしまいます。裁判所が奥さんを説得するのです。つまり、夫が収監されたら、誰に食べさせてもらうですか、という具合に迫ります。社会福祉制度も失業保険もなく、夫が働くことだけが生活の糧になるので、この様に言われると妻は止むを得ず和解してしまいます。危機センターでは和解よりも先ず夫を罰するべきだと考えます。一度起きたことは繰り返されるのを私達は知っているからです。ですから、きちんと罰せられて、カウンセリングを受けなければ繰り返されます。裁判所に夫を告発する責任は警察ではなく、妻にあります。告発後のフォロー・アップには、時間とお金と知識が必要です。女性に力を与えるにはこの三つの要素が不可欠です。貧しく、工場で働いていたら、実際上難しく、司法的手続きに訴えることが出来ません。つまり、告発する責任を妻にとらせることで、結局途中で挫折してしまいます。英連邦の事務局が調査して、何故警察が妻に代わって告発手続をやらないのかという問い合わせに、警察側は、どうせ妻が途中で告訴を取り下げる所以やつてもしかたがないと、言い分けします。実際、妻が途中で取り下げることはありませんので、言い分けにすぎません。司法権を与えられている行政長官は、保守的な人で、伝統的価値観をもった人ですから、警察と同じ様な考え方をします。“妻というのは財産であり、家庭はお城であるから、それに干渉してはいけない”、ということなのです。裁判所がこの様な見方をするので、妻が告発しても最後まで有罪ということにはほとんどなりません。私は11年間弁護士をしていますが、家庭内暴力で逮捕され、収監されたのは1件だけです。それは夫が妻の足を切断したのです。その時、夫は何と言ったでしょうか。「だけれど、木製の義足を買いましたよ。それで十分じゃないですか。」と夫は言ったそうです。99%は罰金又は一年間の執行猶予で済されます。この様なことは社会の男性像に傷を与えるだけです。それでは女性に何ができるのでしょうか。離婚を申し立てる、生計費を要求することも考えられます。しかし、実際問題として、貧しいので離婚したらどのようにして生計をたてるのかという問題になります。そこで裁判所から、夫が妻と性的に通じることを禁止する命令を出してもらうことになります。しかし、女性が経済力、政治力をつけない限り、そして法的解決策がない限り、女性の置かれる立場は貧困に甘んじる生活が何年も先まで待っています。

フィジーはひどい所と皆様思われるかも知れませんが、パラダイスでもありますから、遊びにきて下さい。太平洋は海も青いし、空も青くパラダイスです。でもパラダイスにはヘビもいます。そのヘビとは家庭における女性に対する暴力です。それに安閑としてはいられません。二つの強力な女性の組織が出来ています。発言力もパワーもあります。他国と同じ様に事態は相当に変わってきています。

司会者：“家庭内暴力”という言葉が日本で聞かれるようになったのは最近のことです。当初，“家庭内暴力”は夫や恋人から妻や女性に対する暴力というよりは、学校でのストレス、受験教育からくるストレスを子ども達が母親にぶつける暴力というようにとらえられていた時期が長くあったように思います。“家庭内暴力”が女性の問題であるという認識が出てきたのはごく最近のことですが、今のお話を聞いて、この“家庭内暴力”という言葉自体が問題を非常に小さな、私的な世界に閉じ込めているのではないかでしょうか。“domestic violence”（家庭内暴力）という言葉をジャラールさんがお使いにならずに、“女性に対する刑事罰を伴う侵害行為”という定義をしたことについて、私達も、日本の中で、この問題の認識を深める意味で、もっと適切な言葉がないだろうか、と今改めて思いました。

ミーラ・コサンビイ氏による発題

「インドにおける家庭内暴力の状況について」

家庭内暴力についてどの国でも似たような現象が見られ、どの国でも同じ様に正当化されていると思います。“家庭内暴力”と言おうとイムラナさんがポイントをよく指摘して下さった“犯罪的暴力”と言おうとインドにおいても問題は存在します。家庭内暴力の大半は正当化され、目に見えない形になっており、あたり前な事、ささいな事と思われたりします。家庭内において夫が妻に対して暴力をふるうのはどこか権利のように見られています。これに対して法の下で何らかの措置を講ずるべきである、介入すべきであるという状況ではありません。これがインドの悲劇につながっています。インドにおいてもほとんどの家庭内暴力を罰する法律は制定されていますが、実際にはなかなか実施されていません。この問題がインドにおいてどの程度深刻なのかと言いますと、フィジーから比べると随分違うところもあります。8億5千万の人口を有し、インドは一つの亜大陸です。民族的にも多様であり、宗教も言語も多様です。ですからインドとして一つにまとめることはなかなか出来ないのですが、ある程度一般化してお話しします。

最も一般的な家庭内暴力は、やはり、夫から妻への虐待、暴力です。これがどの様にとらえられているのかと言いますと、夫が妻に暴力をふるうことはあまり深刻なことではないので、法的措置を執る必要がない、と受け止められてしまいます。確かに夫が妻に対してふるう暴力あるいは暴行を取り締まる法律はあります。しかしこれが日常的に繰り返し行われる暴力である場合には法で取り締まる必要がないと見なされています。一方、持参金に対する嫌が

らせとか持参金に係る虐待と言った。一般的、日常的でない暴力に対しては法律的措置を講ずるべきだという考え方があります。法体系をみても罰則は確かに規定されています。家庭内において女性への残虐行為がなされたならば、罰則規定は設けられています。しかしその残虐行為がどの様に定義されているのかと言いますと、女性が自殺したり、精神的、身体的傷害が重傷である場合又は死亡に至った場合に限られています。ですから夫から妻への日常茶飯事の暴力は除外されてしまいます。最近になってこの様な事実に対して目が向けられるようになりました。精神的、身体的残虐行為や持参金の要求とは関係のない暴力も犯罪と考えるべきであり、何らかの手を打つべきであるという認識が高まってきました。この様な状況において実態はどうなのでしょうか。フィジーとほとんど状況は同じだと思います。ほとんどの場合、妻は夫を告発しません。理由は、フィジーの場合とほとんど同じです。妻は夫に従うべきであり、この種の暴力は妻の従属性を表わすものとして受け止めるべきである、夫が妻をぶっても構わないではないかという考え方があります。ですから妻の方もそれに服するしかないという考え方が蔓延しています。妻は警察に訴えたり、告発することは全く頭の中にありません。ましてや、もし妻がその様な行動に出ると言ったら、家族が反対します。妻として夫に従属し、ぶたれても我慢すべきだという理由のみならず、家に対して恥をかかせるのか、隣近所に対してみっともないではないか、と家族からの圧力がかかります。それにもかかわらず、警察に行きますと、数年前までは、警察官が奥さんに対して、何を騒いでいるのかと諭します。そして警察官も又、妻に暴力を働いています。そして暴力の犠牲者である女性に対して、暴力そのものが正当化されると同時に暴力の原因は女性にあると考える傾向があります。しかし、最近になって状況は少し変わってきました。一つは、警察がこの問題に前より敏感に関心を払うようになったからです。もう一つは女性の運動の成果だと思います。様々な女性運動が暴力の被害者の女性達に援助の手を差しのべているからです。また家庭内暴力の対象となった妻は、夫が一日でも警察署に泊ったならば、少しは頭を冷やして、次から暴力をふるうことを考え直すのではないか、と思っており、これが抑止力となっています。そしてこれは妥当な解決策と一層受け入れられています。妻に対する暴力そのものは深刻でないにしても、もう一つ犯罪的なことが加わると明るみに出てきます。それは大体持参金に關係する嫌がらせです。伝統的なヒンズー教の女性が経済力がない故にハンディを負っていることも話しました。伝統的ヒンズー教の家庭の場合、男性が相続人となって、娘は相続人になれません。一般化してお話ししているのですが、つまりインドの大半においてはそのような制度をとっていますが、全部で26州あるうちの2つの州は、私の出身地である

マハラティ州も含めて、法改正をして娘にも息子と同様に相続権を与えていました。しかし大半の州では、娘に相続権を与えていないので、結婚時、それに相殺する形で、娘に動産が分け与えられます。この動産が持参金制度に発展していきました。この動産に対して、娘がコントロールを有することで始まったのですが、結局は、夫あるいは夫の家族によってコントロールされるに至ったのです。このことを繰り返しあ話しするのは、これがインドの社会習慣の中に根づいているからです。そしてこの持参金制度の習慣がヒンズー以外のインドの家族にも踏襲されているからです。この様な女性に対する搾取が宗教的に始まったのですが、短期間のうちに他の人々もその習慣を踏襲しています。イスラム教徒、キリスト教徒であれ、ヒンズー教徒と同様にインドでは持参金を要求するようになっています。持参金に対する要求も増えています。今朝話されたとおり、消費主義の台頭の反映です。女性に圧力をかけると、女性の家族からより多く金や品物が夫の家族に入ります。この種の搾取は結婚時のみならず、結婚後も続きます。持参金を結婚の条件として要求することは法の下で禁止されています。問題なのは、これがインドの社会においてあまりにも一般的な習慣になっていることです。法律を制定する人、法を執行する人も社会の一部ですので、彼達も又、この習慣に則って行動しています。警察官が妻に持参金を要しているのであるならば、持参金で苦しんでいる女性に救いの手を差しのべるでしょうか。答えは“No”だと思います。この持参金禁止の法律が制定されてからかなり経ちました。当初はかなり狭義の定義でしたが、今では大分拡大解釈されています。一般的、日常的に見られるのは結婚時のみに持参金が要求されるのではなく、結婚後にも及んで要求されることです。この種の犯罪に対応するためにこの持参金の定義を拡大し、結婚後の嫌がらせも含まれるようになりました。法の下では、もし女性が、結婚後7年以内に疑惑ある状況で死亡した場合、持参金に係わる嫌がらせ、虐待ではないかと自動的にみなされます。この様な形で女性に対して法的に保護を与えようとするものです。警察はもしその様な死亡があったならば、調査します。7年以内に死亡したならば、持参金に関係があると疑われるのです。この様に法的に保護されているにもかかわらず、この現象がなくなっていないのが実情です。これは家族の姿勢にも責任があると思います。女性が結婚しますと、夫の家族に属するとみなされ、親としてはもはや娘をサポートできないと考えます。娘が夫の家族から嫌がらせを受けているので助けて欲しいと頼んでも、嫁の実家としては過激な行動に出ることをためらいます。娘の生命に危害があったとしても、せいぜい家に連れて帰ることです。インドの社会では別居、離婚は女性に対して汚点のごとく扱います。インドのあらゆる宗教的社会において離婚に関する措置はありますが、法律上

の離婚は少ないのです。というのは、離婚した女性は社会の中で高い社会的地位を享受できないからです。親も、娘に帰って来いと言うような場合、社会であまり歓迎されません。ですから、親もとかく遅すぎるまで娘に援助の手を差し伸べません。親も娘が殺されるまで何の手も打たないことが往々にしてあります。そして娘の死後、払った持参金も返してもらえない状況になっています。昨日、焼死したX夫人のビデオをご覧になったと思います。持参金を要求され、実家が払わなかったので殺されました。嫁ぎ先が嫁を殺そうとする場合、焼死させることがよくあります。焼死の場合、カモフラージュして事故死と見せかけることが出来るので、しばしばこの手段がとられます。焼死を殺人だと証言するのは難しいのです。また、女性に子どもがいる場合、火傷を負って入院して、警察の調査を受けても、女性が瀕死の状況であったとしても、女性は事故だと偽証します。それは、子ども達の行く末を心配するからです。自分が死んだ後、嫁ぎ先に子どもを委ねなければならないし、嫁ぎ先も強迫します。ですから、この様な事態に追い込まれても女性は真実を口にしません。

その他の暴力としては、胎児殺しがあります。それ程日常的ではありませんし、規模も大きくはありません。お腹にいる子が女の子である場合に、選択的に胎児殺しをします。社会の中で女性の位置が低く、経済的に負担になるからです。これは持参金制度とも係わっています。家族において子どもの数を多くしないで2～3人にとどめておこうとする場合、娘ではなく、息子がいいとなります。中国においても一人っ子政策の結果、同様の現象が見られます。これは法律で禁止されていますし、反対運動もありますが、民間病院で、胎児の性の診断を行い、胎児殺しが行われています。この様な診断には費用がかかるので、一般的ではありませんが、これは女性に対する新たな種類の暴力と言えます。1980年代の初めからキャンペーンを開催し、1988年に法律が制定され、この様な胎児殺しは禁止すると明文化され、その結果犯罪行為となり、刑罰の対象となりました。

もう一つ別の犯罪に女児の嬰児殺しがあります。1817年に法律によって嬰児殺しが禁止されましたが、この法律は、1952年に英国より独立した時に廃棄されました。こういった問題はもはや存在しないということで廃棄されました。しかし、嬰児殺人は件数としては少ないので、時折、地方においてあります。これも女性に対する暴力です。

家族におけるもう一つの女性に対する暴力に、数は少ないので気になるものがあります。それは殉死です。一般的ではありませんが、時折、未亡人が殉死を強いられます。これは特にインドの文化に関係してくることですが、伝統的に、何世紀も前に、インドの家長制度において、女は妻であり、母親としての存在でした。ですから、妻であることがなく

なると、存在そのものの理由がなくなるという論理です。地方によっては、また一部のカースト制においては一部未亡人の殉死があります。そこで慣習は、夫が亡くなると、妻も亡くなった夫の亡骸と一緒に埋葬されます。この慣習は1829年に英國法で禁止されましたが、独立後のインドの刑法にはこのことが含まれませんでした。それはこの様な慣習が無くなつたと思われたからです。しかし残念ながら、件数は多くありませんが時折、起きています。この50年間で30件ぐらいあったと思います。数は少ないですが、この様なことが起こること自体、私達にとってはおぞましいことです。1987年にインドの北西部において、若い女性で、きちんと教育も受けた、かなり裕福な家庭の女性でしたが、殉死を強いられ、夫の亡骸と共に埋葬されました。このことが大々的に報道され、運動もおこり、新たに法律が制定されました。夫と共に埋葬することは犯罪であり、これに手を貸した者も犯罪者になります。そしてこれを宗教的永劫なるものとして崇めることも犯罪として見なされます。法律で禁止されているにもかかわらず、この様なことが起こること、そして正当化されたり、警察や政府が見て見ぬふりをすることがあります。それ故、大規模なキャンペーンが展開されています。私達にとって見て見ぬふりをされること、気になりますし、これがインドにおける家庭内暴力のもう一つの具現化だと言えます。

今までお話ししてきたように、家族の中で女性に対する暴力は様々な形があります。この暴力は出産前から始まっています。胎児殺し、嬰児殺人、幼児殺人、持参金にまつわる暴力、結婚後の妻への暴力、虐待、そして極めて稀ですが未亡人の殉死に至るものまであります。これらは犯罪として取締まる法が制定されていますが、今でもこれらの暴力に対する脅威が存在しているのです。

林 陽子氏による発題

「日本における家庭内暴力の状況について」

日本は一般的に犯罪率が大変低くて、平和な社会であるという神話があります。実際に、犯罪白書などの公的な統計では、強盗、殺人などの凶悪犯罪の発生率は先進国に比べて、極めて低くなっています。しかし、犯罪が少ない社会ということが女性に対する暴力について、公けの場で議論することが出来ずらくしているのではないかと思います。

現在までに、日本において家庭内暴力に関する公的な調査はありません。手がかりになるのは、裁判所が毎年、司法統計年報を出していて、家庭裁判所に離婚を申し立てる人の申立

て理由の統計がありますが、妻からの申し立てのうち、常に2位ないし3位は、夫からの暴力が理由になっています。これは重複統計ですが、離婚を申し立てる妻の約30%が夫の暴力を理由にしています。この様にきちんとした公けの統計がないために国や自治体としての政策がほとんどないのが現状です。現在、暴力にあった女性がかけこめる場所としては売春防止法に基づいて設立された婦人相談所というのがあります。女性が困って、逃げる場所がなくなると、売春に転落するのではないかということで、法律で義務づけて、婦人相談所を設けています。一つは、これが売春防止法に基づく施設ということで、一般の家庭の主婦や、自分は売春とは関係がないと思っている女性にとって、アクセスしづらいという問題があります。現在、各都道府県につづつ義務設置という形で必ず自治体が、この婦人相談所を作らなければいけないことになっていますが、現在の行財政改革の中で、もうこれは必要ないのではと、この婦人相談所の存在問題が政治的テーマになっています。

夫婦間暴力について特別な法律はありませんので、夫が妻を殴れば、他人が女性を殴ったと同様に、傷害罪が形式的には成り立ちますが、今日のお二人の話にもありましたように、警察は家庭内のプライバシーを理由に夫婦間の暴力の問題に立ち入ることをしたがりません。又夫婦間のレイプについては伝統的な日本の刑法の教科書においては、夫婦間のレイプは成立しないと書いてあります。ただ一つ、今から7年前に、別居中の妻を夫が自分の友人と一緒にレイプしたケースがあります。この時は夫だけでなく、友人の男性も加害行為に加わっていたということで、夫と友人の二人に強姦罪が成立するという判決が出ています。これは他人も一緒だったので、もしこれが別居中の夫が一人で妻を尋ねて強姦した場合、同様の有罪判決が下るかどうかという点で意見が分かれているようです。

北京会議の前後から、女性達が家庭内暴力の問題について積極的に発言するようになります、新しい動きも少しずつ出ています。一つには昨年、警察庁が新しい被害者対策を打ち出して、これまでの警察の捜査のあり方に問題があったのではないかということで、もっと被害者を重視する警察捜査についていくつかの施策を打ち出しました。当面の目標ということで三つのカテゴリーに分けられています。一つは、殺人事件の遺族に対する心のケアをもっとやっていこうということです。二つ目に、レイプや強制ワイセツなどの性犯罪について、今までの警察捜査のあり方が、却って被害者に二次的被害を与えて、告訴をためらわせていたのではないかという反省が含まれています。三つ目が、この家庭内暴力の問題です。女性の人権にとって極めて重大な問題であるにもかかわらず、従来、プライバシー尊重ということで、家庭内暴力の捜査に及び腰であったのではないかということから、家庭内暴力の捜査

についても見直しをしようということがうたわれています。これは警察の方での新しい変化として歓迎したいと思います。警察は少しずつですが、性犯罪や家庭内暴力についての警察官の研修を始めています。実は、私も初めてですが、来月警察大学校に呼ばれて、女性に対する暴力の講義をすることになっています。今まで女性の団体に頼まれて、講演をすることはありましたが、警察では初めてで、新しい体験で、300人の男性の警察官が集まるそうですので、一生懸命よいレクチャーをして来ようと思います。もう一つの新しい動きとして、東京都庁に女性計画課というのがありますと、この6月に女性に対する暴力検討委員会を新しく発足させました。これから、都民に対して、専ら女性に対する暴力についての意識調査や、被害体験を聞くアンケートを実施しようとするものです。どの様な形でアンケートをとれば、最も正確に実態が把握できるかということで、統計の専門家や、女性の弁護士、社会学者が案を作っている段階です。予算がつけば、恐らく来年度、都によって実施されると思います。今までいくつかの女性の市民団体や弁護士会などの民間ではアンケート調査がなされてきましたが、国や自治体のレベルで行われる調査は恐らく、東京都のものが初めてとなりますので、これも北京会議の一つの成果が表われてきてていると思います。

パネリストに対する質問と回答

質問：家庭内暴力と言った場合、お二人の国、インドとフィジーでは親が子どもに暴力をふるう、虐待する、あるいは子どもが親に暴力をふるうことについてはどの様な問題が生じているのでしょうか。また、今日のお二人の話は専ら、妻が夫から受ける暴力についての問題でしたが、夫が妻から受ける暴力について、社会的に問題になっているのでしょうか。

回答：イムラナ・ジャラール氏より

確かに親が子どもに暴力をふるうことは相当あります。大体子どもに暴力をふるうのは親でも父親が96%です。逆に子どもが親に暴力をふるうことはほとんど聞かれません。日本の仲間の方々が、日本では、子どもが親に暴力をふるうことが問題になっていると聞いて、大変驚いています。力のある者が力のない者に暴力をふるうのが一般的であろうと思います。社会、経済、文化的な環境の中で、弱者が必ず暴力の対象になります。子どもに対して親が力を持っていれば、親が子どもに暴力をふるいます。夫が妻よりもあるいは子どもよりも力を持っていれば、夫が暴力をふるうのです。夫が被害者になる場合は極めて限られていて、

せいぜい 5 % 程度であり、暴力の度合も軽微なものです。しかし、女性が被る暴力というのは絶えず殴打されたり、けられたりするのです。太平洋地域では子どもが親に暴力をふるうことは聞いたことがないと思います。

回答：ミーラ・コサンビイ氏より

インドでは必ず夫が妻に対して暴力をふるうのであり、妻が夫に対してすることはまだありません。仮に起こっていれば、大々的に宣伝され、極めてセンセイショナルに報道されると思います。子どもと親との間で、確かに、子どもに対して暴力をふるうことはあると思います。また、色々な暴力があると思います。一つは身体的な暴力で、しつけ、教育の意味で暴力をふるうことがしばしばあります。あるいは、単に気持が爆発して子どもに暴力をふるう場合もあります。しかしながら取り上げられていない問題として、性的な暴力が家庭でも起ころる、いわゆる近親相姦の問題があります。この様な問題はなかなか顕在化しません。これは西洋から始まったと言われています。1980年代にアメリカでは、この近親相姦の問題が初めてオープンに話し合われるようになりました。女性としては、公けの場で親から性的虐待を受けたことは言いにくいのです。同じ様な状況がインドでも少しづつ起こっています。この様な性的虐待が少しづつ表面化してきています。かなり日常的に起きている場合、加害者は近親者であり、父親であったり、義理の父親であったりします。特に後者が多いのです。もともとインドでは再婚がありませんので、近親と言った場合、親せきあるいは家族の親しい友人、叔父であったり、いとこであったりするのです。近親相姦は世界でもかなり一般的に為されています。ただインドではなかなか話題にならないし、どの位起きているか究明にくいのです。しかし女の子にとっては大きな脅威であり、問題です。恐らく私どもの想像以上に行われていると思います。

質問：お二人の国では暴力からのがれる女性達のためのシェルター（避難所）に政府が財政的援助をしているでしょうか。あるいは政府が設立したシェルターはあるのでしょうか。女性達は、どこに行けば逃げられるという、十分な情報が与えられているでしょうか。

回答：ミーラ・コサンビイ氏より

シェルターはあります。州によって実際のやり方は異なっていると思います。マハラシュトラ、西インド地方について、私の出身地ですので、お話しできると思いますが、かなり進

歩した地域で、自治体もかなり意識が高く、女性の団体もかなりあるということで、インドの他の地方に比べて、かなり良い状態かもしれません。自治体が運営するものもあるし、N G Oが主催する民間のシェルターもあります。問題なのは、一定期間の後、出なければならないことです。一ヶ月位は保護してもらいますが、その後どうなるか大きな問題です。仕事をどうするか、住まいをどうするか、特に子どもを持った女性にとっては大変なことです。インド社会ではそもそも男性には教育をしますが、女性は教育されていません。この様な状況で、シェルターに収容される妻たちは学歴のない教育を受けていない女性達ですから、仕事を得ようとすると限定されてしまいます。所得を増やそうにも力持っています。この様な女性達にとって長期的解決策を見つけることは難しいのです。短期的に避難することに関しては若干のサポートシステムがありますが、一番大事な事はどうやって長期的に解決するかです。これはインドだけでなく、欧米その他の国々でも共通だと思いますが、女性が家を離れると、夫が追いかけてきて、家に連れ戻そうとし、そこで暴力をふるうことになります。アメリカのO・J・シンプソンの事件も広く報道されました。あの様な現象が起きるのです。追われ、連れ戻されるという暴力、脅威が常に妻の方にはあります。経済的自立、身体的保全に本当の課題があると思います。

回答：イムラナ・ジャラール氏より

フィジーは4組に1組は家庭内暴力があると言われています。これは程度の差こそあれ、大きな問題です。離婚の原因の50%は夫の暴力と言われています。これだけ問題化しているのにシェルターはありません。私達のセンターは色々お世話をしていますが、自らシェルターを運営する力がありませんし、政府にもその様な施設がありません。

質問：コサンビイ氏に対する

お話しの中に、持参金関連の殺人、夫を亡くした妻への迫害については既に法律的な保護はあるが、実態はなかなか改善されていない部分もあるとのことでしたが、この様な法律は女性達がどの様な運動を展開することで成立したのでしょうか。女性運動を一つの法律という形で結実するまでにはどの様な歴史があったのでしょうか。

回答：ミーラ・コサンビイ氏より

1970年代に、インドにおいて、女性運動が非常に活発になりました。二つの女性に対する暴力があり、世間の注目を集めました。それにより、全国的な社会問題になりました。一つはレイプの事件でした。その時出された判決は、被害者を犠牲化するような典型的なものでした。もう1件はひどい持参金関連の殺害でした。それ以来、色々な形で持参金問題が扱われるようになり、様々な抗議運動がおこり、また、政治家に対するロビー活動、政府に対する働きかけ、そして世論を作っていくこうという意図がありました。持参金のために妻を殺害した家族に対するデモ行動がなされ、マスコミがかなり取り上げたことで、その家族を恥かしめるものでした。意識を発揚する運動もありました。インドの映画は娯楽的なことで有名ですが、この事件について、社会的な教育を取り入れて映画化しました。女性運動に加えて、他の運動もこの問題を取り上げ、持参金関連の殺害禁止運動がおこりました。抵抗がないわけではありませんし、意識がないわけではないのですが、簡単にお金が手に入るので、持参金要求になります。持参金は女性を搾取して家族がお金を手にすることです。持参金でもし女性を搾取できなければ、他の形で女性を搾取することになるだろうと思います。フェミニスト学者の中には、これは資本主義への一形態であるという言い方をする人もいます。簡単に収入を得る道であり、資本への簡単なアクセスとか消費主義へのアクセスであると言います。最初の妻が自殺行為に追いやられるとか、夫が殺害したかもしれないと言われる中、再婚して、二度目の妻からも持参金をまき上げることもあるのです。これは悲劇であるにもかかわらず、これをやることへの誘惑が大きいのです。これは経済的な制度になってしまっているので、救済が非常に難しいのです。女性に対する暴力だけの問題ではなく、経済などの色々な要素が組み合わさって、この様なことが起きています。高学歴の弁護士、警察官、議員などの社会のリーダーである人達さえも、この誘惑にはまっています。やはり、これは女性への経済的搾取であり、家族ぐるみの搾取であり、経済的に利益性があるのでなかなか消滅できないのです。

回答：イムラナ・ジャラール氏より

私に対する質問ではありませんが、コサンビイさんの言われたことに付け加えますと、私達活動家として、一つ一つの問題を個別に扱うことができません。家庭内暴力にしても、持参金問題にしても関連があります。家庭内における女性の地位は経済力がないということで、暴力の対象にもなります。経済力があれば、女性も立ち上ることができ、その家から出れ

ばよいのです。“自分より稼ぐ妻をたたく男がいるか”と言われますが、色々な要素が集まって今の状態を作り出しているのですから、個別に切り離して見ることを我々は止めなければいけないと思います。

質問：北京会議で採択された行動綱領の中に、ジェンダーに敏感な研修（Gender Sensitive Training）という言葉が何度も使われていますが、この家庭内暴力に関して、裁判官、弁護士、検察官などの法律に携わる人々の意識を変革するような働きかけをそれぞれのお国でなされていますか。例えば、裁判官に対して、この様な問題についての研修は日本はまだ行われていませんが、お二人の国ではどの様な試みがされていますか。

回答：ミーラ・コサンビイ氏より

インドにおいても増えてきています。私の出身地西インドの場合ですが、自治体政府の機関が年に何回か行政官、警察官、判事等を対象として、女性に対する暴力に関する研修コースや、またマスコミの男性像に関する研修をしており、この分野で真摯な努力がなされています。

回答：イムラナ・ジャラール氏より

私は今、あるプロジェクトに係わっており、まだ制度化はしていません。それは、“太平洋地域人権教育資源チーム”と呼ばれており、色々な職業グループを対象に研修をしています。gender sensitive training を組み入れなければ、女性の人権と言っても無意味なものになってしまいます。例えば、警察官を対象のワークショップならば、5日間の研修のうち、性的暴力に関して、一日かけて“Gender”とは何かということを話します。つまり gender に左右されて犯罪をどう見るか、又、どう分析するか等についての話です。この様な研修に警察官は参加してくれますが、判事はなかなか参加してくれません。自分達はもう既に訓練されて、中立の立場であり、客観的に物を考えているので、今さら gender training は要らないと考えます。そして判事達は裁判所の中で人権を守っているのは自分達だという意識が強いのです。判事を人権に関するワークショップに呼ぶことは出来ますが、gender に関するワークショップに呼ぶことは出来ません。ですから人権という衣の中に gender を組み入れて教える方法しかないだろうと思います。そして全ての判事は gender 研修を受けるべきだと思います。オックス・ファムが作成した、なかなかよい“ジェンダー研修マニュアル”

がありまして、ジェンダーをどのように教えたらよいかということを人権グループのために作りました。私達活動家はジェンダーのことがわかっているつもりですが、人に教えることは難しく、訓練が必要ですのでこのマニュアルは役に立ちます。これによりますと、色々なゲームを通して教えることができるのです。その事例をマニュアルから紹介しますと、最近、女性の性犯罪を調査していた20人の警察官を訓練したのですが、子どもが1人しか生めないルールがあるとして、男の子と女の子とどちらが欲しいですか、そしてその理由を書きなさい、という問い合わせがあります。これに95%は男の子が欲しいと答えています。そこで何故男子に価値がおかれ、女子が軽く見られているかを説明するのです。このマニュアルの中にこの様な演習課題が50～60あります、非常に役に立っています。第三世界のジェンダー・トレーナーも先進国のトレーナーもこれを採用しています。

回答：ミーラ・コサンビイ氏より

私が関わってきましたこのジェンダーを取り入れる方法としては、インドでは、短大、四年生大学の講師は全て2回、リフレッシュ・コースを終えなければ、昇格できないことになっています。そのリフレッシュ・コースは多彩で、女性学がこのコースに入っており、私が講師として招かれています。ほとんどの受講者は男性で、そこでジェンダーの話しをすることは教育者にジェンダー思考を取り入れることへの啓蒙になります。また教授を対象としたジェンダー教育があり、教育を通じて良い結果がコミュニティに流れることができます。

質問：大学院生より

先進国でも途上国でも家庭内暴力というのは同じ様に問題をかかえていると思いますが、先進国と途上国が一緒になってその解決のためにどの様な取り組みが出来るでしょうか。具体的に何か案がありましたら、お聞きしたいと思います。

回答：イムラナ・ジャラール氏より

私見ですが、何故このような犯罪的暴力があるのかと言いますと、男女の間に力の格差が存在するからです。どんなに法律を作っても、人が変わらない限り、なくならないと思います。国際協力についてですが、例えば、日本政府は太平洋諸国の女性に関するプロジェクトに援助していません。太平洋諸国のNGOが日本大使館に行って援助の要請をしても、女性関連のプロジェクトに資金は出せないと断わられてしまいます。日本のNGOの方々にお願

いしたいのですが、このような姿勢を変えるよう働きかけていただけないでしょうか。日本は先進国の中でも重要な国であり、お金も技術もあり、諸外国に援助をしています。オーストラリアの女性のNGOが政府に働きかけて、より貧しい国に援助をするようになりました。日本のNGOも是非政府を動かして下さい。また多国間においては、国連やその他の国際的組織の方向性に、日本のNGOも影響力を行使して欲しいと思います。

回答：ミーラ・コサンビイ氏

女性に対する暴力は、単に個人的な問題ではなく、社会の問題であり、国の問題であるという認識が必要です。北米のプログラムに参加する際、女性や開発の問題となりますと、私はしばしば“女性に対する暴力”を取り上げます。これに対し、男性達は口を揃えて、暴力は開発と関係がない、と言います。コネスコやユニセフのアプローチには、暴力は開発と関係があると、はっきり規定しています。しかしながら、他の開発プログラムに暴力問題を取り込んでも、結局は意味がないとする見方があります。“家庭内暴力”は個人の問題ではなく、社会のあらゆる側面に影響力がある、という認識を国際的に高める必要があり、この様な視点、意識を高揚する必要があると思います。そして活動家の皆様も各政府に対してこのような方向では非働きかけていただきたいと思います。

もう一つは、女性自身が力をつけること(empowerment)です。女性自ら力をつけることにより、人生の色々な選択が出来ます。現状ではほとんどの女性に選択がありません。即ち、女である限り、結婚しなくてはならないし、結婚後は色々なプレッシャーがあり、離婚もできないということで、ほとんど選択肢がありません。離婚したら社会的に批判を受けるし、現実的に、女性は自活できなくなります。ですから、女性に対して、結婚が唯一の女性の生きる道ではない、女性として、独立して、自立もできるという選択を与えていただきたいと思います。そうすれば、男性も守りの姿勢になると思います。もしかしたら、女性の方から離婚して欲しい、と言ってくるかも知れないとわかったら、随分状況が変わります。

回答：林 陽子氏より

お二人の話に重複しますが、女性に対する暴力の根本的な原因は、男女間の力の不均衡にあるということは、ほぼ確立した見方だと思います。例えば、“女性に対する暴力”的別報告者が、第一回の政府レポートを昨年提出しましたが、この中でも“imbalance of power”(力の不均衡)という先程イムラナさんが言ったのと同じ言葉を使っていますが、力

の不均衡が様々な暴力の原因であると指摘しています。今、ミーラさんが言ったように女性達が力をつけていくことが、根本的な解決方法だと思います。そのためには、女性が自立していくための様々な仕組み、例えば、各国で取り組んでいる平均賃金や、affirmative action（少数民族や女性などの弱者に対する差別撤廃措置）など、女性が参画していくためのシステムをお互いに情報交換し合って、それぞれの国で実行していくことも必要だと思います。特に先進国と途上国との国際協力では、イムラナさんが指摘した援助の問題が大きな比重を占めていると思います。日本の場合、政府開発援助の額がいつもアメリカと1、2位を争う巨大な額ですので、それが本当に女性達の自立に役立つように使われているかどうか、私達納税者として、監視し、発言していくべきだと思います。援助の分配や監視に携わる国の機関や民間の調査機関にもっと女性が参画して、女性の眼で援助を見通ししていく必要があると思います。

回答：ミーラ・コサンビイ氏より

間接的に女性の力をつけることにつながるのですが、一つは女性に対して無料で教育を行う制度を確立することです。インドでは、親は女子の教育にできるだけお金を使いたがらないので、私どもの州では、公立の小学校、中学校において女子に対しては無料で教育がなされています。これは一つの方法で、親達も娘をもっと学校に送るようになると思います。

また、インド政府は割当制度を導入しました。これは全ての州において確立しています。各地方自治体の村や地区などに評議会があり、33%は女性議員でなくてはなりません。また都会のすべての自治体でも33%は女性議員でなくてはなりません。女性に対してこの種の力を与えることによって、状況が一夜にして変わるものではありませんが、まだ始まったばかりで、長年に亘って制度化されれば、必ず真の変化をもたらすことになるでしょう。

質問：パキスタンからの参加者

お二人のパネリストに対する質問ですが、財産に関する法律と家庭内暴力とがどの様に関連しているかおたずねします。家庭内暴力はまず、夫と妻との間でとらえられるのですが、また姉妹に対する暴力、例えば、未亡人や離婚した女性への暴力もあると思うのですが、財産法との関連ではどうでしょうか。

回答：ミーラ・コサンビイ氏

インドにおいて相続に関する制度は色々あり、宗教によって異なります。ヒンズー教においても二つの主要な制度が相続権に関してあります。先祖の財産は通常、男性が共有し、女性には相続権はありません。世代の異なる男が一緒に相続します。ですから、女性は持参金という形で動産をもらいますが、男性より金額的に少ないのです。本来その動産は女性がコントロールできることになっていますが、結局、持参金という形で夫がコントロールすることになってしまいます。26州のうち2州は娘にも息子と同じ権利を与えよう、と最近法律が制定されました。最近のことですので、長期的にどうなるか分かりませんが、女性が財産を相続できることになれば、自動的に女性の立場が強化されると思います。

質問者が言わされたように、その結果暴力が出てくることもあると思います。女性が相続できないので、経済的地位も低く、結果として、被害者になりやすいというつながりになります。もう一つの問題である未亡人についてですが、あるヒンズー教の法律ですと、未亡人として夫の財産を相続できます。これにより、経済的な地位は向上し、力をつけることにつながるのですが、実態は、しばしば夫の家族から追い出され、夫の家族が彼女の相続分をとってしまうのです。これもまた暴力となります。

質問：

イスラム教徒の場合、娘は相続権があるのでしょうか。

回答：ミーラ・コサンビイ氏

インド、パキスタン、バングラデッシュでは、イスラムの相続法があり、かなり単純なのです。亡くなった人が男性でも女性でも、その遺産の2/3は遺族、即ち配偶者、子どもそして親に分配されます。1/3は遺言により希望の人に残すことができます。コーランでは相続に関して息子の取り分については規定がありませんが、娘については記述されています。例えば、娘が1人ならば、財産の半分を与え、娘が2人以上ならば財産の2/3を人数分で分けることになります。しかしながら兄弟がいる場合、姉妹の倍もらえることになっています。ですから娘と息子が残った場合、息子が2/3で娘が1/3もらうのです。3人が娘で、1人が息子の場合、息子が2/5そして3人の娘が併せて3/5相続できます。イスラム教においてこの様に相続権が確立しています。イスラムのスルーニー宗派の法では、息子がいなくて、娘だけの場合は、遺産は娘には行かずに、兄弟、あるいは兄弟の子ども達に相続されます。もう一つのイ

スラムの宗派であるシア法によると、娘は親の財産の残りを全部相続します。このようにシア法の方が娘には有利に扱われます。

回答：イムラナ・ジャラール氏より

姉妹への暴力について先程ご質問があり、ミーラさんがインドに関してお話しがありました。フィジーのことを少しお話しますと、未婚の女性は非常に守られています。と言いましては、しっかりと守らないと純潔を失ってしまうからです。いい娘にしてないと暴力をふるう、と娘を強迫することにより、娘は守られています。これにより娘が結婚できるようにしておきます。あまりにも自由を享受したり、男子と遊んだりするのはよくない、と未婚の娘には非常に厳しくその行動を監督します。

回答：林 陽子氏より

相続に関して日本では、第二次世界大戦前は家督相続を定めていて、一家の長男にしか、相続権がありませんでした。ですから女子の相続権はなかったのです。敗戦後に出来た現在の憲法では、男性も女性も同じだけの相続分が保障されています。しかし実際には、特に農家などでは、まだ家業である農業は長男が継ぐという伝統が残っていますので、父親が亡くなつた後、その農地や家など誰が相続するかというと、たいてい家業を継いだ長男が相続し、娘達はごく僅かな代償金をもらったり、あるいは、全くお金をもらわずに、相続の書類にハンを押すということが現在でも行われています。その意味で、女性が実質的に平等な相続分を獲得できているかについて、現状では問題が残っていると思います。

姉妹とか未亡人のような妻以外の女性に対する暴力についての質問ですが、私が認識している限り、日本の社会では、特にそれが社会問題となっているとは思いませんし、私自身もお話しできるような具体例を知りません。これは一つには、戦後の日本の社会が急速に核家族化しまして、夫を亡くした女性が、兄弟姉妹や、舅、姑と同居することがなくなつてきているので、その様な現象が私達の目に触れないのではないかと思います。これも調査されていないので、調査をすれば、色々と気がついていない現象があるかもしれません。

質問：サビットリィ・グナセケラ氏より

先進国の日本、途上国のインド、フィジーの報告を聞きましたが、家庭内の暴力は共通のものがあります。夫婦間のレイプの問題についての指摘がありましたが、私の国でも夫婦間

のレイプを犯罪にしようとしています。夫が妻に対してレイプを行うことは、そもそも同居している時は、考えられませんので、夫婦間のレイプが認められるのは別居の状態に限られています。

ミーラさんにお伺いしますが、女性の活動家として色々な行動をしてこられました。法律を作り、持参金に関する法も強化したと言われていますが、そのような努力を反映して、実際上持参金に係わる暴力、あるいは死は減ったのでしょうか。またループテンワ事件以降、殉死の事例は報告されているでしょうか。インドやスリランカは最高裁の判例があり、警察に対して基本的な権利を主張できるのです。つまり、警察が暴行を見逃し、何も手を打たなかつたことで、警察を訴えることが出来ます。警察が告発、起訴をせずに暴力を容認したことで、基本的権利が侵害されたとして、訴えることができますが、それぞれの国ではどうでしょうか。警察に制裁を課すことが法律上できるのでしょうか。

回答：ミーラ・コサンビイ氏

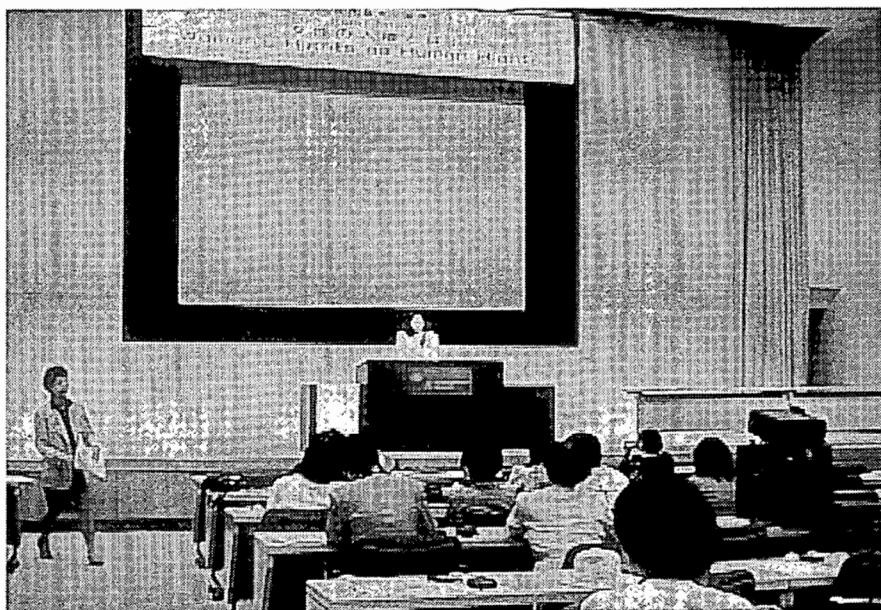
持参金に係わる死についてですが、正確な統計がとられていませんし、全てが報告されているのではありませんので、はっきりは申し上げられませんが、一般論としては確かに減っているのではないかと思います。抗議運動を20年間、かなり大がかりに続けているので、減っているという気が致します。殉死の問題ですが、あの事件以来、報告されていないので、最近はないと思います。

インドの場合、警察が暴力行為をしても、見逃がされています。警察は何もしないというより、むしろ犯罪行為に加担しながら、一切罰を受けていないという問題があります。これについては、かなりの是正措置がとられています。例えば、警察に拘置されている時に、女性をレイプした警察官を罰する特別な法が制定されています。この様に警察自ら加害者になる場合があることを指摘したいと思います。

夫婦間のレイプですが、インドでは夫婦間のレイプの概念そのものが存在しないのです。結婚によって未來永劫、女性は男性が望むならば、応じなければならぬので、夫婦間のレイプの概念はありません。離婚した元の妻に対しては、レイプの概念は成立しますが、罪はかなり軽いのです。その様な性交渉をもつことによって、また夫婦が和解するのではないか、家族が元に戻るのではないか、という期待もあり、元の夫婦間でレイプがあったとしても容認されています。

回答：イムラナ・ジャラール氏より

何もしないことも責任、国家の責任であるというお話をありがとうございましたが、フィジーでもそのような可能性はあります。アメリカでは、女性の組織が警察に働きかけて、何もしないという過失責任を問いました。裁判所の判断が出るような事例はまだありませんが、警察とその組織の間で合意がありまして、女性が助けを求めた場合には、必ず介入しなければならないことが義務づけられています。フィジーではその様な事例はありませんが、今後起こる可能性がありますので、訴追できるような法が必要だと思います。質問者の言われた制裁を課すというのは、警察にもっと関与させるのに有効な方法であると思います。



閉会の挨拶

竹村泰子氏

参議院議員

党内戦後50年問題特別委員会副委員長

昨日から女性の人権についてフォーラムが開催され、多数の女性達の協力でこのフォーラムが終ろうとしていることに心から敬意を表したいと思います。実は、私の方の日程の予定がたちませんで、皆様のご講演や議論をほとんど聞くことができずに、閉会のご挨拶に伺い、大変失礼な形でお目にかかる 것을残念に思いますが、お目にかかれたことを嬉しく思います。

私も色々な問題でアジアの国々を訪問し、本当にお世話をうけます。私は人権をライフ・テーマとしている関係で、ただ今、ミャンマー民主化のための国会議員連盟の事務局次長をしています。もう一つ非常に重要なことは、東チモールの問題で議員懇談会がありまして、その代表をさせていただいている。色々なことで大切な近隣の国の方々とお会いする機会がございます。とても難しいと思うのは、欧米流の人権の考え方をもって、アジアの国々を訪ねても、受け入れ側は、それは違うのではないかという感覚で受け止められることが多いと思います。東チモールに参りました時にも、まず、インドネシアに受け入れていただきましたが、東チモールにはこれまでなかなか受け入れていただけませんでした。一昨年、初めて、国会議員が6人、入れていただきました。その時にも私たちはアムネスティ・インターナショナルの会員でもあり、アムネスティ議員連盟のメンバーでもありました。インドネシア政府側は、大変不思議な顔をしました。どうしてなのだろうかと思いつくと、やはり、私たちの団体を、人権問題で厳しくチェックしている団体だと受け止めていました。私たちは人権侵害があるところには、どこでもきちんと対応していかなければなりません。日本は、今は経済大国、先進国と言われ、ODAもたくさん拠出しているのですから、軍事政権などで抑圧が行なわれている所には、調査に行って事実を把握したいと考えています。しかし、参りますと、あなたたちは本当にアムネスティ議員連盟なのか、アムネスティ・インターナショナルのメンバーか、と問われることもありました。やはり、欧米流の人権のあり方でアジアの国々すべてに通用するというのは、少し違うと、私はアジアの一員として、感じました。

今回のフォーラムも、女性の人権ということで、特にアジアの国々からの参加が非常に多く、この様なフォーラムが開催されたことに本当に敬意を表したいと思いますし、内容を聞

けなかったことが大変残念です。

当然、女性の人権ということで、北京会議でも色々話題になったようですが、私はその時、フランスの核実験に対する抗議のためにタヒチに行って、参加できませんでした。後にその報告を聞きますと、女性達がどう力をつけ、その輪を広げていくかについて、大変良い会議やワークショップが開かれ、そしてその中でも、当然今回の主催者であるアジア女性基金の問題が取り上げられ、日本からの代表達が厳しく追求されたと聞いております。私は党内戦後50年問題特別委員会副委員長をやっており、また与党の50年問題プロジェクトの従軍慰安婦問題のメンバーでしたので、少し触れさせていただきます。昨日の新聞にもありましたが、日本の国内で批判が厳しいようです。第二次世界大戦中に国家による不法行為をしたのですから、手厳しく批判を受けるのは当然だと思いますし、私も従軍慰安婦問題小委員会の中で、決して十分に仕事を果したとは思っていません。原則として、国家責任による補償を行うべきであると、今も考えています。なぜ国家の補償が不可能なのかについて国民に十分説明したか、と問われますと、私はまだまだ説明が不十分であったと思います。日韓協定による取り極めや韓国現政権の対処方針があります。歴史的事実としては色々ありますが、日本政府がお金を出すことに心を砕かないで欲しい、という現韓国政権の意向がありました。この様な韓国現政権の対処方針、あるいは国家賠償と個人補償との関係、日韓協定の取り極めなどについて国民の多くは不案内だと思います。国民参加による基金についても、政府も少くとも半分は拠出し、そして国民の皆様にも力を貸していただきたいというなら、まだよろしいのですが、そうではなく、国民の力による国民基金を集めて、受けとっていただくと決めたのですから、批判を受けるのも当然です。私どもも韓国のハルモニ達と抱き合って、彼女達から何とかして欲しいと、頼まれ、こちらも本当に頑張っています、と言った立場であり、本当に苦しい思いを致しました。昨年12月7日に、この国民基金の方針を決めた時には、私達も、その時までに国が賠償を終えているというのは分からなく、またそれは国家間の賠償であって、個人補償をしているのではありません。サンフランシスコ平和条約によって、外国人とされた在日の方々もそうですが、特に従軍慰安婦の方に対して何をなしうるか、について納得のできる説明が出来ないということで、50年プロジェクトの中で、最後の最後まで50時間近くも議論を積み上げ頑張ってきました。しかし、侵略戦争、植民地支配に対する謝罪の国会決議をするだけで、衆議院の本会議場の半分が空になるという状況の中で、参議院では謝罪の国会決議がまだできていません。自民党の議員の中には、古い体質の方がまだ多數いて、もうこの議論を打ち切ろうという所まで行きました。このような状況の中で、私ど

そもそも仕方がなく、一步踏みきらざるを得なく、国家補償の代わりに国家予算から毎年5億円をアジア女性基金へ拠出しています。この間、さらに基金で決めた医療・福祉のために10年間で7億2千万円を拠出する。この財源は純然たる国の拠出です。それならば、国家補償をすればいいではないかという意見もありますが、国が従軍慰安婦のためだけに補償することは、ほかの人達にはどうなるのかという大きなジレンマがあって、また私どもの力の足りなさもありまして、結論を出さずに、そのまま国民基金に委ねてしまったという状況です。今、この段階で、色々反対の動きもあり、実は、国民基金を潰せという動きもあります。それならば国家補償の道が開かれるのか、ということで、今、大きな葛藤の中にあるということをアジアの女性の方々にご報告申し上げたいと思います。そして総理大臣のお詫びの手紙を添えて、誠意をもって、元「慰安婦」の方達に、受けとっていただきたいというお願いをこれからするところです。今日の主催者であるアジア女性基金の皆様も本当にご苦労していただいている。今後も執拗に国家補償の道を求めていきたい、国会議員として、求め続け、最善の方法をとっていきたいと思います。慰安婦問題はこのように国民基金という形にしても、一步踏み出しました。しかし、ほかにもB、C級戦犯の問題、強制連行の方々に対する問題など、何一つ片付いていません。この様な問題とも今後取り組んでいかなければなりません。私も人権派の議員を自負するものとして、日本では人権の感覚がまだ薄くて、たくさんの仲間達が運動を担えるわけではありません。議員は多数いますが、どの議員でも担えるのではなく、苦労するところですが、子ども達も、女性達も、お年寄りの方も、元「慰安婦」の方も、強制連行された方も、とにかく人権侵害を受けている方達が共に重荷を担えるように、これからも全力を尽くしていきたいと考えます。眞実は必ず伝わると考えています。どうか皆様もお帰りになりましたら、お元気でご活躍下さいますよう心からお祈り申し上げます。

閉会の言葉

金 平 輝 子 氏

前東京都副知事

女性のためのアジア平和国民基金理事

ESCAPが明日から、女性の権利に関する専門家会議を開催することになり、そのために各国から多くの専門家が来日しました。それを機会に私ども、アジア女性基金がESCAPの協力を得て、この国際フォーラムを開催しました。ESCAPの協力がなければこのフォーラムは開催できませんでした。第一に、EACAPにお礼を申し上げたいと思います。第二に、この暑い8月にわざわざ各国からいらして下さった人権の専門家の皆様に、このフォーラムに協力していただき、心から御礼申し上げます。第三に、ご参加下さいました方々へのお礼です。私たちはこのフォーラムの準備を一生懸命やってきました。ご参加の皆様がいらっしゃればこそ、今度の実り多い会議ができたのだと思います。

次にお詫びを申し上げたいと思います。ただ今、竹村先生も少し触れて下さいましたが、私どものアジア女性基金に対する様々な動き、又今回のフォーラムに対する色々な動きがありまして、実はもっと多勢の方がご参加することになっていましたのに、思ったより少なくなりました。しかし、皆様が熱心にご参加下さいましたことを感謝すると共に、この様な充実した内容のフォーラムをもっと多勢の方がお聞きいただければと思い、お詫びも申し上げます。そしてこれだけの内容のフォーラムですので、これをこのまま終らせてはいけないと思います。取り敢えず、今考えていますのは、今回の内容を報告書にまとめて、多勢の方にお配りしたいと思います。又、NHKソフトの方々に色々ビデオをとっていただいており、これもまた、日本における女性の人権の啓発のための資料として、今後私達は十分に活用していくたいと思います。「女性の権利は人権である」ということが、特に日本の国において根づかせていくのは大変なことであり、これからやることはたくさんあると思います。

アジア女性基金では、元「慰安婦」の方々、旧日本軍によって人権侵害を受けた方に対して、謝罪と償い、そしてその方々の今後の生活のための医療、福祉事業をできる限り行っていき、またこれをどのようにして、できるだけ早くやっていこうと、今一生懸命努力をしています。同時に、私達はその他の人権に関する問題を取り上げ、考え、それをなくすための努力をしていかなければなりません。そのためにもう一つの基金の事業に尊厳事業というのがあると、開会の時に申し上げました。今回のこのフォーラムがその様な女性の人権の尊厳事業の一つですが、今回を第一回としまして、今後も続けて、内容を考えながら、皆様の協

力も得て、このような事業を進めていきたいと思います。お暑い中、二日間に亘りご参加下さいましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。